

へ急使を以て告げ来る。即時本町へ出頭、宿直人より手續承る。

この書きぶりでは、金銀座の方では、十七日接收といふことを少しも知らなかつたやうである。「實歴記」の
續き――

但し本町宿直人青木元吉より承るに、官軍三士の内一名は、先年父の咎罪にて父吟味中變死せし兵馬伴久次郎（久四郎）
なり。父の罪落着きて謹慎中なりしも、時勢を見て舊臘脱走せし者なり。一名は京都役人淺岡綱次郎にて、いづれもいか
なる筋を以て斯の次第になり行きしか、豈一驚せざるべけんや。

金座は後藤家の私有といつてもよく、請負の如き形式で幕府の鑄貨を引受けてゐたから、従つてその収益も多
く、後藤一家は王侯の如き生活をその特權の上に續けて來たのである。然るに今や舊配下の小悴が、朝廷の役人
として傲然と乗込み來り、この父祖傳來の獨占事業を、一片紙の命令書を以て引上げ去らんとするのだから、全
く「豈一驚せざるべけんや」だつたに相違ない。

後藤の實歴記によれば、十五日官軍の三士は先づ役所（鑄錢所）へやつて來て、金有高を取調べて歸つた。
翌十六日には、池邊藤左衛門が、前三士を従へて本町金座へ來り、幕府の勘定吟味方改役山田虎次郎に對し、
左の申達しを手交した。

御國財の儀は、元來政權に附屬致し候處、去多徳川慶喜政權朝廷へ返上致し候に付ては、製財所並現在の品物共、今般悉
皆朝廷へ御引上げ相成候間、此旨可相心得候事。

この申渡し書は、四月二十四日、舊幕府方の責任者田安慶頼へも手交された。かくて翌十七日、金銀座は完全
に官軍へ引渡しの手續を了したのである。吉五郎の「實歴記」に云ふ。

斯くて小判、壹分、貳分、貳朱金等、總高五萬千八百拾三兩三分一朱、正金帳面に引合せ、見分の上箱に入れ封印を附し
筑前人數護衛して會計官へ運送せり。幕府一同退散、但此時拙者御預りの金の釜一器、花印子金一圓、舟印子金四圓、一
箱に入れて遣る。爰に於て幕府の手切となる。

「復古記」所載の金銀座の調書は次の如くなつてゐる。

金銀取調書付

勘定奉行	木村兵庫頭
金座掛り勘定方	黒川傳次郎
昨十四日金座案内の者	竹尾正助
	田中祿右衛門
	木村甚兵衛
	西村覺内
	丸橋金之助
銀座掛り勘定方	吉岡民之進
昨十四日銀座案内の者	三木伊左衛門
	萩原又作

金座之分

一、御金箱 百九十二箱
外 金箱入長持 三棹

一、御用道具 一式

右金箱百九十二箱之内譯

新小判壹萬千四百三兩

同 一分判二千七百九拾八兩一分

同 二分判三萬六千六百六拾八兩

同 二朱金千四百四拾四兩二分

古文字金四百九十三兩三分

眞字二分判四百八十一兩二分

文政金四百八拾七兩

草字二分判七百拾二兩二分

五兩判百五拾兩

壹朱金百四拾五兩參分

天保金四千拾三兩

正字金八百五拾兩

古貳朱金五百兩二朱

安政二分判二千參百八拾三兩

古大判參拾四枚

新大判參拾八枚

百文錢二萬九千七百三十三貫九百文

文久錢四萬九百七十貫文餘

眞鍮錢拾二萬四千六百七貫八百文餘

鍍錢九萬八千六十三貫四百文餘

仕掛物

金銀目 七拾五貫目餘

此出來凡 四萬五千兩

一、炭有高凡壹萬四千五百俵餘

序に銀座の分も掲げる。

銀座之分

一、細工仕掛新銀

二百七拾九貫參拾八匁餘

第二編 御用金經濟篇

此出来高壹朱銀凡三萬四千八百七拾餘兩

一、炭有高凡五百六拾俵餘

一、銅千七百拾六貫目

一、鉛七萬七千四百六貫目

一、御用道具 一式

常是分

一、丁銀有高二百貫目

一、御用道具 一式

右之通に御座候 以上

四月十五日

會計掛貨幣取調方

長岡久四郎
淺香綱次郎
上原十助

右の回收金銀を更に解りよく摘録すると

◎金座分

金六萬千七百三拾兩

外 古大判參拾四枚

新大判參拾八枚

錢(金に換算して)

約二萬七千六百兩

仕掛物四萬五千兩

◎銀座分

三萬四千八百七拾兩

丁銀二百貫目(常是分)

計 拾六萬九千三百三十兩

外、大判七拾二枚、丁銀二百貫

金計算のものが十六萬九千二百兩、外に新舊大判七拾二枚に丁銀二百貫目があるから、總計約二十萬兩の金が官軍の手に入ったものと見てよからう。但し後に記する如くこの金は和宮様その他の御用度として交付される旨が通達されてゐるが、恐らくそれはこの一部分に過ぎなかつたであらう)

なほ「復古記」に次の如き記載がある。

第二編 御用金經濟篇

一金拾五萬兩

内 六萬五千兩

金銀座役人等より獻金
坐方有錢不殘當節吹金見込

右太政官へ御登せの積

金銀座役人よりの獻金六萬五千兩とあるが、銀座役人後藤松五郎の手記には、銀座役人よりの獻金三萬五千兩とあるから、残る三萬兩は銀座、錢座役人の出金であらう。
なほ金銀座より回収の金銀については、閏四月十一日大總督府參謀より、徳川方に對して、次の如く通告してゐる。

今般召上候金銀座有合金道々御取調の上可被下候間、靜寛院宮御賄始、可然可取計旨、大總督宮被仰出候事。

この時の官軍の會計からいへば、喉から手の出るやうな金であつたが、これを沒收せずして靜寛院宮様その他の御賄にあてたことは、維新史上に一光彩を與へるものである。但しこれによつて、官軍は江戸を攝收しても、金銭的には、殆ど得るところがなかつたことになるが、金銀座役人の獻金などもあり、一時的には、多少のゆりみを生じた。四月十七日大總督參謀より京都の軍防局への報告にも「御軍用金の儀、當地三井以下にて差當り三萬金借入に相成候。金銀座殘金も有之、先づ即今の處安心仕候」といつてゐる。
「復古記」四月十九日の條下にも、次の如く出てゐる。

一金三萬兩 爲替方より上納（總督府江戸着の際の借入金である）
 一金二萬兩 京都より御送
 一金六萬八百拾三兩三分一朱
 合計 拾壹萬八百拾三兩三分一朱
 右 大總督府に御有金

これが當時の總督府の全所有金だつたのである。「京都より御送、二萬兩」とあるは、次の小原仁兵衛書翰にあるものである。

次の六萬八百餘兩は、これも前掲大總督參謀書翰中に「金銀座殘金銀錢も有之、云々とあるものであらう。以上の如き金銀収入があつたために、江戸開城直後には、總督府の會計も、それはホンの一時的ではあつたが「即今の處安心」と一息ついたのだが、幾何もなく、再び舊の窮迫状態に還元してしまつた。

◎小原仁兵衛書翰

本月二日附の來翰正に收手。件々拜承致候。糶米二萬俵の儀は至急桑名より先づ清水湊へ向け積廻し候様取計申候。尤當今上方筋に蒸氣船は一向無之と申事に候間、無餘儀日本船にて相廻し申候。何卒江戸海の蒸氣船早く御取上げ御用辨相成候様致度事に存候。

一、正金壹萬兩の儀も差下し申候。後金も追々繰出し可申心得に御座候。御軍事は自今一大事の御急務に御座候間、萬事打捨置、精々は繰出し可申候得共、行幸の事件杯も御座候間、是又御憐察可被下候。

一、御附藤田喜代三出京、巨細申上候に付、内國方、軍防、會計方、一同議事所にて集議におよび候處、素より空手の會計局の儀に御座候間、金策も無之、殆ど當惑の次第に御座候。然る處軍防方の論にては、何分にも會計方より出張の者米金の裁判可致は勿論の筋と申上の決議に御座候間、其段兼て東下罷在候池邊藤左衛門始の者へ、其地に滞留裁判可致の旨、御總督の御沙汰を以申遣候。委細藤田喜代三へも申含め置候間、同人よりも御聞取可被下候様奉存候。

一、爲替並金手形の儀も、池邊方へ細に申遣候。此段御聽知置可被下候。

四月七日 小原 仁 兵衛

林 秋 十 郎 様

本書に一萬兩と認置候得共、金壹萬兩差加へ、都合二萬金差下し申候。尙外に眞田家より可差出年貢殘金七千二百七拾三兩二分餘、江戸屋敷に有之趣に候間、其御手へ差出候様申遣置候、是又御請取可被下様と奉存候。以上

小原 仁 兵衛

三、江戸金銀座にまつはる秘密

元來金銀座は、單なる造幣廠に過ぎない。それも幕府の直屬ではなく、後藤家の請受仕事となつてゐたから、そこにある金銀は、大體地金と仕掛品に限られてゐた。幕府の所有金は、江戸城内のいはゆる御金藏内に貯藏されてある筈だが、官軍はどういふものか、この引渡しを要求しなかつた。米穀の授受もこの時は無く、千住、淺

草藏前の貯藏米の授受されたのは、五月の彰義隊戦争後であつた。

大總督府はかやうに寛大な處置をとつたのは、その貯藏金穀の全部をとり上げては、徳川方多數の眷屬を飢ゑしむるからであらう。西郷らしい扱ひ方である。勝も後年、もしこれが大久保利通であつたら、何はどれだけ、何がいくらと書出さねば承知しなかつたらうと語つてゐる。

金銀座の有合せ金銀は決して多いと云はれない。途中軍費の窮乏に苦しみ、江戸をとつたら何とかならうと樂しみにして來た軍隊は、定めし失望したことと思はれる。朝廷においても同様の失望があつたことであらう。三百年天下に號令し來つた江戸城を収めるのだから、相當の金穀を得られるものと豫期してゐたのに、僅か二十萬前後のはした金とあつては、かなりのアテ外れであつたことは想像に難くない。

また徳川方には、五月の彰義隊戦争までは、寺社、町、勘定の三奉行が存在し、會計も従前通りに取扱つてゐたのである。

金銀座殘存の金銀は、上記の如く意外に尠かつたが、それが官軍に引渡さるゝ前に、相當の額が秘密裡に他の方面へ抜け出してゐる形跡がないでもない。「江藤南白」に板垣退助伯の書いた序文の中に、次の如く云つてゐる。

殊に甚だしきに至つては、かの松平太郎の如きは、其授受の期に先立つて（江戸開城を云ふ）騎兵隊を以て金銀座の金を奪ふ。後ち幕將大島圭介に降服を勸むるを名として、總督府の護符を請ひ、其奪ふ所の金を輸して軍資に充てしめたる事

實あり。

大島圭介の「南阿紀行」にも「松平(太郎)は金子持参せるに因て、各隊へ分配せり」とあるから、板垣の記述は事實だつたことは確實である。「野奥戦争日記」によれば、その時松平が大島に與へた金は三千兩であつた。また松平からは彰義隊の方へも金が渡されてあつた。

◎丸毛利恒手記……「彰義隊戦史」

武器を携へ、或は白刃を掲げし兵隊三、四十人、群らく入り込みしにぞ、余(吹田)はしなしたりと思ひながらも、雪隠に飛入り、掃除口より垣を潜りて、隣家の椿の下に置れ居りしに、兵隊等は居合はせし我兵卒四人と余が老父助右衛門とを縛し、加之家捜しなして、兼て困苦して貯へし銃器、太刀、脇差等は更なり、松平氏(太郎)より預けられたる金員及家財をさへ奪ひ……

松平太郎は後榎本武揚と共に江戸を脱走し、北海道では榎本に次いで副總裁となつた位だから、松平を通じて榎本の軍艦へも相當の金が運び込まれてゐることは想像に難くない。榎本軍は函館に於て一分銀、二分金の類を鑄造してゐるが、その地金も意外の邊に得てゐるのかも知れない。

「續徳川實記」慶應四年二月廿四日の條下に、次の如き記載がある。

覺

一、此度奥御金藏御有高、萬治度御鑄金分銅一つ、銀分銅一つ、蓮池御金藏御移替の積に付御勘定奉行申談、無差支様可被計候事

これは「海舟日誌」慶應二年四月廿三日の條下に「跡は各一個づつ(金銀分銅のこと)御貯。且此金銀大凡三百萬兩位に宛つと云ふ」とあるものであらう。

これで慶應四年二月末まで、金銀の大分銅各一個づつ、確實に幕府の手にあつたことは明かだが、その行方は全く不明である。いづれ貨幣に鑄造されてから姿を消したものと思はれるが、その行方は杳として訪ねべくもない。但し世に傳へられる小栗上野介が百萬兩の軍資金を赤城山に隠匿したといふのは、荒唐無稽の流説に過ぎない。小栗は慶喜が江戸へ逃げ歸つた當夜、「御直の御免」となり、勘定奉行を免ぜられてゐるから、百萬兩などといふ大金を持出す餘裕はもとよりなかつた。また幕府にも前記の金銀分銅以外には、そんな大金の蓄積はなかつた。なほ馬の背に千兩函二ツといふ當時の輸送力からいつても、そんな大金は容易に動かせるものでない。

幕府瓦解前後の財政状態を知る資料はまことに尠い。といふよりは、むしろ絶無といふ方が當つてゐる。三田村鳶魚氏の「江戸生活のうらおもて」に次の如く出てゐる。

幕府の財政書類全部は慶應四年に新政府に引繼ぐことを避けて、本所のお竹藏へ持出して焼いて了つたから、今日に傳はつたものは何もない。

本所のお竹藏といふのは、大正十二年の大震災火災の際、大惨事のあつた被服廠跡がそれである。

四、江戸攝收後の大總督府會計

江戸の大總督府の會計は、江戸回收直後は、金銀座の回收や金銀座役人よりの獻金、爲替組よりの借入金、なほ珍しく京都より二萬兩の送金があつたこと等によりやゝ小康を得たが、間もなく舊の會計難に還元してしまつた。それはまづ第一に軍隊に對する總督府の責任支給額が増加したこと、次には徳川の叛徒掃討のために意外の戦費を要したからであつた。閏四月十二日の調査によれば、當時江戸に駐屯の官兵約六千六百餘人(十二藩)となつてゐる。總督府直前の人數も入ると七千人を越してゐたらう。これらの兵食は、進軍の途中は沿道各藩をして賄はしめて來たのだが、江戸へ入つて後は、左様な便法も利かなくなつた。その上に各兵士に對しても、四月廿九日、一人一ヶ月壹兩の手當を支給されることになつた。また討伐出張の兵食も、全部徴發といふわけにも行かなかつたから、大總督府の支出は、意外の激増を見るに至つたのである。

金銀座より回收した金銀は、靜寛院宮様その他の御用途として徳川に交付の御沙汰のあつたことは前に述べたが、徳川家に對してもまた閏四月七日、徳川家並に家來の困窮救助のため、拾五萬兩下賜の御沙汰があつた。但しそれには「但し本文一時に相渡し度く候共、其意に任せざる儀に有之候間、一ヶ月金壹萬兩づつ相渡、猶繰合せの都合を以て、半金又は殘らず相渡候事も可有之候事」といふ但書がついてゐた。

壹萬兩づつの月賦とした處に、當時總督府の會計状態が彷彿としてゐる。しかも「復古記」には「下附の顛末見る處なし、之を徳川家達、徳川達孝に質せども詳ならず」とあるから、履行されたかどうかも疑はしい。

かやうな次第で、江戸の大總督府の會計は、以前にもまして一層の困難に陥つたが、それに對して總督府がいかなる調金策を講じたか、以下その點を少しく調査して見よう。

先づ江戸の大總督に於てとられた軍費調達策の一つは、金銀座に於ける舊貨(一分銀、二分金、一朱金の類)の鑄造であつた。

朝廷の方針としては、江戸の金銀座に於ける舊貨幣の鑄造を廢止し、新幣制のもとに新貨幣を鑄造する計畫で早くから江戸の鑄造器械を大阪へ回送するやう大總督府へ申込んでゐたことはすでに述べた如くである。然るに江戸の事情としては、江戸城收受によつても、金錢的には殆ど得るところがなかつたばかりか、京都よりの送金が無かつたから、引續き金銀座において舊貨幣を鑄造して、會計の急を救ふことに決した。鑄造は金銀座收受後間もない四月廿四日頃には開始されてゐた模様である。このことは他の箇所でも詳述する豫定だから、こゝでは簡單にして置く。

この時の鑄造は、本格的に進む場合には、月々十萬兩位鑄造の計畫だつたが、着手當時は、日々千兩位の鑄造だつたやうである。一日千兩では一ヶ月三萬兩にしかならないが、それでも京都よりの送金が殆ど絶えてゐる際だから、どれだけ役立つたか知れない。然るにその好財源も着手後間もなく……閏四月中旬、早くも頓挫する

に至つた。閏四月廿五日、三條が岩倉宛に、江戸着早々認めた書簡に、次の如くいつてゐる。

過日太政官より、金子品位の事御布告に相成候より、當地金銀座全く潰れ候姿にて、吹立相調不申、極く難澁を極め候。其已前迄は、日々千金許火立出来、軍用の手當も有之候得共、前件の御達にて、サツパリ手支に相成候。公明正大の御布告には候得共、當時の形勢にては、少し時機を誤り候歟と残念に存候。今少し遅く候はゞ可然と、何れも當惑の咄仕居候。御一笑々々。

三條は「御一笑々々」といつてゐるが、大總督府がこの好財源を失つたことは、「御一笑」の段ではない、實に痛烈な打撃だつたのである。

三條の手紙に「過日太政官より金子品位の事御布告相成り」云々とあるのは、閏四月十四日政府より内外通貨の分析表が發表されたことをいふのである。政府では幣制統一の準備工作の一ツとしてその分析表を發表し、各貨幣の量目を明かにしたのであるが、このために市場では良貨はかくれて悪貨のみ横行し、金銀座では鑄造地金として良質の舊貨幣を得ることが出来なくなり、鑄造作業に一頓挫を來したのである。

五、御用金と獻金

なほこの時大總督府では、江戸の町人に對して御用金賦課(恐らく徳川式の御用金ならん)の計畫を立てたが、こ

れは失敗に終つた。池邊藤左衛門はその手記に「廿日(四月)頃、宇都宮邊戦ひ始まり、其後は御軍資夥多、給し難き場合に立到るは眼前に在り、而して江戸地方は未だ人心不折合にて、三井、島田、小野より外に御軍資金調達申付相成候とも、畏り候もの一人も無之」……といつてゐるが、なほ次の如き遺談もある。何といつても江戸は徳川氏の本據だから、京阪のやうには行かない。

◎大田廣正談 官軍御使番……「史録速記録」

諸藩兵士から御追討を頼りに催促に出ますけれども、御本營に於きましても止むを得ん事情がありますので、到底追討になるには相違ないが、自ら見合せてゐるといふ譯、一時は餘程諸藩の兵隊が不満致して喧しいと云ふ勢でござりました。

何の爲め御事情がありますかと云ふと、今日の政府とは違ひまして、第一金穀が間に合ひません。何様西京から運送でありまして漸次送つて来るやうな都合であります。其處で、舊幕の時分、十人師三人師とて御金御用達と云つては、町家でも上席に坐る者で、既に三谷三九郎などは其一人です。此者は長州侯の以前からの御出入で、其者を御呼び出しになりまして、御用金の事を御談じになります。何れも御即答致す者もありません、一應引取つて協議の上で御受けを致すと云ふ事で引取りましたが、翌日に至りまして御斷りを申上げると云ふやうな譯でござりました。

先年まで三十三銀行の頭取を致して居りました河村傳の家、其頃同人の父河村傳三と云つて矢張り御用達の一人で、是等が稍十人も出ました事故、五萬や十萬は、其頃の金に致して出来ん事は無いのであります。畢竟皆徳川家の舊恩ある者でござりまするから、義義隊が勝てば宜いと云ふ考が多いので、皆それを祈つて居ると云ふ事で……

この時、右談話中にある河村外二家より、三千兩だけ調達してゐる。すなはち

壹千五百兩
竹原 文右衛門
壹千二百兩
川村 傳左衛門
參 百 兩
中井 新右衛門

となつてゐるが、その請書に「去冬御請奉申上候當幕調達の分、時候(期日)引上げ此節調達可仕旨、私共へ仰付奉畏候」云々とあり、且つ宛名が勘定方とあるところより察するに、これは慶應三年暮に幕府から命じてあつた御用金のうち、慶應四年暮に上納すべき豫定になつてゐた分を繰上げて官軍の方へ上納するやうに、徳川の方から達しがあつたものゝやうである。四月中のことである。かゝる例は右三家以外にもあつたことと思はれるが、金額はいふに足りなかつたであらう。

なほ各藩が銘々に徴収したものや、有志が各自に縁故を辿つて徴収に出かけたのや、バラ／＼な徴金運動は相當に行はれたらうことは、次の談話で大體想像される。

◎土方久元伯談……「土方伯」

それから維新朝廷の財政は如何であるかと云ふに、其困難は非常なものである。何分嘉永安政の頃から國中が内外の騒ぎで、幕府も財政には非常に困難してゐた、有らん限りの方法を講じ、租税では足らぬので連に御用金を申付けて江戸や大阪の町人の金持に迫つて、いろ／＼と説諭をして金を出させる方法に苦慮をした。又薩長は申すに及ばず、諸國藩でも不時の金を使つて居るといふ譯で、日本國を擧げて財政に困つて居る有様であつた。元來金といふものは多く運用の上から生ずるものであるから、或は信用が立ち融通の道を得れば、意外に急場を救つて行くことも出来るものであるが、慶

應明治の昔に於てはそれが出来ぬので、佛蘭西人から作つて貰つた横須賀の造船所も追々代金を拂つて行くといふことであり、又米國へ注文した軍艦や兵器が横濱へ着いても、これを受取る手續が出来ぬと云ふ始末で、金高にすれば極めて少額のことであるが、當時幕府でも新政府でも、殆ど苦にして困つてゐたと云ふ状態で、今日の二十八億の外債に較べて見たならば、何んでも無い事であるが、何分財政運用の方法が分らぬので、金には甚だ困つた。

然して當時の新政府の費用と云ふものは何處から出すかと云ふに、政府の歳入の途がまだ確定してゐない所へ、國內は中多種多様で多いのであるから、財政には非常に困つたので、當時大隈(電信)は横須賀造船所及軍艦などの處分の爲に江戸へ下つた。その時に大隈は大阪で金策をし、御上の爲に金を出せと、金持に御用金を命じて漸く廿五萬兩の金を得たと云ふことで早速船で横濱から品川へやつて來た。所でだん／＼様子を聞くと二百萬兩以上なしでは横須賀造船所を受取る事が出来ぬと云ふことであるから、募金をしようとしてゐる矢先、大村が金を戦争に使用したいと云ふ。當時西郷が江戸城を受取つたけれども、多數の義勇隊以下の舊兵隊が都に潜伏して居るので、これを根絶するにはどうしても戦争をせねばならぬ、所が軍用金がなくて困つて居る。其處で大隈が廿五萬兩の金を大村に渡したので、五月の上野戦争を執行したと云ふやうな次第であつた。

斯様な場合で戦争はせねばならぬ、軍用金はないといふ状況であつたから、上野戦争の少し前のことであつたが、段々評議した結果、芝の増上寺には幾らか金があるだらうから、彼に強談に行つて、御用金を申付けようといふことになつて、愈々行くことになつた。何しろ其時分は、何んでも門閥を尊ぶ時であるから、萬里小路通房卿(現伯爵)を頭に、二三人附いて増上寺に行き、和尙に面會を求めた。

處が、役僧某が應接したので、「今日は御用で參つたが、實は金を借りに來たのである。武家は身命を抛つて朝廷に御奉公をする。當寺は大寺のことであるから、必條金があるだらう。金を出して呉れ、今朝廷に軍用の金がないから、借らね

ば何とも致し方がない。追々朝廷に金が出来れば返すから、是非出して呉れ」と強説した處、今日の時節柄で、末寺からも金が来ぬとか何とか苦情を云つてゐるので、グズ／＼云つて躊躇してゐるならば、辛い目に逢はすからといふので、怖ろしい見暮で攻めかけたので、トウ／＼千兩出したといふことである。如何にも亂暴であるが、又餘儀ない場合であり、且軍用窮迫の一斑もこれに依て推測されるのである。

増上寺からは、上野戦争の直後、また五千兩借出してゐるが、これには借入れ證文が入れてあつた。但し返済の有無は不明である。

六、獻金の變り種

この時、金銀座役人から六萬五千兩の獻金があつたが、なほ次のやうな風變りな獻金もあつた。

◎榎本六輔談……「史談速記録」

私の父は榎本六兵衛と申しまして、營業は質商及呉服唐物商を致して居りました。又舊幕府の金銀座の用達をして居りました。それに加賀家、毛利家の御用達をして居りました。

維新前に、金銀座用達をして居ります時分には、外國のバンクから弗銀を買入れまして舊金銀座へ納めて居りました。丁度御一新の際でございますが、有栖川大總督宮様が當地へ御下向になりました、江戸城へ御入城になりました時に、御軍資金の缺乏の事からして明治元年の五月十五日でございます、父の六兵衛が江戸城からお呼出しになりました、其時に參

謀は尋吉之助殿、大村益次郎殿、會計長として江藤新平殿が御列席でございます、御軍資金御缺乏に付て富商家の有志の所へ、それぞれ御用金を申付ける順序になつてゐる。それで今非常に急速を要する場合であるが、調達金をするやうにといふお話でありました。

それで、其の時お受け致しまして、二萬兩の調達金を致しました。非常に各諸公もお喜びになりました、其の當時軍資金は、兵一人に付きまして五十金を要する概算であるから、二萬兩を調達すれば即ち四百人の軍資金、四百人の軍資金は、一諸侯の出兵にも對するといふ仰せがございました。それで大政官から御褒狀が下りましてございます。

家持

六 兵 衛

今般大總督有栖川親王殿下奥羽諸藩征伐トシテ當地御下向ノ折柄、御軍資金缺乏深ク御憂慮被爲在候處、御申論ノ趣相辨ジ、御用途金二萬兩差出候段奇特ノ事ニ候、依テ一諸侯ノ出兵ニモ相對シ頗ル王事ニ勤ムル功勞トス。軍資ヲ補助スルノ功ハ、却テ兵騎ヲ出スニ勝レリ。御一新創業鑄隆盛被爲在、他日一身上ニ關スル願旨有之節ハ、採用可有之候事。

辰 七 月

太 政 官

右の獻金諭告のあつたのは五月十五日といふから(この日西郷、大村が列席してゐるのは、少し受取りかねるが、現金の納入は上野戦争後であらう。それにしても二萬兩の獻金に、「一諸侯の出兵にも相當し」だとか、「軍資を補助するの功は、却て兵騎を出すに勝れり」だとか、「他日一身上に關する願旨これある節は、採用有之べく候」だとか、謝辭のありつたけを盡してゐるのは、何となく淺ましいやうな氣がするが、當時これだけの金が官軍にと

つていかに有難いものであつたかは、これによつて十分推知することが出来る。

但しこの時榎本六兵衛の獻納した二萬兩については、次の如き裏面の魂膽があつた。

◎坂本柳佐談……「史談速記録」

其頃本石町に長崎會所と云ふのがあつた。それを佐賀の山口範藏と云ふ人が、長崎屋源右衛門方の長崎會所に金が……現金から物品とも十萬圓以上もある事を知つたと見えます。其十萬圓程の現金物品は、全くありましたから、帳簿を兩様に造つて朝廷へ御引渡をするのは是れであると云つて、跡は奈良屋だの大黒屋六兵衛え分配して預けてしまつた。處が、長崎で山口の世話になつた男が、長崎屋の手代になつて居つて、其手代が主人源右衛門を諭して、源右衛門が實は二様に帳面を造つてあると云つて自首してしまつた。「其金はどうした」實は大黒屋六兵衛へ幾何、奈良屋へ幾何と預けてあることを明白に申立た。すると六兵衛が捕縛されて云ふには、「左様です、一旦はお預りしましたが、多分あれは返上致したと思ひます」と、曖昧なことを云つた。すると山口は、「それは怪しからん事だ。何萬圓と云ふ金を預つて、其の出入を主人が知らんと云ふ道理はない。」いや貴君方は、小さい事ばかり見て居られるからいかん、五萬や十萬の出入を一々主人が見認る様では、大きな商法は出来ません。」こやつ不埒な事を云ふ奴だ」と、大に憤りて入牢を申付けられました。

それで、勇助といふ手代が、私の専断にて、主人の罪では無い、私が悪いから、私を相當の刑にお當て下さいと云つて出たので、是れもまた入牢となつた。それで親類共が掻き集めて、正金で二萬圓預金の内を出して納めますると、六兵衛は出牢の上、苗字帯刀御免と云ふ事で助かつた。それで私共六兵衛を責めまして、そんな事は無い、彼れだけの金が無くなる譯は無いと云ふと、是迄に御恩になりましたから、其の申譯に、静岡へ龜之助殿が参りました後、彼方へ店を出して、大凡二三萬圓も損を致しましたが、此位で大抵御恩報じが出来ましたと云つた事がありました。

この談が事實だとすれば……恐らく事實であらう……榎本六兵衛は幕府の金でいゝ兒になつたわけである。しかも一旦入牢させられた彼が、二萬兩を獻納するや、急に苗字帯刀を許され、諸侯にも勝る功勞だと煽て上げられてゐるのだから、旋風時代にふさはしい挿話である。

序に榎本は大黒屋と號し、文久年間長州の井上聞多(馨)や伊藤俊介(博文)等が英國へ密航の際、その旅費六千兩を立替へた位の富商であつた。

七、横濱に對する課金其他

かくの如く、江戸に於ける貨幣鑄造も、御用金の募集も失敗に終つたが(鑄貨は間もなく回復、總督府は、當時の新興都市横濱に眼をつけ、これに十五萬兩の獻金を申しつけ、十萬兩を得ることに成功した。當時の横濱は、江戸の混亂と衰微に引かへ、生糸貿易の殷盛や、外國船舶の輻輳により、非常な好景氣であつた。

◎「横濱開港五十年史」

明治元年五月、大總督府は吏員を横濱に派遣し、富豪を集め説かして曰く、今や徳川の殘兵、東北に逃走し、佐幕派諸藩と相謀り、將に大事を起さんとす、國家の安危洵に計るべからざるものあり、故に政府は大軍を奥羽に派遣し、一舉彼等を掃蕩せんと欲すれども、干戈騒擾の時、軍資を調達するの途なし、横濱商人と雖も、新政府の叛徒を征服するにあらざれば、安んじて貿易を營む能はざるべし、須く金十五萬圓を獻納して、軍資の不足を補はん事を願ひ出づべしと。時

に横濱市民は内地騒亂の餘を受けて商業振はず、金融逼塞し、此の多額の獻金には頗る當惑を感じたれど、左りとて官命抗すべからず、遂に十萬圓に減額を請ひ、獻金するに決定したれども、十萬圓は當時にとりて大金なり、釀出の途一も之れあらず、熟議の末、歩合金に依るべしとなし、物議紛々の際に、既に五厘の外に生糸、茶の賣込高並に一般賣込高には二厘、賣別紙其他の賣込高には二歩の増歩合を出さしめ、是に十萬兩の支出方法決定して、獻金する事と爲せり。然るに政府は、此約束に對し尙不安の念を抱きけん、此決定と同時に、町會所に官吏を派して、積立金を直接保管し且利殖せん爲、貸付掛を設けたり。

實際の納金は、上野戦争後になつてゐるかも知れないが、いづれにしても、十萬兩を得たことは、どれほど大總督の會計を授けたか知れない。大村益次郎（大總督府參謀）は窮餘のあまり、横濱で外人からいくらか借出さうとしたが、これもうまく行かなかつた。

◎「寺島宗則自叙傳」

大村益次郎江戸城中に在り、幕士上野山内に屯集して叛逆を爲すものを攻撃せんとの配慮を爲せり。或時使者を以て面議を求めたるが故に、余（寺島）城中に至る。大村云ふ「攻撃の配置を爲すも金策なし、横濱に至り外人に金を借るの周旋を乞ふ」と。余諾して、東久世、共力して金を借らんと欲すれども、應ずるものなし。之を大村に詳報したり、何の策にて金策を爲せしか、其後聞かず。

こんな工合で、大村も随分無理な手も打つたやうである。

◎寺島秋介「官軍參謀」遺談

それから白砲を鑄立てる、多勢で總掛りといふ工合であつた、が何しろ一番困ることは金がない。太政官も貧乏極つて居

るし仕方がない。そこで西丸の寶藏へと私と先生、大村益次郎と毎日入つたのだ。御用が済みさへすれば寶藏へ行つて、何でも金氣のあるものは片端から引張り出した。銀瓶でも何でも構はぬ、取出して銀座で吹かして一方で金を拵へる。そうして置いて使うといふ有様でその苦しみといふものは一通りでなかつた。其中にドルを買つたりして潰したこともある。

また次の如き例もあつた。

◎「漫談明治初年」

翁前黒密曰く、維新勿々の際には随分奇談もあるが、今から考へると實に馬鹿々々しい。維新の當初朝廷で鐵砲三千挺入用とあつて、獨逸の商人に注文に及んだ。さて其の價が壹萬五千圓で、品物は調達したが、仕拂の金の調達が出来ぬ。據所なく五千圓を現金で仕拂ひ、壹萬圓は品物で渡すといふ窮策を取つた。其の品物は何かと云ふと、徳川氏の什器什物である。勿論當時城内に幾代の徳川氏が榮華を極めた其の名残りの贅澤品は充ち満ち居つた。是等の品物を手當り次第幾千點となく大書院に陳列して商人を呼び寄せて之を見せ、サア之を一萬圓の擔に遣るから引取れと命じた。彼是異議を云へば其の儘に置かぬといふ見幕だから、商人は直に承知したが、實は商人は恐悦であつたに相違ない。自分も其の陳列された品物を一覽したが、なか／＼立派なもので時繪ものや陶器や書畫や、實に目を驚かす程のもので、今などは一品で何萬圓もするものが少く無かつた。

これは、みな彰義隊戦争の前後に行はれたものである。

三、大監察使東下費募集

一、三條大監察使東下の事情

江戸の大總督府の會計状態が、江戸開城後前述の如く窮迫を極めてゐた上に、政情に於ても面白からぬ事情が尠くなかつた。江戸は無血開城を見たが、それと同時に徳川の舊臣中四方に通走して叛亂を企つるものが尠くなかつた。江戸に於ても上野の山内には彰義隊と稱する一隊が屯集し、徳川再興の機会をねらつてをり、品川灣頭には榎本武揚の率ゐる艦隊が、これに呼應するかの如く砲口を江戸に向けてゐた。

◎板垣伯談……「江藤南白」

江戸城明渡は、西郷と勝との會見にて、談笑の間に結了したが、肝腎の軍艦は、管に之を引取らざるのみならず、江戸市中の取締さへ、勝其他の幕人に委任したので、幕兵は上野に立て籠り、市中到る處、錦の肩章ある官軍とさへ見れば、猶豫なく之を路に要して殺戮を恣にし、現に因州兵の如きは、街頭に於て、其劍尖に倒れたのがあつた。又幕兵の東北に脱走するものは、銃器彈藥を深川の倉庫に取つて戦備を事とした。

また官軍の御使番たりし太田廣正も、次の如く語つてゐる。

其頃は下參謀一人で、御使番が四人、其他二三人位でありました。(東海道軍のスタッフをいふ) 追々役人も殖えましたが、それから江戸御着城(大總督宮)になりました、下總の役が平定しまして府内の人心は却て一層不穩となりました。隨て市中の人民が官軍を敵視するやうになり、幕臣の中諸方に屯集したり、又市中を往來するにも多人數連立つて往來するものが多くなりました。かうなると自ら殺氣を帯びて參り、就中彰義隊は追々兵を集めて勢盛んといふ景況になりました。屢々官軍兵士も暴害を受け、暗殺に遭ふものも段々とありましたので、自ら官軍と彰義隊との境界が立つて參りました。淺草門から柳原の橋々を経て昌平橋まで内外の境界が立ちまして、その内廓だけが官軍の往來といふやうな譯でございました。(中略)

それで諸藩兵士から、御追討(彰義隊の)を頻りに催促に出ますけれども、御本營に置きましては、止むを得ん御事情がございますので、到底御追討になるには相違ないが、今は見合せてゐるといふ譯、一時は餘程諸藩の兵が不満致して喧ましいといふ勢でありました。何の爲めの御事情かといふと、今日の政府と運ひまして、第一金穀が間に合ひません。私共考へますと、官軍は少しも策の得たる處がない。彰義隊其他舊幕の脱走兵の方が利益といふものは十分にある。第一地理が明うございます。金穀の運送がよし、淺草藏前のお蔵から兵糧を運び出したといふ事で、役人が制しても聞かんと云ふ事でございます。其ことで市中の人民は益々彰義隊の勝を祈つて居ります。彰義隊が勝つたならば徳川家が恢復するだらうと云ふが十分の精神で、金を出す位は厭はんといふ者が段々あつた。官軍の方になりますと、金は西京から運送になりますのを待つて居る計りで、また絶え勝ちであります。又米と雖も買上げますので、其頃の相場は糙が一兩に四斗何升かでありました。(中略)

閏四月廿八、九日でございます。追々御手配と云ふ事になつて各隊現在の彈藥員數を取調べて至急に出せといふ達しを

致し、追々各藩から員數を申出になりましたが、これで十分なりと申す藩は至つて少うござりました。漸く五本の指が折れるか折れん位で大いに驚きました。算盤を入れさせて見ますと、兵士總勢に割りますと七八發位であつたと思ひます。かういふ難儀な御都合でありました。當時の會計掛でございました吉田藩の岩上覺右衛門と云ふが局へ出て參つて彈藥の話をしました時、尙又驚いたことがございます。其者の話に彈藥の方もさうだが、私の方は會計のこと仕方がない、今實は八十兩の金ほかない。尤も先頃から急使がたつて、疾くに来る筈ではあるが、さつぱり着せん。今何ぞあつたら仕様がな。今日は其やうな事だから、明日は如何致さうと實は心配して居ると云ふ話をして居りました。其折柄着になりまして大に安心したといふ事でございます。(史談速記録)

これで、江戸の不穩と官軍の窮乏ぶりは大抵想像出来る。なほ江戸開城後、江戸に残された重大問題として、徳川家の待遇問題があつた。江戸の城池は沒收され、慶喜は水戸に於て謹慎となつたが、徳川の血食は斷たぬといふ約束になつてゐた。然るに繼嗣の方は、幾何もなく田安龜之助をして相續せしむることに決したが、封祿の方は容易に決しなかつた。だが、これが大問題である。この決定如何によつては、舊幕臣の勃發は火を賭るよりも明かである。

江戸の人心が動搖して鎮定しないのも、この徳川に對する處置が決定しないためであつたから、西郷隆盛はこれを憂慮し、自ら上京して閏(四月五日)これを廟堂にはかつた。

政府に於ては爾來連日會議を催したが、遂に落着を見るに至らず、結局三條實美を關東大監察使なる名目のもとに東下せしめ、親しく實地の状況を見た上で決定せしむることに決した。

京都において徳川處分の議がまとまらなかつたのは、徳川に對して嚴刑酷罰を主張するものが多かつたからである。岩倉や西郷は、大局から考へて百萬石位は與へねばなるまいとしてゐたが、正月以來の意外の勝利に氣驕つた堂上公卿の中には、三萬石(玉松操)、壹萬石(大橋實太郎)といふ極端な意見を主張するものが尠くなかつた。もしかやうな極端論が大勢を制するときは、江戸は戦火の巷と化すべきは必然である。それで政府も三條を下して現地即應の處置をとらしむることにしたのである。

二、甲鐵艦回收問題

三條は閏四月十一日、西郷隆盛外副使萬里小路少將等を從へて海路江戸に下るべく大阪に赴いたが、この時大阪に於て甲鐵艦回收費約廿五萬弗の外、大總督府の軍費も調達が必要があつたために、その調達の出来る間、一行は大阪に滞在することになつた。

甲鐵艦といふのは、幕府が互解前米國において買入れた軍艦であるが、それが四月二日横濱に到着した。官軍がこれを買収しようとする、米國側は、その代金として廿五萬弗を要求した。甲鐵の買取り事情については、次の福澤諭吉談が委曲を盡してゐる。

○「西郷日傳」

丁度三月十九日(慶應三年)に紐育に着き、華聖頓に落付て取扱へず亞米利加の國務卿に遇ふて、例の金の話を始めた。其時の始末でも幕府の横様が能く分る。此方を出立する時から先方の談判には八十萬弗渡したと云ふ請取がなければならぬと云ふことは能く分つて居る。所がどうも丸で一丁した紙切に十萬とか五萬とか書てあるものが、何でも十枚もある。其中には而かも三角の紙切に僅に何弗請取りと記して唯ブラインと云ふ名ばかり書てあるのが何枚もある。何の爲めにどうして請取たといふ約定もなければ何にもない。只金を請取たと云ふ丈けの印ばかりである。代言流義に行けば誠に薄弱な殆んど無證據と云つても宜い位、ソコで其事に就ては、出發前に随分議論しました。却て是れが宜しい。此方では一切萬事亞米利加の公使と云ふものを信じ抜て、イヤ亞米利加の公使を信じたのではない。日本の政府が亞米利加の政府を信じただのだ。書付も要らなければ條約も要らない。只口で請取たら請取たと云ふ丈けで澤山だ。是れは只覺書に數を記した丈けの事、固よりこんな物は證據にしないと云ふ風に出やうと相談を極めて、彼方へ行てから其話に及ぶと、直ぐに前の公使ブラインが出て来て、何とも云はない、ドウですか船を渡すなり金を渡すなりドウでも宜いと、文句なしに立派に出掛て来た。先づ是れで安心であるとした。所で此方では軍艦一艘欲しい。夫れから諸方の軍艦を見て廻て、是れが宜からうと云てストーンウォールと云ふ船、ソレが日本に来て東艦となりましたらう、此甲鐵艦を買ふことにして、其外小銃何百挺か何千挺か買入れたけれども、ソレでもマダ金が彼方に七八萬弗残つて居る。是れは亞米利加の政府に預けて置いて其船を廻航するに付て私共は先に歸たが、海軍省から行た人は、アトに残てさうして亞米利加の船長を一人雇ふて、此方に廻航することになつて夫れで事が濟んだ。丁度船の日本に着いたのは王政維新の明治政府になつてから、即ち明治元年であるが、其事に就て當事會計を司つて居た由利公正さんに遇て後に聞た所が、ドウもあの時金を拂ふには誠に困た。明治政府には金がない如何やら斯うやらヤット何十萬弗拵へて拂つたと云ふ話を私が聞いて、ソレは大間違ひだ。マダ幾らか金が餘て彼方に預けてある筈だと云ふたら、爾うかと云つて由利は大層驚いて居ました。何處にドウな一たか二重に金を

拂つたことがある。亞米利加人が取る譯はない。何處かに舞込んで仕舞たに違ひない。

この福澤談によると、代金は全部支拂済みで、むしろこちらに取分があるのだが、米國側は代金未済を理由に引渡しを拒否した。そのことは、次の「中牟田倉之助傳」の引用により明かであるが、この艦は元來、米國が南北戦争に際して、佛蘭西に注文した艦である。(南方政府より)原名は南軍の雄將ジャックソン將軍の異名にあやかり、ストーン・ウォール號と呼ばれたが、その頃珍しい鐵張り軍艦だつたから、日本では甲鐵艦と呼ばれてゐた。後に東艦と命名され、日清戦争の際「日清談判破裂して、品川乗り出す東艦」とうたはれたのはこの艦である。

○「中牟田倉之助傳」

四月二日、子爵 中牟田倉之助が孟春丸の甲板にありて四方を展望せる時、威風堂々たる一隻の甲鐵艦が橋頭高く日章旗を翻しながら、海波を蹴つて入港せるものあり。子爵咄嗟の間に心を決し、該艦に乗り込めば舊幕府の海軍士官二名艦上に在るを見る。其一名は長崎傳習所に於て共に學びたる岩田平作なり。曰く、此艦は幕命を奉じて亞墨利加合衆國より購ひ歸りたるものなりと。舊幕府の艦隊彼處に在るが故に、今また皇國未曾有の甲鐵艦が新たに之に加はらば、或は制し難きに至る處あるを以て、子爵は他の二船將と相議し、各藩二十人の兵を出して該艦に乗込ませしめ、全く之を捕獲し、神奈川奉行の指令あるまで品川に回航することを禁止す。艦上の二士官は子爵より將軍慶喜の大政返上、王政復古の顛末を聴き、順逆の誤るべからざる所以を聴き、該艦を朝廷に獻すべき勸告を聴き、唯々として悖らず。子爵乃ち自ら馳せて品川宿の本營に抵り、旨を述べて指揮を請ふ。本營は東海道先鋒總督府に之を報告して更に指揮を仰ぎ、江戸城を始め軍器、軍艦共、日ならずして没收する手筈なるが故に、寛大の所置を以て之を放還すべきことを命ず。子爵心に後事を

なむつ、横濱に歸れば、誰か禁らん、甲鐵艦の横頭日章旗を見ずして、米國々旗の翻讀たるあらんとは。怪んで質せば、子爵の不在中、横濱駐劄の米國領事該艦に來り、代金未済なるが故に、所有權は尙米國の手にありと主張し、日章旗を撤し、朝幕の兩交戦團體に對して、局外中立を標榜するため、米國々旗を引揚げたるなりといふ。子爵之を諒す。

米國の代理公使ホルトメンが甲鐵の支拂殘として廿五萬弗を請求したといふ福澤の談話を眞實とすれば……恐らく眞實であらう……甚だ不可解である。だが、田邊運舟の遺談によれば、ホルトメンは幕府に好意をもつてゐたので、甲鐵を抑へてゐたのは、榎本がひそかに盗んで行くのを待つてゐたのだといふから、ホルトメンは、對幕府との事情は承知の上で官軍には出來さうもない云ひがかりをつけたのであらう。しかし當時の官軍としては假令廿五萬兩が三十萬兩でも、この甲鐵は手に入らなくてはならない。尠くともこれを徳川方に渡すことは、官軍にとつては一大事である。當時徳川方の海軍は、開陽、回天をはじめ數隻の戦艦を有し、官軍に對し、絶對の優越を誇つてゐた、……事實は官軍には一隻の軍艦もなく、海軍總督が横濱まで來ても、坐乗の艦がなく、陸に上つてゐるといふ始末だつたから、この上甲鐵を徳川方にとられては、その海軍力をもつて逆に大阪、鹿兒島、馬關等を襲撃される危険が十分にあつた。されば江戸の大總督府に於ては、是非とも甲鐵買收のことに決し、四月十七日、京都にむかつて、次の如く申送つてゐる。

横濱に有之候甲鐵艦、何卒御買入に相成度儀に候得共、兵事相治り候迄は、朝廷へも徳川へも決して不相渡と亞米利加ミニストル申張居候得共、徳川拂残り代銀廿五萬ドルに候間、右渡り方談判の上、一日も早く御用艦に相成候様仕度、一同談合仕候事に候。此談調ひ候得ば、徳川の軍は不足恐由に候。

三、大阪に於ける大監察東下費募集

甲鐵の回收には、京都に於ても異議のあらう筈はないが、問題は二十五萬弗の代金である。政府に於ては二月以來、御親征費並に御基金の一般募集により、二十萬兩ほどの金を集め得たが、これはすでに右から左へ流用されて、會計局は依然として「空局同様」の状態だから、この二十五萬弗も、改めて京、阪の町民より御基金の一部として徴収するより外に方法がない。

朝廷ではその時、御親征費の場合の例にならつたものが、甲鐵買收費といはず、大監察使東下費の名目で、金額も五十萬兩として、大阪だけから徴募することに決した。金額を五十萬兩としたのは、大總督府への送金も加算したものであらうが、恐らくかう吹かけて置いて、取れるだけ取るといふ腹だつたのであらう。何しても三條の一行を大阪に待たして置いて、五十萬兩の大金を咄嗟の間に募集しようといふのだから、容易なことではない。殊に今度は、大阪だけで五十萬兩を調達しようといふのである。二月の御親征費五萬兩ですら、三月に入つて漸く上納した位の大阪の富豪を相手に、卒急五十萬兩を吐き出させようといふのは容易な仕事ではない。政府は特に外國事務局權判事陸奥陽之助(宗光)を臨時會計事務局判事に任命し、その募集にあたらせることにした。

陸奥は拜命するや直ちに(閏四月十四日)三井、小野、島田の爲替方三家の外、さきに會計御用掛を命ぜられて

ゐる十五家の富商に對し、明十四日四ツ刻、大阪會計事務局支衛まで遅滞なく出頭するやう通牒した。

十四日、命の如く十八家のものが出頭すると、陸奥は、嚴然として次の諭告を読みませ、爲替方三家に於て五萬兩、御用掛十五家に於て十萬兩調達いたすべく、且つ他の株仲間の調金についても、精々盡力いたすやうと諭達した。

此度關東御平定、人民安堵鎮靜の爲、三條大納言殿不日下向有之、御手當金五拾萬兩御入用の内、其方共より拾萬兩（御用掛の分）御辨用可申旨被仰出候。關東御鎮靜に付ては、官軍の諸藩身命を擲ち、報國の忠を盡し候て、漸く今日大平の御基本相立、一同無心配家業相營み候の場に至り候得ば、其方共に於ても、此次第深く相辨、速に御辨用相成る様可致候。尤御返済の儀は、此度に限り壹ヶ月壹歩半の利息相加へ、當十月限り屹度御下々被成候條其段決て無懸念、急速に御用無滞相勤可申候。

「利息一ヶ月一分半」「當十月限り返済」といふ特別條件はついてゐても、御親征費を調達してまだ二ヶ月とは經つてゐない今日、また五萬兩の十萬兩のといふ大金の調達は全く致命的である。彼等は相談の結果、その減額を歎願することに決し、翌十五日、陸奥に面會して懇願したが、陸奥は頑然それを拒絶した。

しかし翌日十六日もまた三家の年代は陸奥をたづねて、五萬兩の申渡しを三萬兩に減額されたいと歎願して止まなかつた。陸奥はたとひ一錢一厘たりとも申渡し額より減額することは出来ないとはねつけたが、町人の方は尙も歎願愁訴して去らなかつた。陸奥も遂に我を折り、割當金十五萬兩のうち三萬兩だけ減額し、現金を今日中に早々納金せよと嚴達した。三條の一行を宿屋に待たしてゐるのだから、陸奥もぐづぐづしてはゐられなかつた。

のである。

町人の方は改めて十二萬兩の分擔額の相談にうつゝたが容易に纏まらず、翌十七日に至り、漸く次の如くその分擔を決定し、直に納入の手續きをとつた。

一、爲替方三組請高金四萬兩

内 金一萬兩宛、三井三郎助、三井元之助、島田八郎左衛門、小野善助

一、御用掛十五人請高金八萬兩

内 金九千五百兩宛 鴻池善右衛門、廣岡久右衛門、長田作兵衛

内 金七千七百五十兩 殿村平右衛門

内 金六千三百兩宛 平瀬龜之助、石崎喜兵衛、殿村伊太郎

内 金三千五百兩宛 井上市兵衛、長田作五郎

内 金四千二百五十兩宛 高木五兵衛、中原庄兵衛

内 金二千八百兩宛 淺田市之助、樋口重郎兵衛、今堀長太郎

内 金二千兩 和田久左衛門

かく十二萬兩だけはどうにか集め得たので、翌十八日、三條はそのうち十萬兩を携へて、十八日大阪を出帆して、同二十三日横濱に入港した。三井家の記録には次の如く記載されてゐる。

三條殿此度調達金の内、拾萬兩御持積下し相成、蒸氣軍艦え御乗込、關東え御下向、當表御出帆の事。
但拾五人調達金夫々十六、七兩日に、三井店え向持參、爲替方の分取交、都合拾萬兩同店にて荷送萬端いたし、三條殿御
警衛軍防局參謀方え相渡す。

この時の陸奥の働きは、さすがに政府の期待に背かなかつた。募集の中渡しは十四日で、十七日には十二萬兩を納めさせ、滞りなく三條を出發させたのだから大手柄である。尤もこれには大阪府知事の後藤象二郎や、判事の五代才助はじめ、大阪府の役人も應援し、陸奥の補佐役には安藤則命といふ薩摩隼人もをり、相當強壓手段も用ひた模様であるが、ともかく陸奥の功勞は拔群である。三條は大阪出發に際し、岩倉宛に、彼の功勞を「鋼鐵艦買入ニ付金策の儀、陸奥陽之助格別努力周旋にて、十萬金當地にて出來候。右周旋の次第は同人より小松、後藤え可申入と存候、實に五六日の際に十萬の調達中々尋常の事にては決て六ヶ敷候、全同人の骨折に候、格別御褒詞有之度存候、宜御聞取御沙汰希上候。」と申送つてゐる。

なほ「福澤諭吉傳」中に鎌田榮吉の談話として次の如き記載がある。

「陸奥は當時外國事務局權判事といふ役で大阪に在勤してゐた。一日京都の中央政府から呼ばれて行つて見ると、ストーンノールといふ甲鐵艦が横濱に來てゐる。此船の有無は戰爭の勝敗に係る重大事であるが、十萬圓の金がなければ、政府の手に引取ることが出来ない。政府は財政窮乏、一文も手許にないといふ有様である。お前に會計の事務を兼任せしめるから、どうか其金を調達して呉れまいかといふ話なので、よろしい、其調達は私が引受けませう。就いてはこの隊の兵を貸して下さいといつて、兵隊を備へ置き、京阪地方の有名な豪商の番頭を呼び集め、かういふ次第であるから、十萬圓

の金を出して貰ひたいといひ渡し、否といはゞ、兵力を以て強制執行するといふ權を示したので、十萬圓の調達が出来た。ストーンノールは政府の手に入つた。」

「ストーンノールが政府の手に入つた」云々は事實に相違してゐるが、相當強力手段を用ひたことは、恐らく事實であらう。

なほこの時、三井家文書によれば、同家から三萬兩を爲替で江戸へ送つてゐる。恐らく同家上納の分を江戸の支店で繰替納入する方法をとつたのであらう。さればこの時三條は、十三萬兩の金を江戸へ携行したことになる。

なほ三岡はこの問題について次の如く語つてゐるが、當時は御基立金の募集も十分に行かなかつたから、かういふいくつかの手が打たれたのであらう。

官軍は東海道より江戸進入となつて城を受取り、それより始末が荒増がつき、小松帯刀が京都に歸つて來て大事の御用も數多伺ひ出たがその中に、大金入用の問題は、城受取の咄囃に幕府が注文した甲鐵艦も横須賀に用ふる製鐵機械、外に新發明の元込連發銃百挺計り並に大砲數門が着いた。これは前政府が注文したものであるから、當政府に於て代金を支拂ひくれと請求の趣である。是には議論もあつて如何にすべきと云ふことである。然るにその品物はいづれも必要な品で、殊に元込銃は當時の發明の濫觴で隨分必要を感じてゐたものだから、品物は速に御請取の御決評で、代價を拂ふことになつた。何程か金高は覺えてゐないが隨分大金で、調達金（御基立金）では間に合はぬ故に、岡田平藏といふものに命じて生糸を買はせた。

四、諸株仲間の調金成績

この時の募集金額は五十萬兩といふ巨額であつたから、とても少數の富豪だけでは負擔しきれない。よつて政府では、大阪の諸株仲間に對して、總額三十三萬三千兩の調達を申渡した。しかしこの方は商賣の種類が區々であり、従つて時局から受ける影響も一樣でなく、その上に、財力にも上下に非常の隔りがあるので、調金は一層の困難を極め、減額を歎願するものが續出した。次に掲ぐるのは、歎願書の一例である。

乍 恐 口 上

一金千兩

今般、關東御平定御手當金の内、御用被爲仰付、奉恐承候。私共業種仲買商業の儀は、從來長崎表より爲差登候業種類、唐物問屋々差送來候所、眞偽相改め候上、荷主、問屋、仲買三方立會、正味目方等相建、買詰賣捌致來候處、御開港後、相對商賣御差許相成候に付、方今舶來の諸藥品仲買の手(を)不經、勝手次第賣捌相成候付、仲買の規則相崩れ、商法相立不申、仲間一統困窮仕候、殊に休商の者も少なからず、歎息仕候。今般御用の儀は、不容易御儀に付、心力を盡し御用も相動可申候へ共、前件申上候通りの仕合に付、仲間一統の者へ精々申論候へ共、右金高の餘は、逆も調達難行届候に付、何卒格別の御憐愍を以て、御開届の程奉願上候、以上

藥種仲買仲間の内

福島屋 庄兵衛

近江屋 勝兵衛

會計局 御用所

「御開港後、相對商賣御差許相成候に付」云々。長い間、株仲間の特權の上に安易な商賣を續けてゐた商人どもが、社會的急變にあつて困惑してゐる有様は、この一句の中に歴々と看取される。

かやうな次第で、閏四月中に納金した株仲間は、八十五組中僅かに五組で、この金額二萬三千兩に過ぎなかつたが、五月に入るや、忽ち銀目廢止の恐慌に襲はれたため、五月中の納金者わづかに一組といふみじめさであつた。

残りはずべて六月以後に持越されたが、そのうち六月中に六、七月分納分の中六月分を納めたものは、六組に過ぎなかつた。残りは七、八月兩月に亘つて漸く納入された。

また最初の申渡し金額通り納入したのは、閏四月中に納入した五組中の四組だけで、他は十分の一乃至それ以下に減額してゐる。中に一厘も納めぬのが五組あつた。「唐藥問屋」「唐絲反物五軒問屋」「攝河在々古銅 古道具屋」「攝河在々古手屋」「河州木綿屋」がそれである。

もつとも申渡し以上に納入した奇特のものが二組あつた。炭薪仲買は二千兩の申渡しに對し二千二百九十五兩を、堂島米方兩替は千兩の申渡しに對して千五百四十兩を納めてゐる。

減額の方は十分の一は普通の方で、中には五千兩の割當に對して一百兩(藍甲象牙唐物類商人)、二千兩の割當に對して錢三百文(總進直貫)といふひどいのもあつた。

かくして三十五萬三千兩の割當に對して、十萬七千三百九十兩と、僅に割當額の三分の一にも充たない不成績であつたが、この外に自主的に納金したものが二十三組で七千三百三十八兩あつたから、總計十一萬四千五百二十八兩となつた。これに三組十五御用掛の出金十二萬兩を加へると二十三萬四千五百二十八兩となるが、豫定五十萬兩の半分にも充たなかつたのである。

五、大隈携行の二十五萬兩の出所

上述の如く三條大監察東下費の閏四月中に納金されたものは十四萬三千兩で、この中から三條自身十萬兩を携行し、三萬兩を爲替で送つたから、政府の手には幾何も残らなかつた筈であるが、この時大隈重信はまた廿五萬兩を携へて江戸へ下つてゐる。(五月二日)

問題は、この二十五萬兩が、何處で、いかにして調達されたかである。

○「大隈伯昔日譚」

東上の途次に大阪に出て、大阪府の手を経て其他の商人より二十五萬圓の負債を起し、之を携へて漸く東上することを得

るに至れり。蓋其の負債は大阪府の酷甚なる脅迫に依て僅に得たるものにして、酷甚なる脅迫に依るも尙僅に二十五萬圓を集むるに過ぎざりしを思へば、當時の商人が幕府よりの屢次の脅迫的調達の爲めに如何に衰弊し居たるかを知るべく、又當時の政府が如何に不信用なりしかを知るべし。

大隈は、その携行の二十五萬兩は、大阪の商人を嚇かして得た金だといつてゐるが、その金はすでに三條が持ち下つてゐる。その後株仲間の納金は殆どなかつたのだから、その金は、何か他の方法により他の方面で調達されたものである。

文献を涉獵して見ると「大阪市史」所收の「領事往復文書」中に、次の如き一札が収録されてゐる。

證書

金貳拾萬兩

利金壹部半

右借用いたし候條、返済の儀は、當辰十二月利金相添、品物又は通融金以、無相違引結可致候。仍如件。

慶應四年戊辰后四月十五日

日本外國事務局

大阪運上所

英商グラバ商社

なほこの證文には、次の一札がついてゐる。

第二編 御用金經濟篇

右は、横濱滯船米國鐵船買受の儀を命じ候條、横濱裁判所へ熟談の上、盡力可致候。尤入手の上は、代價五拾萬枚、金にして三拾七萬五千兩、内拾七萬五千兩は船請取より日數三十日限、横濱爲替を以可相渡、殘二拾萬兩は十二月迄に、品物又は通融金を以、壹部半の利金を加へ、無相違可相拂もの也

慶應四年戊辰后四月十五日

日本外國事務局

大阪運上所

按ふに大隈はこのグラバよりの借入金二十萬兩に、政府の手持金等をかき集めて二十五萬兩に纏め、それを江戸へ持ち下つたのではあるまいか。尤もこのグラバよりの借用説には異説があるやうにきいたが、私はまだそれを讀んでゐない。

このグラバよりの借金については、公文書には何等の記載がない。恐らくこれは吾々の間に於ける一時借りの類として處理され、證文に記載の期日に返済すみとなつたのであらう。

なほこの大隈の廿五萬兩携帶説に對して澤田章氏は「明治財政の基礎的研究」に於て「これは誠に面白い話であつて、近時種々の書物に引用せられて居るが、史實としては遺憾ながら信用することは出来ぬ。第一大隈重信が東下の途中大阪商人より廿五萬兩を調達したといふことは無根の事柄である」云々と全面的に否定してゐるが、これは澤田氏の方が考へ違ひをしてゐるので、大隈の二十五萬兩携行には間違ひはない。序ながら、一言して置

くが、澤田氏の「明治財政の基礎的研究」は維新の財政を統一的に纏め上げてゐる點に於て出色のものであり、且つ同氏は、井上馨の傳記編纂の關係からか、吾々の接し得ない根本資料をも閱覽する幸運に恵まれた人であるが、どういふものかその所論に誤斷獨斷が多く、且つこの大隈の廿五萬兩の例の如く屢々輕卒な抹殺が行はれてゐる。そのため人を益するよりは、人を誤る分量の方が多いやうにさへ感ぜられる。最初本書にそれらの誤謬獨斷を出来るだけは正する考であつたが、紙數その他の關係で他日にゆづることにした。折角好材料にめぐまれながら、それが多く誤用されてゐるのは返す返すも遺憾である。

序にこゝに登場して來たグラバは、本當はトーマス・グラバーといつて、長崎に於て軍艦の賣込みなどで産をつくつた英國商人である。薩長側に好意をもち、慶應二年の英國公使パークスの鹿兒島訪問も、この男の斡旋であつた。のち長く三菱の顧問として在職し、勳二等に叙せられて日本で永眠した。この時も甲鐵引渡し要求のため、自ら横濱まで來て米國公使に交渉するところあつたが、遂に功を奏するに至らなかつた。

六、彰義隊の討伐

大總督府の會計狀態は、閏四月中旬より俄然惡化し、どうにもならない窮境に陥つた。それは一方東北の風雲が意外に惡化したこと、他方江戸に於ける鑄貨の頓挫したためである。このことは前にも述べたが、當時京都

からの送金が殆ど無かつたのだから、その唯一の水の手といふべき鑄貨の停頓によつて、大總督府の會計は極度の苦境に陥り、閏四月末三條大監察が十萬兩(外に爲替で三萬)を携へて來ても、それは全く焼石に水に過ぎなかつたのである。その結果、閏四月末から五月上旬にかけ、京都へむかつて頻々と送金を請求し、遂に五十萬兩の急送を申込んで、朝廷を少からず狼狽せしめたことは次章に述べる。當時大總督府の會計がいかに窮迫してゐたかは、次にかゝぐる北島千太郎の軍防局宛の書翰によつて、十分知ることが出來よう。

◎北島千太郎書翰(閏四月廿二日)

謹奉言上候。初め三道の軍江城へ進入の節は、兵威赫然として八州に耀き、大小名等眼前の禍福を慮り、勢不得止には候へ共追々歸順致し、實效相顯れ候者有之候處、今日に至り候ては、官軍の微勢且儉安怠惰、政道へも不相立處より大に輕侮の心を生じ、兒童走卒に至る迄官軍を觀ては唾罵致候様に相成、實に長大息の至奉存候(中略)加之徳川旗下の者共、陽に恭順を唱へ陰に叛逆を謀り、江城の四面に激徒屯集し、機を見て大舉せんと企圖判然たることに候得共、官軍之を制する力なく、一日苟安賊の心に背かんことを恐れ、官軍却て恭順の姿に相似たる者に候。今に至り候ては、假令八百萬石を可賜官軍仰出候とも、徳川に於ては感戴不仕は申迄無之、不遠大舉官軍に抗するは必然に候。

更に總督府の會計状態についても、次の如くいつてゐる。

當手の人數、本文の通り、先達所々出張所致候に付、軍費莫大にて、府中の金已に盡に垂んとす。依之、大總督府願出候處、彼御府中にては、今日にては、御貯も一萬餘金の外更に無之趣奉拜承、驚愕の至に候。命殺價に盡果候は、兵を出し

候事は勿論、引揚候事も不相成、進退難窮(る)場合に立至り、當道は申すに不及、諸道の官軍飢餓目前に可有之と、焦心苦慮實に此事に候。右は即今燃眉の危急差迫り候事故、迅速御會議被爲在候様仕度候事。

「大總督府の軍用金剩すところ僅に一萬金、諸道官軍の飢餓目前にあり」といふに至つては、たゞ悲惨といふより外はない。

また、閏四月廿四日江戸に着いた三條が、翌廿五日に認めた書簡でも「金子極く／＼拂底、もはや軍資も殆ど盡き果て、困苦仕候」といつてゐた。血の出るやうな苦心をして調達した十三萬兩も、全く焼石に水でしかかなかつたのである。

その後を追ひかけて、大村益次郎からも、會計局宛に(五月十日附)「拜啓、過日来御内談致置候軍用金、是非一萬五千兩至急御用立被下度願上候」といふ飛脚便が届けられてゐるが、西郷隆盛からも同じ便で、大久保宛に「西郷としては實に珍しい金無心の手紙が到着するといふ有様であつた。

◎西郷書翰(五月十日、大久保、吉井宛)

何分御軍用金乏敷、日々官軍は是に氣を挫かれ候様様に被相窺申候。何とか御策は有御座間敷哉。人數許參り候ても、金に乏敷候ては、奥羽へ出軍甚だ難澁可仕と存候、是許苦心の至りに御座候。

全く西郷のいふ通り、兵隊ばかり來ても、金が乏しくは軍は進められない。かやうな次第で、彰義隊が日にましてその勢力を張り、官軍に對して反抗の氣勢を示してゐるのを目の前に見ながら、流石の大村も手を下すこ

とが出来なかつたのであるが、そこへ大隈は廿五萬兩を携へ來つて、これで彰義隊を掃討せよといふ。大村にとつては願つてもなき提案である。

○「大隈侯八十五年史」

この日（五月六日）君（大隈）は直ぐに總督府に赴いて參謀大村益次郎に面會したが、その際賊徒掃蕩に對する處置の緩慢を責め（中略）「先づ當面の策として、是非江戸に跋扈する浮浪の徒を速かに撃攘して、民心を平定し、然る後初めて進んで外交の事に及び、關東、奥羽の嚮背をも定むべきである。それを實現する爲め、携へて來た二十五萬兩の金は、全部その掃蕩費に投ずるから、速に平定に力められたい」と迫つた。

それで大村は君（大隈）に向ひ「貴君の難詰さるゝところは頗る道理であるけれども、何分現状は直ぐに貴君の要請を納れるべく餘りに困難な状態である。それ故、出来る事なら、先づアメリカ公使に交渉し、軍艦ストンナル號を受取りそれを以て品川灣に鑿派してゐる幕府の軍艦に備へ、然る後府下に跋扈跳梁しつゝある浮浪の徒に臨むならば、掃蕩の功が早く擧らうと思ふ」と答へた。君は大村の言を尤もと考へ、去つて雨中急いで横濱に至つた。

幸か不幸か：否、幸にもこの甲鐵買収の交渉は不調に終つた。

この時は、政府に金を貸したトーマス・グラバーも政府の委託を受け、その支配人濱田彦造（アメリカ彦と呼ばれた人物、日本人なれども米國に國籍をもつてゐた）を伴つて横濱にやつて來て米國公使に交渉したが、公使はあくまで局外中立を楯に、どうしてもその引渡しを肯んじなかつた。そのことは大隈談にもあるが、當時の新聞紙に次の如く報道されてゐる。

○「公私雜報第十一號 慶應四年五月六日」

大阪よりの新聞に、此程大原前侍從殿、亞國ミニストルへ鐵船「コロソール」引渡し之事被相願「何程にても代りは差出すべし」と云ひしに、ミニストル局外中立の法を守りて、本國の指圖に任すべしと答へたり。尤此次の飛脚船にて本國より指圖を申越す積りなり。先づ夫途は鐵船依然として亞國旗章の保護中にあるべきなり。

大隈の方の記録は次の如くなつてゐる。

○「大隈公八十五年史」

この時君は、大村が一日も早く賊徒を平定せんことを切望し、以上の談判が了ると直ぐにアメリカ公使ウ・ドレーを訪ひ、熱心に軍艦ストンナル號の引渡しを申出た。けれども彼は依然として應ずる氣色なく「今や日本は王霸の争によつて騒亂中だが、本年政權争奪に基づく騒ぎは容易く局を結ぶものでない。こんな具合に久しく日を経ると、アメリカは當然局外中立を布告しなければならぬ。（著者註。局外中立はすでに布告してあつた）とすれば軍艦は幕府の買入れに係るから、これを直に新政府に引渡すことは、私の職權内に於て爲し得ぬことである。それを強ひて要求さるゝならば、已むを得ず本國政府に報じてその指揮を仰ぐより外に無い」と強く云ひ張つた。君は「今内亂を眼前に控へてその鎮撫を急ぐ際悠長に時の経過を待つべきでない。畢竟これは無厭な詮議だ」と思つたので、決然意を驕して委細を總督府に報告すると共に、深く決心の臍を固め「この上は致方ない。逡巡すれば多く事を誤る。今は遮二無二、府下を騒がす不逞の徒を掃蕩するのが先決問題である」と建議し、そのため所持の二十五萬兩を悉く軍費に投じた。

大村は、大隈の横濱談判不調の場合は、直に彰義隊討伐を決行する覺悟をきめ、すでに五月九日、岩倉に對して次の如く申送つてゐる。

上野彰義隊大約二千人、是れ輪王寺宮を擁し、日光へ引揚げ、會津に合するの策と相見へ、最早大略人數並に用意相調候に付彼れ戦を挑み、一戦の後日光路へ引くの策と相見へ申す。我れ彼が暴動亂行を忍び候は、鋼鐵船來る十三日に手に入るか入らぬか相決候間、夫迄は我より手出さぬ積りに御座候。併し十三日に至り、鋼鐵手に入らぬ時は、最早勘忍ならず、我より上野掃攘の舎に候。恐くは十三日迄には、彼より兵端を可開と相考候。然れば十五日迄には、府内必ず一戦争と相覺へ候。

以上の如き次第だつたから、大村は大隈より横濱談判不調の報に接するや否や、疾風迅雷の如く上野討伐を決行した。彼は大膽にも五月十四日、江戸市民に明日を期し彰義隊討伐を決行する旨を布告し、翌十五日拂曉、上野黒門口にむけ攻撃の火蓋を切らしめた。彰義隊も善戦したが、戦運利あらず、午後三時頃にはもろくも潰走しはじめた。やがて敵の砲弾は中堂に命中したため、さしも輪奐の美を誇つた堂塔伽藍も、一夜にして烏有に歸し去つた。それは恰も消え行く徳川と運命を共にする如くに……。

彰義隊の一戦は、徳川の遺臣が亡び行く主家のために最後の氣を吐いたものであつた。その衷情には同情すべきものもあつたが、それも燈火の滅せんとして最後の微光を放つた如く、抗戦僅か一日にして潰え去つたのである。これにより江戸に残存した徳川の勢力は完全に消滅して、江戸は完全に官軍の支配下に歸した。彰義隊戦争は徳川の運命に打たれた終止符でもあつた。

またその年正月、一金なしで越年した朝廷の窮境が、伏見鳥羽の一戦によつて俄然洞開されたやうに、この時も「全軍饑餓に瀕す」とまでいはれた窮境が、十五日上野山内に轟いた一發の砲聲によつて忽ち打開され、江戸

は完全に官軍のものとなつた。戦争には勝利がすべて物を云ふのである。戦争にはあくまで勝つて勝つて勝ちぬかなくてはならない。

彰義隊戦争費は、大隈はその携行の二十五萬兩を彼の獨斷で大村に與へたやうに云つてゐるが、由利は次の如く語つてゐる。

上野に彰義隊の籠つた折は、參謀の大村が出掛けて、作戰計畫を書面で送つて來た。これを見ると何日迄には何程金が要ると、金額を詳細に記して軍費を請求して來たから、注文通り二十五萬兩江戸へ輸送したが、その日限及び金額一つも最初の豫期に違はなんだ、實に大村は偉大なる軍事的才幹を具へ、數理に明かな武人であると驚歎しました。

これによると、甲鐵談判不調の際は、これを彰義隊掃討に廻すといふことは、京都で決定してゐたものゝやうでもある。

彰義隊の敗北は、徳川方にとつては、正に止めの一刀であつた。さすがの勝海舟も「其衝中に陥入り、如何の略も術すべき處無きに至り」（日記）と浩歎してゐるが、果然五月廿四日、徳川龜之助に對し七十萬石下賜、府中（静岡）の城主たるべき旨が沙汰せられた。せめて百萬石の前田の上位といふ期待が外れ、島津の下位につき、第三位の大名たるに立至つた。僅か半年前まで八百萬石の大封を擁し、天下に號令してゐたことを思ふ時、何人も榮辱所を替へることの、あまりに速かなるに驚かさざるを得なかつたであらう。しかし、北條氏の滅亡にあたりては、鎌倉に於てのみでも一族郎黨の自ら互に伏して死するもの六千餘人、八代の榮華一日にして滅し去つたこと

を思へば、七十萬石の大封を擁してその血食を保ち得た徳川は、むしろ多幸といはねばならない。かゝる寛大仁慈の所置も、實は、明治天皇の大御心より出てゐることが後年明かにされた。

後年、三條家の文書整理の際、次の如き、明治天皇の御宸翰が發された。

東方未平、人心不定、實に不容易形勢に付、乍苦勞速に下向致し、可加鎮定、尤委任候間、徳川舊勳不相失、萬民安堵候様可計事。

これは三條が大監察使として東下の際、徳川に對する厚き思召から内密に下し給うたものである。「徳川の舊勳相失はず」云々、何ぞ聖恩の洪大なるや。徳川家達公はこの御宸翰を拜し、聖恩の優渥なるに感泣したといふ、さもあるべきことである。

四、政府の財政的危機

一、戦費五十萬兩の請求

京都では、随分無理な手も打つて漸く三條に拾萬兩の金を持たせて出發させ、五月初めには大隈に携行せしめる二十五萬兩調達の話もつき、やつと一息してゐるところへ、江戸からは頻々として送金の請求がやつて来て三條持參の拾萬兩も熱鐵上の噴霧と消え去つたことがわかつた。朝廷會計方の困惑また知るべしである。當時の朝廷の景況を、池邊藤左衛門は次の如く手記してゐる。

廿七、八日頃(閏四月)に至り、江戸會計より軍資缺乏、三軍飢に及び、古金銀相場御布告によつて金銀座人も鑄造の手よりを失ひ、危急の場合に差迫り居、因て運送(軍資の)急を告ぐる事頻々たり、此時の景況實に策の出づるものなし。

「運送急を告ぐる事頻々たり」とあるのは、前掲の三條、大村、西郷、北島等の書簡をいふのであらう。なほこの時、大總督府からは、五十萬兩の送金を請求してゐる。その請求書の原文は見あたらないが、そのことは、

「戊辰日記」閏二十八日の條下にも出てをり、「岩倉公實記」にも「太政官は今だ金銀兩貨及び銅鐵兩錢の價格を更定し之を布告す。是に於て東北諸國の諸民は、此布告を見て皆疑懼を懷き、貨幣停滯して流通せず、又大總督府其鑄造する所の新貨は金銀兩貨の價位更定に由り亦損益相償はざるが爲に、之を停止す。故を以て大總督府軍費措辦の途杜絶す。急速に金五十萬兩を輸送せんことを太政官に申請す」と出てゐる。この「金銀兩貨の價位變更」云々については、後章に於て詳述される。

然るに、この時の朝廷の狀況は、事務の改變やら、内部諸官の感情の衝突やらで混雜紛擾を極め、政務も荒廢の有様であつた。池邊の手記に次の如く記載されてゐる。

節松（藤左衛門）は閏四月四日江戸を發足仕、十九日京都著、廿日出局の上御鑄造積書其他會計局總裁殿下へ差出置、同僚相揃、得と面議可致存じ罷在候處、廿一日三職八局悉く御廢しにて、同夜小原仁兵衛、節松兩人會計官判事被仰付候へども、外一人も官員申付之れなく、共に茫然の姿に御座候。廿三日より一層御改正の御運びにて、殊に會計擔當の三岡氏も會計官出仕御座なく、萬事打變りの様子にて江戸事情申上候暇之なく……

この混亂のさ中に……會計の大黒柱ともいふべき三岡八郎さへ出仕してゐない處へ、五十萬兩の請求が届いたのである。

◎池邊藤左衛門手記……

則ち會計官より議事を催し、廿九日大議事有之、此場に及び止むことを得ず、富商豪民の著ある者へ調達金御申付と決議一定、五月二日より洛中洛外、滋賀、近江、大阪、兵庫、堺、伏見の富豪へ御諭解文を讀み聞せ調達金申付……

かく廟議では御基金金の徴收と決定したものの、當春以來御親征費、大監察東下費と引續いて調金を命じてゐるのだから、尋常一様の手段では今度の徴募はむづかしい……大監察東下費の徴募のうち、諸株仲間に対する分は、その時はまだ全く徴收未済であつた……よつて、岩倉は、政府に於て大會議を開き、その決議として募債のことを滿天下に布告して、國債の大募集を開始しようと思つた。五月一日、彼は大久保利通の許へ次の如く申入れてゐる。

會計事件實に重大の儀、過日來眞に苦慮、如何にも今一應可盡丈の儀は盡し其上滿天下に布告にても可相成か。今爰に廣澤足下等會計に投身御盡力は不相成哉、左候へば小子、鍋島老父等、ひたと打懸り、目前危急を救の策而已ならんや、眞に皇國富強の基礎被立度事と存候、尤三岡も御採用、合力以て成功の事祈念の事に候、右に付明朝出勤前入來不相成哉依て一應申入候、早々以上。

さすがは岩倉である。この窮境のうちにあつても少しも屈するところなく、なほ「目前の危急を救ふの策のみならず、皇國富強の基を立てん」と頑張つてゐる。明治維新の大業は、實にこの岩倉の不屈不撓の頑張りによつて負ふところの多いことを忘れてはならない。

「尤も三岡も御採用」云々とあるから、この時の改革で三岡は參與專任となり、會計の職務から離れてゐたのである。

かくして五月四日、小御所御殿に於て、天皇御親臨のもとに大會議が開催された。會議の劈頭岩倉は、次の如き諮問書を一同に示してその意見を徴した。

目今、會計充足の最大急務たる事は貴賤と無く賢愚と無く、焦思苦慮して其方法を講究すと雖、今日の如く、極窮切迫に至るものは、蓋方法未だ其宜を得ざるに由るか、將た其意を用ゐるの未だ周密ならざるが爲めか、必ず其故なからんや過日以來の廟議まだ全く心服すること能はず。如何となれば、東北の賊勢鳴張し、王化邊隅に浹治せず民心の向背殆んど計るべからず、夫れ民は國の本なり、本固からざれば國立たず、基本を固くするは信に在り。而るに前日以來僅か三百萬兩の金を徵募するに、未だ豫算の半に達せざるは、殆んど怪訝に堪へざるなり。抑之を徵募するに方り、或は權謀に出ずるに非らざるか、或ひは暴威に出ずるに非るか、果して然る時は、所謂信なる者は何んに起るや。

徒に府庫の空乏を天下に示して民心の信憑する所を失へば、策の得たるものに非らざるなり、今や天下の俊傑廟重の上に雲集し、海内の物産繁富、商估幅濶の土地に向ふて、何ぞ三百萬金を徵募するに窮屈せんや。諸君の胸中必ず成竹あるべし。若し百万計畫するも、尙良策なくんば、徒に内地億兆の心を失はんよりは、寧ろ外國に向つて募債して一時の急需を處辨し、内國の租税を以て其償却を完了するに如かず。是れ却つて會計の基本を立つ事に難からざらんか。然れども、是れ涕出嶽吳の窮策にして、臣が尤好まざる所なり。臣素より會計の道を知らずと雖、目下の狀勢坐視するに忍びず、妄に窮策を説くものは、東北出征の將士、彈丸雨注の中に苦辛するを緬想し、奮て會計の道に於て、畢生の力を盡して斃れて後止まんと欲するのみ。諸君熟思審議せんことを請ふ。

岩倉は「畢生の力を盡して斃れて後止まんと欲するのみ」といつてゐるが、これは決して文飾ではなく、これを讀み上げた岩倉の面上には、必ずや悲愴な決意が、歴然と現はれてゐたことであらう。

岩倉の諮問をよく讀んで見ると、(一)三百萬兩の徵募が未だその半数にすら達せないのは、その努力の足りないところから來てゐるのであらうから、大いに協力してこれを募集すること。(二)またかういふ會計危急の際だから、關稅を擔保として外債を募集するもまた止むを得ないといふ二箇條である。この時は東北の戦線に於ては官軍の旗色悪く、敵に白河城を奪取せられた(閏四月廿七日)報も、あるひは入つてゐたらうから、朝議も大した議論もなく、原案の可決を見た模様である。

二、國債募集の諭告を發す

この四日の決議により、五日八日次の如き國債募集の大諭告が發せられた。

皇運新に復し、國是漸に定り、萬機御親裁に出で、萬事まさに備らんとす。是時に當て、獨り備らざるものは金穀なり。右は徳川慶喜政權奉還の節、國家の用度併せて返上勿論たるべきの處、其儀未だ相運ばざる内、春來の始末に立至り、朝廷無所入して、出る處の御費用不一方に依れり。況や頃日征討の兵士、家を棄身を殺し、一途報國の折柄、萬一軍費給せず、兵食足らざる時は、奮進勳絶の銳氣を挫き、皇威是が爲に弛み、平治の功業速に立ざる時は、億兆の黎庶久しく塗炭の苦を受けんと、恐多くも日夜御宸憂被爲遊候。就ては其外百官の輩は申迄も無之、普天率土の臣民、聖旨を奉承し、朝恩を感戴し、畢生の報效此時にありと覺悟し、兵力ある者は其力を以てし、貨財ある者は其財を以てし、上一般の力を合せ、四海平定の功を御扶植可致事に付、銘々一人の私を捨て、天下の大事を考へ、有餘不足を補ふの天理に基き、各其分に應じ、金穀相勳、御奉公筋を遂てこそ、即兵士の身を殺して朝廷に盡すと同じく、下たる者の定分に候間、此旨篤可相心得者也。

但、御返辨方の儀は、其筋々より可申談候事。

五月(八日)

太 政 官

この諭告文は何人の執筆になるか知らないが、相當の名文である。中にも冒頭の「萬機御親裁に出で、萬事まさに備はらんとす、是時に當て、獨り備らざるものは金穀なり」の一句は、維新政府の財政状態を一言につくしてゐるものとして、諸書に引用されてゐる。小原仁兵衛あたりの執筆ではないかと想像される。

なほこの諭告には、次の如き薄氣味の悪い副達がついてゐた。

…併、斯までの御時態を拜承しながら、其財ありて其力を朝廷へ盡さざる者は、御國恩を不相辨、不忠の筋に相當り候故、夫是御取計向も可有之候間、此爲御心得申達候事。

「岩倉公實記」には「朝議遂に外國及兩國の兩債を起すことを決す」とあるが、内債といつても、新たに新公債を募集するのではなく、從來募集中の御基金金の徵集に一層の努力をしようといふに過ぎなかつた。

外國債の方は、大阪に於て外國商人の間に交渉がすゝめられてゐたが、世論を憚つてか、前掲の諭告の中では觸れてゐない。要するにこの時決定された會計上の諸政策は、(一)内國債(御基金金)の募集に一層努力すること(二)外國債の募集、(三)紙幣の發行を急ぐこと(五月九日に來る五月十五日を以て發行の旨布告された)(四)同時に大阪の銀目を廢止すること(これも九日に布告された)(五)舊貨幣の鑄造を行ふこと等であつたやうである。

外債については、はつきりした記録は残つてゐないが、この頃から貨幣鑄造の地金を得る目的で、外國商人(オールドカ)の間に借款談が進められてゐた。六月十九日は三條宛の岩倉書翰には「ドル月々五拾萬ドル借入相整ひ、當月より鑄造候運びに相成、器械も取寄せ申候都合に御座候」と、借款がすでに成立したやうに報じてゐるが、これは何かの都合で頓挫したやうである。

この借款談は、大阪に於て小松帶刀、五代才助等によつて進められてゐたもので、六月中三岡から廟議に提出した書類の中にも「洋銀借入の義も、五代才助心配にて入手相成候筈に候」とあるが、これがうまく成功しなかつたことは、六月廿三日付三條より岩倉への書簡に「外國よりの御借入五百萬枚の義、大久保より小松(帶刀)の話を承り候處、大阪にては既に談判も相整ひ安心の姿に候處、横濱の處にて承り候へば急々借入も六ヶ敷 内々之を承り又苦心の事に候」とあるによつても知られる。

七月に入り、横須賀製鐵所買收費として、大隈等の盡力により、東洋銀行支店から五十萬弗借入れることが出來た。しかしこれはむしろ偶然の成功で、政府の豫定の中に入つてゐなかつたことは「横須賀製鐵所買收問題」中に述べてある。だがこの時、佛蘭西商社に對する支拂は、豫期したより十萬弗ほど少かつたから、その分だけは政府の收入となつたわけである。

結局貨幣鑄造のためのドル銀借入れは、元年十二月に入り、英商オールドより四十萬弗だけ借入れることが出來た。利息は一割であつたが、これは翌二年三月返済された。

明治八年發表の「第一及第二期歳入歳出計算書」中に第一期(慶應三年十二月より明治元年十二月に至る)の歳入中「外國商社よりの借入れ」として八十九萬四千三百九十五圓と計上されてゐるのは、前記東洋銀行とオールドよりの借入れ金二口の合計である。

『戊辰日記』五月八日の條下に、次の如き記載がある。これは八日の會議に於て、政府から提示された當時の歲計概算のやうである。

金 百 萬 兩	關 東 軍 備
同 四 拾 萬 兩	銅 鐵 船
同 四 拾 萬 兩	橫濱製鐵所
同 八 萬 兩	貨幣機械
同 三 萬 兩 (月々)	橫濱外國方
同 三 萬 兩	兵庫居留地
右當辰年御入用如此、日本國中諸侯、府縣、是を太政官へ納むべし。高割金數に至りては、會計官より達すべし。	
金 參 拾 萬 兩	御所常御用
同 拾 貳 萬 兩	四月閏月々給
同 參 萬 兩	太政官御普請見込
同 五 萬 兩	土州軍艦代

右朝廷御入用、當年物成を以て被補ひ候得共、夫迄の處、富商へ御借金のこと。

前の方に掲げられてある「當辰年御入用」といふのは、明治元年中に是非とも支拂はねばならぬ支出で、これが約三百萬兩。後の方の朝廷御入用といふのは、月々の朝廷の支出で、これが一箇月約五十萬兩である。前の方の支出は諸侯、府縣に徴し、後者月々入用の分は出来るだけ貢租により、足らざる處は富商へ御借金とあるが、

これは御基金徴收の意味か、別途に一時的に借上げる意味か不明である。戦費はこの以外である。

三、天皇宸襟を惱ませ給ふ

以上の如く、政府では軍費の急増に應ずるために、五月八日國債募集の大論告を發し、御基金の急徴に着手すると同時に、五月九日には銀目取引廢止並に五月十五日を期し紙幣發行の旨を布告した。これらもみな一聯の軍費調達、國債募集工作である。

かく軍費調達工作が一應整つたので、岩倉は五月十三日に至り、はじめて江戸の三條實美に對して返書を認めた。三條からは、閏四月廿五日付の書簡以來、追ひかけて二度も通信があつたが、岩倉はそれまで返簡を認めなかつたのである。岩倉は江戸への送金については、次の如く言つてゐる。

一、金子大拂底の趣、扱々恐懼申様なく候、大體官軍恩威共に不被爲立、新に御仕直し同様、不容易御心配の上、萬事に關係候第一の會計、右様の儀は、臣等始め政府の徒實以不相濟次第に候。乍去、稍々運び相付き、四五日中十萬金差立候儀は、必御差支無之見込に御座候。

岩倉は、四、五日中には十萬兩を送金するといつてゐる。この時は政府も總力を擧げて募金に努力する意氣込みだつたから、事が豫定の如く進捗すれば、それ位は出来たのであらうが、この時にはもう大阪では銀目廢止の

恐慌が捲き起つてゐたのである。

但し江戸の方は大隈持参の二十五萬兩が到着し、且つ米國公使との甲鐵艦回收の交渉が不調に終つたために、この金をもつて彰義隊討伐の方針が決定し、却つて事は順調に進捗してゐたのであつた。

當時の岩倉の努力については「岩倉公實記」は次の如く記載してゐる。

是時に於て、關西諸國は未だ新政に信服せず、又關東諸國は兵戈未だ息まず、故を以て全國の庶民此募債に應ずるもの甚だ鮮し。財政の困難名狀すべからず。博房は具視に請ふに、餘力を募債に假さんことを以てす。是に於て具視は、山中靜逸、西川一平、熊谷久右衛門、山本復一等數人に命じ、先づ五畿内及近國の富豪に、正貨を以て楮幣に交換せんことを勸奨せしむ。蓋し、楮幣新に發行し、民間の流通未だ周ねからざるを以ての故なり。既にして、諸國より正貨を以て、楮幣に交換せんことを具視の本邸に申報するもの頗る夥しく、其額幾んど數十萬兩に上ると云ふ。

かく岩倉が率先してその募集に盡力した上に、五月十五日よりはよく紙幣發行と決したので、その紙幣を貸下げる條件のもとに正金を提出させるといふ新手も行はれたため、京都方面に於ける募集成績は急によくなり五月には貳拾七萬七千餘兩、六月には拾參萬貳千餘兩、三箇月合計約四十萬兩ほどの納金があつた。然るに肝腎の大阪に於ては、銀目廢止の布告により、はからずも金融界に大恐慌が勃發し、多數の兩替商が軒を並べて閉店するの慘狀を呈するに至つたため、國債募集も自然不能に陥つてしまつた。大阪に於て漸く募集を再開したのは六月末であつたから、戦費の最も急を要した五、六の兩月中、大阪の募債は出来なかつたわけである。このため政府の會計上に大違算を生じたことは云ふまでもない。

この時は、維新中に於ける最も重大なる危機の一つであつた。徳川の勢力は、近くは上野山内、品川灣頭に蟻居し、遠くは兩毛、北越、東奥に連衡し、大業の前途も逆睹すべからざるものがあつたが、肝腎の財政状態は、前述の如く、大總督府の眼の前にある彰義隊に對してすら、鎮壓の手を下すことが出来ない有様であつた。大村益次郎らが「會計局大病、人事不省」と浩歎したといふのも、恐らくこの際のことであらう。明治天皇には、時に寶算御十七歳と申上げて、實際は御十五歳の御幼年にわたらせられたが、時局の困難を聞き召され御憂慮のあまり、御親征の御内慮さへ漏らさせ給うたほどであつた。まことに畏れ多き極みである。

◎戊辰日記……五月九日

公(春嶽)御参内の處、追々東報官軍苦戦多き趣、達天聽、殊の外被惱宸衷、夜中御寢も被遊兼候程の御儀にて今日於御藤前御業談の節、御籙内より宸筆の敕書御下げにて、又々御親征も可被爲在哉の宸慮に候得共、御親征の儀も度々と被爲成候節、自ら天威も御軽く相成候得ば、夫よりは朝廷を御正し、御聖徳を被爲修候御儀御當然の御長策なるべき由、肥前御同論にて被仰上、此處に御決議の由、右官軍の敗兆は○より御乳人へ相咄桂官並○大宮等々より入天聽候事の由。

四、大阪に於ける國債募集再開始

既述の如く、五月國債募集の大論告を發し、これより大いに御基立金の募集に取掛らんとした矢先、大阪においては銀目廢止による大恐慌が起り、基立金の募集は全く不能に陥つた次第は後に述べるが、その恐慌の鎮定を

まつて、再び募集に着手したのは六月廿二日であつた。「廣岡家文書」に次の如く出てゐる。

○六月廿二日、東裁判所にて

後藤象二郎様

採(税)所長藏様

伊丹右京大進様

比田小傳治様

右御立會御達御諭書別紙左へ

二萬兩	山中、廣岡、長田
萬七千兩	殿村
萬四千兩	石崎
萬三千兩	高木
萬三千兩	平瀬
萬千兩	中原
六千五百兩	(西)殿村
七千兩	和田
六千兩	(舟)長田
六千五百兩	樋口
	井上

五千六百兩

今堀

五千三百兩

淺田

拾七萬二千九百兩

但、今日より三日の間、商法會所へ御受罷出可申、御受致候日より七日の間、調達致可申候事。

「鴻池文書」には五月八日の諭告文も収録されてあるから、あの國債大募集の諭告は、大阪ではこの時はじめて読みかぜられたのであらう。従つて、大阪では五月の募集は、この時まで未着手のままになつてゐたことがわかる。

引受金額の申告までに三日間の猶豫、それから現金納入に七日の猶豫しか與へられないのだから、かなり火急の命令である。

恐慌以來二箇月近く経過してゐるから、恐慌そのものは大體鎮靜してゐたとしても、それから受けた打撃がまだ痛んでゐる最中である。調達金の割當てを受けた富豪は一様に困惑し、各家ともその減額を歎願した。次にかぐるは廣岡家から出てゐる歎願書である。

乍恐歎願奉申上候

今般被爲召出御大切御用途金被爲仰付何共奉恐入候。早速御請可奉申上候處、早春會計御基立の御用並其後御東下過急の御用途正金にて相納め、勿論右御證札直様引當奉差上、金札拜借被仰付、難有奉存候得共、何分正金拂底、實以て力に不及當惑仕候。何卒御用途の内え、石二廉御用金御引去被成下、別紙の通り殘金を以て都合仕り速に奉納率り度く奉存候

第二編 御用金經濟篇

乍恐御憐愍を以て御開濟被成下候はゞ、雖有仕合奉存候。以上。

六月

廣岡久右衛門

商法御會所

覺

一、金二萬兩
 内 五千五百兩
 九千五百五拾兩
 殘金五千三百五拾兩

早春基立御用途
 御東下(三條)御用途

但 此度正金取交せ奉相納候。

すなはち同家の割當金二萬兩に對し、當春以來上納してある調達金(御親征費と大監察東下費) 壹萬四千六百五拾兩を差引き、殘金五千三百五拾兩だけで御勘辨を願ひ度いといふのである。この歎願は受理されてゐるから、他もこれに準じたことと思はれる。従つて、實際集つた金額は、申渡し高よりすつと減少したことは當然であるが、その金額は明かでない。

「由利公正傳」に「七月二日に於ける調達金高左の如し」として載つてゐるものは、この徵募金であらうと推せられるが、それによると

一金八萬四千七百六拾四兩二分二朱

六月廿五日より七月朔日迄市中調達集高

一金壹萬參千九百七拾五兩

諸株仲間調達集高

ノ金九萬八千七百四拾兩二分二朱

である。諸株仲間の分とあるのは三條東下費の上納後れ分である。しかし、これだけのものを募集するに、政府の方で、いかに躍起となつて努力したかは、次の記載によつて知ることが出来る。

○「戊辰日記」

七月朔日(明治元年)、今日三岡入郎、爲何御機嫌參上申上候……。

先日下坂の上、一番の長者組と唱へ候鴻池、鹿島屋始、十五軒の主人共呼出、方今御一新に付ては、主上御自身御政事を被遊候御事故、宮公卿の御方にも、此節は處々へ御出陣、諸侯も夫々出軍、何れも懸命御奉公の折柄なるに、於町人共は身代は番頭手代任(せ)にて自身遊手徒食致候儀、相濟不申候間、今日より夫々自身の御奉公可致旨荒ら肝を拔候説得にて、大肆易の機に投じ、追々曉諭に及び、遂に金穴を發き、餘財無之所以を及白狀候由。兩替屋六百軒の内、金銀計(り)の兩替百廿軒の者共も、暫時に説得行届、強訴願下げに相成、總て愉快の處分に及たる由。

また松方正義が閏四月廿五日、日田縣の縣知事に任命されたが、同時に次の如き指令が與へられた。

朝廷の御用途甚だ困難にして、軍用金にも御差支の折柄、日田地方に於て正金借入方急速に取計ふべし

このため松方が日田へ着任第一番の仕事は、正金借入れ……御用金の取立てであつた。その結果彼は「借金知事」の異名をとつたといふが、これらの事實により吾々は、當時政府の會計がいかに逼迫したかを、十分知ることが出来る。

五、銀目廢止の布告

前章に、政府の募債政策が、銀目廢止によつて誘致された恐慌のため、意外の頓挫を來したことを一言して置いたが、以下その顛末を簡単に紹介して置く。これは明治の新政劈頭の經濟恐慌として經濟史上重視さるべきものであるが、資料が極めて乏しいため、その恐慌の狀況等を詳にし得ないのは遺憾である。

元年五月九日、太政官から經濟上極めて重要な二つの布告が公布された。その一つは來る五月十五日をもつて、いよいよ紙幣を發行するといふもので、他の一つは、次に掲ぐる銀目廢止の布告であつた。二つとも五月八日の國債募集の大論告に關聯して發布されたものである。國債を募集するには、紙幣の發行を早める必要があり……應募者に對して紙幣を貸下げるため……紙幣を發行するについては、銀目取引、銀目手形といふ變態的諸條件を整理して置く必要があつたからである。

銀目廢止の布告（五月九日）

一 今般貨幣定價御取調の上、丁銀豆板銀の儀、以後通用停止被仰出候間、是迄銀名を以て貸借有之候向は、其取引致し候節の年月日の相場によりて、金錢仕切に相改可申候。

一 舊來の丁銀、豆板銀共所得の者は、近日御改製の新金錢を以て御買上相成候間、追々其筋より會計官貨幣司へ可申出者

也。

布告の第一條は、爾今丁銀、豆板銀の通用を停止するから、銀目の貸借はその貸借のあつた日を以て金錢仕切に改めよといふので、第二條は、その停止になつた丁銀、豆板銀は新しく鑄造される新金錢をもつてお買上げになるといふのである。大阪の經濟事情をよく知らないものには、事柄は甚だ簡單のやうに思へるが、實際には、これは大阪の經濟界にとつて、實に爆彈的な改正だつたのである。何故なら、數百年の長きに亙り、大阪の商業取引のすべてが銀目取引であり、その銀目を代表するものは丁銀と豆板銀だつたのだから……。

徳川時代の經濟制度や商習慣には、今日から見て不可思議と思はるゝものは尠くないが、この銀目取引の如きも、まさにその一つである。

當時日本の首都ともいふべき江戸に於ては、金目取引……金本位制であつたにかゝはらず、大阪に於ては銀目取引……銀本位制が行はれ、江戸と大阪とで金銀兩本位が對立してゐたのである。しかもその銀目を代表する丁銀、豆板銀は秤量貨幣であつたから、使用の度に一々秤にかけるといふ手数をかけてゐた。三井高維氏の「兩替年代記關鍵」に次の如くいつてゐる。

銀貨

丁銀及豆板銀

何貫何百何拾何匁(目)何分何厘何毛(十進法)

第二編 御用金經濟篇

秤量貨幣たる丁銀及豆板銀は天秤及銀秤に掛けてその目方を量る、その目方を「銀目」と云ひ、その遣ひ方を「銀目遣ひ」と云ふ。その単位の唱へ方は右の如く十進法である……要するに銀の計算單位が金にして單純にして計算に便なるのみならず、その位が何分何厘何毛などと微細に及ぶ爲めに、元來計算高き上方商人の銀遣ひの目的に適當したことが考察せられる。

こんな工合で大阪では貨幣の計算は、江戸が金何拾何兩何分何厘といふ風に唱へたのに對し、銀何匁何分何厘となへ、相撲取りの給料なども江戸は十兩取りといふのに對し、大阪は何十目取りといつたが、その銀目を代表する丁銀、豆板銀は前述した通り、秤量貨幣といふ世にも厄介至極のしろものであつた。

○「兩替年代記關鍵」

凡て丁銀と豆板銀とが、離るべからざる關係を有することは、小判と壹分判の關係に等しきものである。丁銀と豆板銀（小玉銀）は、共に銀座と共同の事務を取つた大黒常是と云ふ世襲職のものがその製作の實際に當つたものである。故にこれを大黒銀とも唱へ、其包装を常是包とも唱へた。此丁銀の表面には必ず大黒の像、常是の字、寛の字との三種の極印を具備しなければならぬ。豆板銀にも、是等の極印の一部分が必ず表はれてゐる。

丁銀のもとの字は、挺銀或は錠銀であるが、古くより一般に丁銀と書き慣はしてゐる。又單に「丁」とのみも唱へる。或は俗にこれを「なまこ」とも云ふは其形によつた俗稱に過ぎない。豆板銀で名付けたるもので又之を小玉銀とも云ひ、大小種々あつて、その最も小なるものを露銀とも稱へた。上方で小玉のことを小粒とも唱へた。

丁銀一個の重量は不定にして、凡そ四拾何匁より三拾何匁の間のものであつて、必ず四拾三匁とは限らない。其日常の取引は金の壹兩に對する銀相場によつて、銀何拾何匁として通用する。而して銀壹枚或は白銀壹枚といふ場合には、其一枚

は銀の目方四十三匁のことである。又銀にも金と同じく何兩と唱へることがあつて、その壹兩は、目方四匁三分である。即ち銀拾兩といへば、銀壹枚に當る。總て此丁銀及豆板銀は、江戸時代の銀貨の代表貨であつて、その目方を天秤にかけて量目によつて通ぜしめたる一種の物品貨幣たる性質のものである。されば前述したる何枚何兩といふ目方の通用の場合には主として儀式的の授受に用ひられた唱へ方で、白銀何枚といふ場合には必ず之を常是役所によつて包封したる常是其儘で通用せしめたものである。其場合に目方の不足を補ふ爲に豆板銀を交へる必要もある。（中略）
豆板銀は、大小種々あり、大は拾匁以上、小は何分何厘にして其日常の取引は、其目方によつて銀何匁何分に通用する。或は之を錢に替へ、最も廣く日常生活の通貨として用ひられたものである。

六、大阪の銀目手形と恐慌

右の如き次第で、大阪では料理屋へ行つて遊興をしても、勘定の時は一々天秤を借りて丁銀なり豆板銀なりを秤量して支拂ひをするといふ工合で、その不便は極りなかつたから、必然的に、實銀を代表する手形が使用せられるに至つた。同時に丁銀、豆板銀は次第に市場から姿を消すやうになつたが、後にはその手形は大部分空手形となり、壹萬兩の實力に對し六、七萬兩の銀手形を發行してゐるものさへある實情であつた。

○「兩替商沿革史」

聞く、若し銀手形の通用盛んなりし時に當りてや、其甚だしき者に至りては、壹萬兩の資本を以て能く六七萬兩の手形を

振出せしもの勢からず、何故に斯くの如く空手形を振出したるか云ふに、府下の取引は新装より米鹽魚菜に至る迄、各自季節の拂ひに皆銀手形を用ひ、一般に此手形を信用し、或は之を使用せずして秘め置き、又旅商の如きは安んじて之を故郷に持歸りし程のものなり、斯る状態にてありしかば、銀手形を空なりしとして其源に遡れば、其丁銀あるものも亦空なり、然らば則ち空物に仍て手形を振出し、空の手形を流通せしものと謂ふも、亦誣言にあらざるなり。

かく銀目手形が金額的に多量に使用されたのみならず、その流通範囲も大阪以外、兵庫、西の宮、岸和田、伊丹、今津、鳴尾、灘、池田、尼ヶ崎、堺、茨城、高槻、貝塚等攝河泉の一帯に及び、殆ど紙幣同様の働きをなしてゐたのである。然るにそれが突然一片の布告によつて禁止されてしまつたのだから、恐慌來はむしろ當然であつた。

○蘆田三郎談……「維新財政談」

太政官札發行の頃、銀目を一切使ふてはならぬと云ふので、銀目が以前あるのを廢せられて、總べて金でやれと云ふことがあつて、大阪では大恐慌が起つた。兩替屋などの騒が起つた。皆銀で無準備の空手形ばかり發して居つた。それが一遍にいけないとなつたものだから、取付が始つたり、何かして、いろ／＼な事が起つた。(中略)

銀目といふものは空位です。銀は丁銀と云ふものがございました。是は僅かしか無いのです。なか／＼通用貨幣とする程はないから、それは別段正銀と云ふと、値が非常に高いのです。一貫匁の正金が、一貫四五百匁もした。

丁銀といふやつは……唯市中で稱へて居る銀と云ふものは、影法師です。殆ど空名を稱へて居つた。百貫匁と云ふと、百貫匁の正銀を積むと云ふことでもなく百貫匁、此銀何程と相場が立つて居るから、其銀で授受した。證文に百貫匁といふと其時の相場が、假に一兩百目となる日があると千兩です。千兩が百貫匁。貸借の證文に百貫匁と書きますけれども、いざ

金と云へば其時の通用金で渡す。其通用金は毎日相場が立つて居つて、グラタタして居る。だから百目の相場をして居る時には、百貫目は千兩。明日は九百目よりならぬと云ふので、今日の株式の相場のやうに、毎日々々上下して居つた。其間に兩替屋がいろいろ利益を得た者もある、損をする奴もあつた。

其日に金を取らうといへば、其日の相場である、銀何程々々で預つて居る。其時に正銀を呉れと云ふとさうは呉れない。其日の相場で呉れる。金と云つても二分金ばかりでない。一分銀もあれば一朱銀もある。今日のやうに量目の定つて居る金ではない。「有合」と稱へて渡す人の隨意でございます。二分金ばかりで渡さうと、又一朱銀なり一分銀なり、何なり渡す人の隨意でございますから、それは自由になつて居つたのです。それだから銀といふものは全く空ですネ。殆んど一種の標本みたいなものです。支那の兩みたいなもので、ちよつとこんな小玉を一つ付けて何十匁となるとか、斯うやつて居つたのです。全く空物であつたのです。

そこで、銀目といふものは空物であるから廢めてしまへと云ふことになつて、銀目といふものは、一切稱へることはならぬとなつたのです。其時に恰度大阪で銀目を廢せらるゝ日の相場が金一兩が二百十九匁何程と云ふものでございました。東京では金一兩が銀六十匁と定つて居つた。大阪は毎日相場が立ち居つたものですから、二百十九匁いくらと云ふものでございました。大變上つたのです。私共子供で毎日相場を聞きに行く時分に、七十匁の時もあり、八十匁の時もあつた、御一新頃段々上つて遂にそんな値になつてしまつた銀は正銀でなく空物ですから、そんな工合になつた。もう百匁も出るとビツクリして居つた。それが段々上つて遂に二百十九匁までなつた、そこで銀目廢止とビツタリとやられたから、それが納め相場でビツヤツと定められてしまつた。それで藩債を皆に返す時でも、大阪は其相場で返して居ります。證文は銀で貸てありますから、それを金に換算するに、大阪は二百十九匁何匁と云ふものが相場になつて居ります。(著者註、五月九日の仕舞相場は金に對しては二百十九匁四分九厘であつた。)

政府の考へでは、銀目仕切りを金銀仕切りに書替へさへすればよいと簡單に考へたのであらうが、實際問題としては、その間に恐慌心理が働いて、手形書替への前に、まづ兩替商に對する銀手形の取付が行はれるから、財界混亂はまぬがれない。

◎「兩替商沿革史」

兩替商中の運轉は斯の如き融通に依て、空手形の通用盛なりしが、明治元年五月丁銀廢止の時に至りて、其振出し置たる手形を拂ふ能はずして閉店をなしたるもの三四十軒もありたり。茲に其重なるものを擧示すれば、

- 十人 兩替(森本) 近江屋 齋之助
- (森本) 近江屋 半次郎
- 十人 兩替(白山) 炭屋 安兵衛
- 同 (白山) 炭屋 彦五郎
- 同 (白山) 炭屋 伊兵衛

の面々にて、此空手形を所持せしものは、爲めに非常なる損失を被るに至れり。丁銀廢止の際幸にして家名を全ふせしものは、空手形の支拂額減じて、手堅營業せしもののみ。

政府ではこの恐慌襲來に驚き、五月十二日大阪府に對して次の如く布達した。

今度丁銀豆板銀御廢止に付ては是迄在來の銀子手形、一時引替不申ては如何相成候哉と疑惑致し候者も有之、兩替屋共差迫(り)候趣に候得共、右様相成ては、自然兩替屋共不手廻りの儀有之閉店致候節は、却て在來の銀子手形悉く反古同様

相成候道理にて、市中一統離遊に至り可申、全く此度仰せ出され候御趣意篇と相辨へざるより、右様心得違ひのものも可有之、是迄の銀立手形は、當月九日仕舞相場を以て金手形に認直させ候様可致候。近日金札通用相成る迄は別て融通も開け候様に付、當分の程うろたへ、猥りに兩替屋共差迫り候様の儀、無之様可致候事。

大阪府もまたこの論達に従つて、それぞれ諭告するところがあつたが、もうかうなると、役人の諭告などで收まるものではない。

大阪の財界が銀手形の上に築かれてゐたといつても過言でないのだから、その廢止によつて受けた財界の衝動と混亂が、いかに大きかつたかは容易に想像し得られる。當時大阪府より京都會計官への申告には「御案内も有之筈ながら、當地の義は、善惡共、實に人氣寄安き所にて、萬一惡心の者四五人も徒黨いたし、強訴候時機にも立至候得ば、數千萬人の者、一時に沸騰いたし候儀は、案中に御座候。其期に至(り)候ては、無是非取鎮方も手荒のものに可相成、無謂罪人も出來湧(き)候道理にて」……云々と、暴動さへ起りかねまじきことを報じてゐる。

政府はこの善後策として、五月十五日發行される豫定であつた紙幣を貸與せんとしたが、折柄の水害のため紙幣の發行が後れて、これも急速の間に合はなかつた。その發行後にも、手續が面倒だつたために、紙幣の拜借を願はずして自ら閉店するものなどがあり、紙幣による救済策は、あまり効果はなかつたやうである。

◎「兩替商沿革史」

此時に當てや、大阪には重に手形の銀目を通じ、恰も一個の大紙幣の觀あり、故に此手形を廢するに非ずんば、以て楮幣を普及するの効力なきに至れり。故に同年五月を以て銀目を廢したるが、其結果兩替の倒産を來すもの夥多なりしは前項記載の如し、依て一時の急務に應ずる爲めに、何十萬兩といふべき金札を無利息に貸下げる事とせり、されど其後入れ方に就ては、湯池始め其他の兩替商の連帶にあらざれば能はざる小面倒なる手續を煩はすのみならず、銀目廢止と共に商方は全く不振に陥りけるが故に、預金の仕拂方に餘儀なくせらるるものは兎も角も、さして之を借用するの必要なきもの及び他の者の連帶に迄立たねばならぬを厭ふものは、毫も借入る事を爲さず。されば石崎、殿村伊太郎等の數軒は同時に休業するに至れり。

政府があの際、何故に銀目廢止の舉を敢てしたかについては、「兩替商沿革史」は、紙幣融通の關係からだとし、てゐるが、澤田章氏の「明治財政の基礎的研究」は、それを否定し、それは幣制統一の目的からであるとしてゐる。私は、そのいづれでもあると見てゐるが、こゝではこれ以上觸れない。要するに、その目的がいづれにあつたにせよ、大阪の銀目遣ひは、早晚改廢されねばならぬものであつた。またその改廢に際しては、一度は財界の大混亂は、これまた避くべからざる事態ではあつたが、元年五月、まさに國債の大募集に着手せんとする矢先にこれを決行したることについては、是非の論もあらう。

通用を停止された丁銀、豆板銀は、新鑄の貨幣をもつて買上げることは、五月九日の布告に明記してあつたが政府の新貨幣鑄造は豫期通り進捗しなかつたため、政府は七月二十五日に至り、新通貨の御下げある迄難澁の者には「金札御下げ被置候ても、又は金札にて御買上相成候ても、銘々望に任せ可申候」と布告したが、實際上困

難な問題が續出したため、銀目手形の始末は翌年まで持越した。このために朝廷の大阪における國債募集が、一時全く停頓したことは既述の如くである。

第三編 紙幣經濟篇

— 紙幣（太政官札）の發行 —

一、紙幣發行に對する反對論

御用金……會計御基金の方は、正月十二日頃早くも廟議に於てその内定を見、同廿九日には京阪町人に對して諭告をすませ、二月中旬には御親征費の名目のもとに一部の現金納入を見る等比較的順調に進捗して行つたが、紙幣の方は意外に反對が多く、容易にその決定を見るに至らなかつた。しかもその反對は、概して經濟知識の貧困より來た無理解だつたから、その説伏も容易ではなかつた。紙幣發行の趣旨目的については、後に政府の布告を掲出するし、なほそれについて別に一項を設けて説明する豫定であるが、要するにこの紙幣は一般の常識的期待に反し、通常經費への流用を目的としたものではなく、(一)人民の困窮救助のためと、(二)産業振興の二つの目的のもとに、これを大名と農商民に貸下げるといふのであつた。人民の困窮救助といつても、一般の貧民救濟ではなく、政府のために御基金を調達した農町民の生産資金、流通資金を、この紙幣貸下げによつて補償してやらうといふのであり、産業振興といふのは、事變處理……すなはち徳川打倒戰と同時並行的に新秩序建設……富國強兵の基礎となる産業貿易策を實行しようといふのである。だが、これらの事柄はすべて當時の常識を超越してゐた。第一、朝廷には一金の御貯へもなく、しかも徳川征討の軍を起さうといふ時、直接國費に使用しない紙幣を發行するといふのが了解出来なかつた。第二は人民の困苦救濟であるが、徳川時代の御用金即獻金思想

からいへば、御用金徴收後の始末などは凡そ餘計なおせつ介でしかない。そんな跡始末をしてやる餘裕がある位なら、御用金を命ずるにも及ぶまいといふのが當時の經濟常識である。第三には産業貿易である。徳川時代の鎖國經濟、自給自足經濟思想からは、これも遽に賛成の出来ないことである。よしその必要ありとしても、それは事變裁定後でよい話である。何もこの經費多端の際、紙幣を……それも引換なしの不換紙幣を發行してまで、そんな當面不急の事業を興す必要はないではないか……なほこれと聯關して第四に不換紙幣たることが問題になつた不換紙幣は、信用の進歩した社會に於ては、通貨のもつとも進歩した形態であるが、信用の不完全なる社會に於ては、通貨界の異端者である。徳川時代にはその異端者である藩札なるものが跋扈して弊害を醸してゐたから、當然、その不換なる點に反對があつた。第五には、御親政といつても、明治維新新政府の信用はまだ全しとは申されない。この場合に、左様な不換紙幣を發行しても到底行はるべきものではない。徒らに御親政を傷つけるだけである。第六には、引換なしの紙幣を發行すれば、金紙の間に開きを生ずるは必然である。政府はこの始末をどうするつもりか。第七、日本は古來金の國である。肇國以來中央政府から紙幣の發行されたる事實がない。紙幣などは行はるべきでない……この外曰く何と曰く何と箸にも棒にもかゝらぬ愚論も多かつたが、中には自落に於て發行してゐる藩札の下落することを恐れて反對する不屈者も尠くはなかつた。殊に紙幣の發行高三千萬兩ときいて、その耳を疑ひ且つ三岡の精神状態をも疑つたものが多かつたらうと思はれる。十兩の金を盗んで打首になつた時代の三千萬兩は、まさに天文學的數字である。これにも當然反對があつた。かくして三岡經濟の

生命ともいふべき紙幣論は、非難攻撃の重圍のうちに陥つたのである。

○由利公正遺談

參與歴々の者も經濟のことは豫ねて少しも考へてゐたことではない。どうして天下を持つものであるかといふことを少しも考へて居らぬ。さういふ時勢であるから、その上に居らるゝ諸侯……天下有名の諸侯、それに連れて居らるゝのは御公卿さん、かういふ方々は、經濟のことは一寸も知つたものはない。今日に致しましても諸侯方は理窟なことをいつても經濟は分らぬ。

殘念な事は、その時の有志は、經濟上を考へましたものは稀れで、尊王攘夷といふだけの人であつて、事實どうするといふことはなく、戰爭には勇んで行きますが、經濟に力を盡すものはいまごいませぬ。私共日々經濟の大切な事は堂上參議の人にも心を盡して説明し、攻撃についても辨解書或は圖を作つて出した事もあります、如何せん御分りがない。……私共の考へます處では、御一新になつて、朝廷が天下を御持ちになつたら、一番六ヶ敷いものは經濟の點であらうと思ひましたが、多くの人はさうでない。徳川の財産だけがコチラに移るから、易々行かるゝと思つたが、サテ受取つて見れば何程の收穫もない。

「徳川の八百萬石を取上げさへすれば、天下の御用途はそれで問題はないではないか」……なるほど當時の人達の考へさうなことである。

當時廟堂にあつて、新經濟政策を議した人々は、公卿、諸侯、藩士あがりの參與の面々にいたるまで、いづれも經濟から遊離した生活を營んで來た人々であり、思想的にも、鎖國封建の經濟思想に緊縛されてゐたから、三岡案の如き革新的經濟策の討議者としては、極めて不適格者であつた。従つて三岡の御用金の後始末のために紙

幣を貸し與へるといふやうな論も、素直に嚙下することは出来なかつたのである。

由利は

「紙幣を發行して之を（御基金）を返済すべしとのことに付ては、議論大に沸騰して、予が身上も危き程なりし」と語つてゐるが、そんなことで生命まで脅やかされるなどいふことは、今日よりは到底想像も出来ないことである。また幕府紙幣の失敗を擧げて反對するものもあつた。由利は語る、

その中最も有刀なる議論は、如何にしても金札の策は行ひ難し、試みにその適例を擧ぐれば、現に舊幕の權勢を以て、慶應三年間大阪に於て切手（紙幣）を發行せしことあり、其方法は西洋の法にならひ巧に窮迫を凌がんとして之を舊幕信仰の者に負擔せしめんとせしが遂に行はざりき、かの舊幕の權威を以てして猶行はれざりし者が、今この戦時中朝威の未だ徹底に至らざる場合に之を行はんとするも、唯々幕府の覆轍を踏むべきのみ、寧ろ手短かに臨機處分をなし、一時を彌縫するに如かずといふに在り……

由利の語る如く、この邊が代表的反對説であつたらう。

その徳川紙幣に對して三岡は、その發行當時、その決して行はるべからざることを斷言してゐる（その談話は先へ行つて引用される）から、興味ある對照をなしてゐる。が、それだけにまた當時の人々の考へと三岡の考へとの間に、妥協の出来ない隔りがあつたのである。

徳川紙幣と三岡紙幣との根本的相違をなす諸點については、後段に詳しく説明される豫定であるが、朝廷の信用全からざる場合云々は、これは三岡も考へてゐたことである。そのために用意された策については次項に述べ

る。

なほ當時の反對論には次の如き國粹論もあつた。

甚だしきは東京などは、御上（聖上）がこちら（東京）にお出になつても、札を使はずことは出来ぬと力んでゐる。何となれば日本は昔から金の國である。金札を使ふは道理に合はぬといつて反對した。

これは後の東京に於ける事情をいつてゐるのだが、京都に於ても同様の反對があつたことは想像に難くない。何しても肇國以來中央政府から紙幣發行の事實はないのだから、感情的に紙幣に對する反對……嫌惡の情も相當根強かつたやうである。紙幣發行後「日本はいかに神國なればとて、金までかみ（紙）になりけるかな」と諷したものがあつたが、當時の人には、かういふ氣分が濃厚だつた。それに、當時各藩に行はれてゐた藩札は、全く人民泣かせの惡幣だつたから……

紙幣に對する當時の反感不信用について「紙幣整理始末」は、次の如く云つてゐる。

殊に我國に於て、中央政府より紙幣を發行せしは太政官札をもつて嚙矢とす。建武中興の際紙幣發行の事古史に散見せりと雖も、其事實は得て考ふべからず、故に太政官札の發行を見て、人民皆奇異の感觸を生ぜしは敢て怪しむに足らず。又當時諸國に流通せる藩札は、其制大に亂れ、價格非常に下落し、甚だしきは藩札發行の藩廳に於て、財政困難之餘、藩札を燒却し、大に人民に損失を與へたる事ありて、人民は皆紙幣嫌惡の情多しとす。

二、五箇條の御誓文と紙幣論

前掲由利談中に、徳川の勢威をもつてすら紙幣が行はれなかつたから、まして朝廷の紙幣などの行はるべき筈がないといふ意味の反対があつたことを擧げてゐる。まことに恐れ多い極みであるが、當時の實情としては、左様な反対が一番普遍的であり且つ實際の事情に即してゐたのである。何といつても七百年近くも實際政治から遊離してゐた朝廷に、突然政權が還つたからといつて、すぐ様紙幣……それも藩札同様の不換紙幣を發行して、これを金銀貨同様に使用せよといつても、それはとても巧く行くまいといふのは、當時の常識としては無理もない論である。三岡はこの點に關し、次のやうに考へてゐた。前年十二月九日の王政復古の大號令によつて、新政の根本義は明かにされてゐるが、それだけでは民を信頼せしむるに足りない。もつと全體的に庶政一新の大方針を明かにして、これを國民に宣布する必要がある。なほその上に、徳川の稅政が一擲されたといふ實情を明かにし、御仁政の實を示すために、全國的に大赦を行ふがよい。かうすれば國民の新政に對する信頼も、自然に深まつて來よう……。

◎由利公正遺談

正月七日（十二日の誤りか）夜、御親征被仰出たるに就いては、其名分天下に御布告あるべく、且又會計の基礎御決定あ

るべしとの事で、參與たる大久保、廣澤、後藤、福岡、岩下、吾等は岩倉公の出席を乞ひ、大に議した事である。何も突然に起つた事なれば、誰とて方針のあり様は無く、只岩倉公へお迫り致し、曉に至るも決せず、無據其儘にして席を分れたが、途中も心安からず、フト思ひ付いたは、岩倉公へお迫りは申したものの、萬一吾に方針を命ぜられたならば、如何答ふるぞと考へ、岡崎屋敷の小舎へ歸り、時事の大體を案じて鼻紙に認めたは五ヶ條なり。

それこれする内、再び出勤すべき時刻になり、寢る間もなく茶漬を喰ひ、村田氏等に書面を見せ、眠き目で書いた事なれば、讀でくれと言つたら、村田は一言のいふべきなしと大に感じて、それより老公の御機嫌を伺ひ、當八日は假太政官移轉の日であり、吾れ御用掛なれば、諸向の手配諸端多事なる故、早朝に出勤したり、それこれ差圖をしてゐる内、毛受洪が出動したから、彼の五ヶ條を取出し、假名遣ひも無きかと尋ねたが、相違なしとの事に付、懐ろに入れた。暫すると參與福岡藤次を見掛け、前夜の語を續ぎて相談した。同氏大に賞賛せられた故、清書を同氏に頼み、岩倉公に獻議する事に致した。借之を御所迄持参しように心掛けたが、如何にも多事手放しがたく、七ツ過にも成つた故、東久世卿が御所へ行かれるのに托して、岩倉公に獻ずることにした。其後議定參與の評議もあつたなれども、當時會計御用多で評議に加はらなうだが、必ず制度掛で、福岡が盡力された事と思ふ。

この時三岡の書いた草案は、次の如きものであつた。

議事の體大意

- 一、庶民志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す
- 一、士民心を一にして盛に經倫を行ふを要す
- 一、智識を世界に求め廣く皇基を振起すべし

一、賈士期限を以て賢才に譲るべし

一、萬機公論に決し私に論ずるなかれ

これが後に福岡孝弟や木戸孝允によつて修正添削せられて、五箇條の御誓文となつたのである。

この時三岡の主張は容れられ、正月十五日、天皇の御成年式を機會に大赦は行はれ、新政の大綱領は三月十四日、五箇條の御誓文として天下に公布された。

なほ有力なる紙幣反對説として、その不換なる點に對するものや、發行の曉、紙幣と正貨との間に當然開きを生ずべきこと等に關するものも、相當強烈であつた。この紙幣は、わが皇室より發行せらるゝ特殊の紙幣であり且つ人民の困窮を救ふために貸し與へられるのだから金準備の必要はないのだが、この點を了解するには、まづもつてこの紙幣の根本理念……西洋の資本主義紙幣や霸道紙幣とは、根本的にその理念を異にするものである……それは日本特有の皇道精神によつて發行されるものだから、その信用をたゞピカピカした金屬でしかない金に結びつける必要は秋毫もないことを了解せねばならない。しかし當時の人々をしてこれを了解せしめることは眞に駱駝をして針の穴を通らしむるが如き難事業であつた。

いづれにしても、當時の紙幣反對は、今日よりは到底想像もつかないほど熾烈だつたことは、次の記録によく現はれてゐる。

○「由利公正傳」

是に於て、八郎三たび此議を賦すれども、異論紛出容易に決せざりき。これ蓋し或は儒學主義より見て危道なりと爲し、或は其藩情より藩札の下落を憂へたるに因り、甚しきに至つては、藩の貨幣偽造を持續する能はざるに因りて反對せり、就中多數の意見は、賈金を造りて軍費に充つる乎、又梵鐘を改鑄して錢となすかの二途にして、八郎獨り之を不可として、辯論最も力めしかば、日夕刺客の狙ふ處となり、命は風前の燈より危かりき。

當時の各藩は大概藩札を發行してゐたから、朝廷自ら紙幣を發行してその藩内に流通を命ぜられては、自家の藩札の下落をまぬかれないといふ利害關係からの反對が、案外根強かつた。單に理論上からの反對から三岡を刺すなどといふことはちよつと考へられないが、表面は立派な理窟を云ひながら、内實は怪しからぬ利害關係から三岡の身邊を狙つてゐたものが、決して尠くはなかつたであらう。

必ずしもこの刺客に備へたわけでもあるまいが、當時東都に於ける大劍客として有名だつた齋藤篤信齋（前名彌九郎）が、會計局權判事として三岡の側に働いてゐた。三岡自身も槍術に於ては一流をきはめてゐたから、刺客も容易に手を下し得なかつたであらう。

三、紙幣に代る代案

當時、三岡の紙幣案に對して反對した人々は、然らばいかなる代案をもつてゐたかといへば、これも甚だ空漠

たるものだったやうである。すでに参百萬兩といふ御用金案が決定を見てゐるから、それで事足りる位に考へてゐた人も少くなかつたやうだが、案外にも賛成者の多かつたのは賈金論であつた。すなはち徳川流の劣位の貨幣を鑄造して間に合はせようといふのである。

○「由利公正傳」

兵助曰く、非常の時は非常の事を行はざるべからず、已むを得ずんば、粗悪の貨幣を鑄るも、亦一時の權道なりと。八郎排斥して曰く、偽造鑄造に等しき粗悪の貨幣を鑄造せん事は、王政復古、文武一途大業を成さんとする政府の行ふべき所に非ず、今信を天下に失はば、人心離反し大事去らん、股鏝遠からず、之を幕府に徴せよ。

三岡もまた次の如くいつてゐる。

漸くにして、二月十九日（この日附は疑問）大會議を起されました。二條城で大會議がございまして、其時は皆な一人宛出て……今とは違つて一人宛出て席を進めて申上げる、三條公は上席に御坐りで、夫れから宮さんが居らるゝ、隨て議定參與列席で、其中へ出て申上げる。今とは違つて、申上げ悪い有様でありました。

私は其の末席に居りまして、段々其議論の多數は、賈金を拵へるといふ説が澤山でありました。全く全體の思想は、賈金で仕終はせやうと云つて宜い有様でありました。如何となれば、賈金を作るを好むではありませぬけれども、乗り掛つた船で止むを得ぬ、止むを得ず賈金でやり終はせやうといふ説が澤山出ました。

私が考へるに、一たび天下を欺いては……今度朝廷に御政治をお取りになつて此仕事を賈金でしたといふことになればもはや其後ち信用を置くところが無からうといふことを心配いたしましたして、其時に有體の考へを申上げたのであります。

かゝる賈金案が、主座政策として、長州の代表者ともいふべき廣澤兵助あたりから主唱されたことは意外とせ

ねばならない。また、次の如き米券發行論もあつた。

○山本復一遺談……「史談速記録」

由利君に申上げます。貴君が紙幣製造御建議に付、屢々岩倉邸へ御出になりました。

同時に薩州藩の安田徹藏も屢々岩倉公に謁し、財政のことに付建白書を持來せられた。

其大要は、日本は米納の國だから、米券を發行して通用させるが宜い、同藩の内田仲之助（後ち政風と改名、明治の初辨官奉職、後石川縣令となる）も、安田説を主張し、屢々岩倉公に迫られた。公も當時財政のこと専ら苦心にて、夜も寢ずん考へて居られたことも幾度もありしに、貴君と安田とは、大抵日々面會せられ、質問ありて、其利害得失の説明を聞かれました。或時私も傍聴せよとて陪席したこともありました。定めて御覽でありませう、其後遂に安田の説を排け、貴君の論に左袒せられました。

單に國民の一般的信頼をつなぐといふだけならば、この米券論は、紙幣の代案として最も適格案だつたらうと思はれる。しかし三岡の紙幣案は、單に國費の一次的融通をたすけるといふが如き遣り繰り策ではなく、新生日本の建設といふ理想を目標としたものであつたから、三岡もこれに妥協しなかつたのであらう。

こんな工合で、紙幣に對する反對論は、眞に鼎沸の如き有様だつたから、廟堂諸侯も、反對といふよりはむしろその採否に迷うた。殊に三岡の説くところは複雑高遠にして難解なるに比べて、反對論者の説くところは卑近低調ではあつても了解し易いから、廟堂諸公も自然この方に心を惹かれるといふ有様であつた。彼らは暮夜ひそかに民間の經濟家を招き、その説を聴いて漸くその意を決したのである。「三國幽眠傳」に「福井の三岡八郎は即

ち紙幣發行の議を建言す。岩倉公、山本復一をして其利害得失を幽眠に下問あり、以爲らく、紙幣を發行せば、正金と紙幣との間に價格の差異を生じ、勢ひ物價に關係して害ありとす、然れども目下焦眉に屬せる財政の困難を救ふには、之を措きて他策あるべからず、一時の小害の如き之を顧るに暇あらずと、其議を賛す」とあるが、小野善右衛門（西村勘六）もまた次の如く手記してゐる。

慶應四年二月頃、内國事務長官徳大寺公、會計事務長官中御門公、其他内國會計事務兩局長官數名列坐にて、徳大寺公は豫て三岡君より建白紙幣發行の件は具さに承知なるやと、勘六具さに承知せりと答ふ、徳大寺公いふ、若し此札を朝廷より發行し、萬一不通用にして中止するが如きに至らば、ただ不體裁なり、此意見ありやと、答て曰く、今般金札發行たるや、人民より請願に基くなるべし。且又御一新に付ては猶更一層各國御交際も親密なるは必然なり。然れば内國物産増殖の方法を立るの目下急務なるは論たす。此資本として各藩の取高に應じ、十三年賦を以て拜借し、其返納の金札は毎年切斷煮潰すの法なれば、各自之を拜借せざれば、不利たるは顯然たるを以て、毫も中止の顧慮なきを屢陳す。

とにかくこの紙幣問題は、當時の廟堂諸侯には、分に過ぎた難問題であつた。西村等の説明もどの程度に了解されたか疑はしいが、とにかく實業家が良いといふから間違ひがなからうといふ程度 of 了解に過ぎなかつたやうである。

廟堂に於ては、かやうに紙幣論は難航海を續けたが、實業家の方はさすがに分りが早く、大阪の町人達は、僅か一度三岡の説明をきいたゞけで納得した「兩替商沿革史」は次の如く言つてゐる。

同じ月（元年正月）の中頃、會計官三岡八郎（今の由利子爵）なるもの來阪し、松尾町大手筋西入る殿村の別家吉田宗兵

衛方に泊し、同家に於て鴻池其他廿餘軒の手代を召集し、釐較の下國窮乏に困むもの久し、依て楮幣を發行して其危急を凌がんは如何にとの間に、其時殿村平右衛門の手代高井彌三七進み出でて言へるには、嚮に徳川氏より金札を發行せしかど、毫も其效用を見ずして止みぬ。然るに今又此學あるは聊か懸念なき能はずと、三岡曰く、然り、然れども余が企圖するものは前者とは異りて、全く不換紙幣即ち十三年を以て通用期限と爲すものなり。今や大名の窮困するもの擧げて數ふべからざれば、其危急を救はんが爲めに、假りに發行高を三千萬兩と見做し、一萬石の大名なれば一萬兩、百萬石なれば百萬兩と云へるが如く、其石高を標準に貸與し、これを十三年の年賦にて徵集せば、十三年の間に百萬兩の金は返済され、残る三ヶ年は正金を以て流通せしめば、年々三十萬兩の正金は入り來らん。故に十ヶ年間の間に發行高三千萬兩は戻り來れる耳ならず、後三ヶ年間に於ける正金によつて、都合九百萬兩の金は新に生れ出づる計算なりとの事に、人も其説の奇響なるに服し、賛同の意を表して退き……。

四、紙幣發行遂に決す

かやうに實業家の賛同は案外容易に得られたが、肝腎の廟議は容易に決しなかつた。三岡としては、紙幣論の採用されないことは、その經濟論の全面的否定にひとしいから、その職に在るのも無意義である。パイロットの意見が採用されなければ、船を下る外はない。三岡は、紙幣論が採用されなければ、私には他に策はないといつて、一時身を引いてしまつた。だが三岡に去られては、朝廷は棋なき沖の捨小舟も同様である。

超えて同月二十日、京都小野善助の手代西村勘六（後に従五位小野善右衛門）より、鴻池善右衛門其他の御用係へ向け、手代二名の上洛を促し來れるあり。依て抽籤の上高木五兵衛の手代神田彦兵衛、井上市兵衛手代伴孫兵衛を遣はせしに、西村の云へるやう、如何にしても楮幣を發行するにあらずんば、上下の萎靡不振、殆んど耐ゆべからざるものあり。故を以て嚮に三岡氏より建議する處ありたれども、事破天荒に出づると見做し、今に至るも容るゝ處とならず、さるからに、三岡氏は病に托して引籠ると云ふ始末に、會計官小原仁兵衛氏は痛く心を惱し居れば、萬里貴下等より其筋に向て、之れが發行を勸告する處あれかしとの辭に、兎も角も一應小原氏とも協議を凝らしての上と、西村諸共に小原の屋敷を訪づれ種々諮問する處ありたるに、小原は慇懃に西村と同様の言を繰返し、是非一臂の力を添へ呉れよとの切なき懇願に、止むなく夫より一同打揃ひ、二條城内に會計官總督中御門中納言、萬里小路右少辨を訪ひ、小原先づ、今回楮幣發行に就き、至急詮議を希ひ度き所存にて、數年來徳川始め諸藩の金穀御用融通を専らとし來りたる大阪會計官御用掛廿名の總代として、左の二人の者態々上洛せしかば、決して其邊に掛念なく、迅かに右許容ありたしと口を切りたるに、引續き西村も言葉盡して勸告する處あり、殊に神田、伴兩名よりも、此儀は大阪の御用掛一同の熱望する處にして、若し之が許容を得ざらんには、金融轉た逼迫を加へ、御用を動むる能はざるの悲境に遭遇せんと、縦横に勸告を寧ろ攻立けるより、總督も今は我を折り追て何分の詮議に及ぶべしとの事なりしが、其れより間もなく三岡出勤し、同時に金札の發行に懸り着手する運びとなり、鴻池首め十人兩替より一名宛手代總計十一名を呼出し、新たなる楮幣の裏面に元締なる御用方の印を一々押捺せしむる役を備へたり。

上述の如き経緯より、極めて難航だつた紙幣發行案も、正月廿一日より同廿三日に至る大會議の結果、遂に發

行のことに一決し、萬事三岡に一任といふことになつた。そのいかに難産であつたかは、次の記事によつて十分想像することが出来る。

○「戊辰日記」二月廿三日

……方今大政復古の運に向ひしかども、天下多事多難なる上に、朝廷に金穀乏敷、民を賑し兵を出すに由なきのみならず殆今日の供給に迫れる勢政、數々濟時の議あれども、更に其術を得ざりに、會計掛り三岡八郎、日本全國の石高に應じ楮幣を製し、一時の急を救ひ、十三年の後を待て、楮幣總て現金に復歸すべきの趣法を建議せり、此法取捨の衆議、疑懼紛々として、兩端更に決し難くして席を竟へ、翌廿二日も亦爾り、廿三日に至て、楮幣を製造あるべきに決し、其主宰全權を八郎に被命たり。

「岩倉公實記」にも次の如く記載してゐるが、いづれもその難航を想はせざるはない。

初め、王政一新の大號令を喚發するや、府庫空乏にして、會計の困難尤甚し。參與三岡八郎が金穀出納所取締を命ぜらるるに及んで、首として楮幣發行の議を建つ。具視之を善とす。朝議猶豫決せず。鳥羽伏見二道の戦端開くの時に方り、金穀殆んど竭き、日常の用度亦支ふること能はざらんとす。正月二十一日、八郎、全國の石高に應じ楮幣を製造して以て一時の急を救ひ、其發行の後十三年を経て、始て正貨を以て兌換すべきの方案を草し、之を上つる。議定參與皆敢て採否を言はず。具視獨り此方案を採用するに非らざれば、會計の基本を立つること能はずと論じ、力めて八郎が議を助く。二十三日朝議遂に決し、八郎をして之を濬督せしむ。

右の如く、廟議の決定には、岩倉の支持が與つて力あつたには相違ないが、しかし何よりも有力な支援は「金

穀殆ど竭き、日常の用度亦支ふること能はざらんとす」といふ動かすべからざる現實であつた。

○井上馨談……「維新財政談」

太政官札、あれは通用せぬもせぬもない。金は一文も朝廷にありはせぬ。

戦争すると云つても、長州や薩摩はどうか斯うかする。分捕したのもあり、何もあつたけれども、他の貧乏大名などは、兵は出すけれども金はありはせぬ。始末がつかぬのだ。だからどうも止を得ぬ。逆も其時、此が愈々通用するかせぬか、理窟などで行くものでない。

だが紙幣反対論は、一旦發行に決して後も、執拗に繰返され、そのため紙幣製造の準備に着手することも後れたやうである。

○由利公正遺談

さて、極るまでの反対はまだ宜かつたが、極つてからの反対が恐ろしく烈しい。其の時木戸ちやの、大久保ちやのといふ人が重立つて居りますから、其の人等は段々私の説を容れて、愈々金札發行といふことに極りましたけれども、人の反対が迫つた時に、さて答がならぬ。そこで其尻は皆私の所へ持つて来る。三條さんも岩倉さんも持つて来る。其の時の應對の仰山のこと、難かしいのとは、實に困つた。一方には戦争の用度を出さねばならぬ。調達金より外に仕様がなない。兵隊の方へは送らねばならぬ、内の入用は賄はねばならぬ、さうして其反対論が、傍から山の如く出て來られた。是れは實に困つた。夫等の時から、反対の困るといふことは、私には眞に命を取られる程感じて居ります。……

こんな工合で、正月廿三日の決議を見た後に於ても、反対論の揺り返しがあり、いよいよ確定的決議を見たのは二月廿九日ではないかと思はれる……三岡の談話に二月廿九日に決定したとしてゐるものが二つある。

當時かやうに紙幣に對する反対が激烈を極めたのは、主として當時の人々の經濟的無智と封建鎖國經濟によつて馴致された偏見から來てゐるが、他面また三岡の紙幣論は、從來全きかたなかつた革新的のものでつたからでもあつた。その基調をなす經濟理念に於て、その發行の趣旨目的に於て、その構想の雄大さに於て、その運用の巧妙さに於て、すべて封建鎖國的經濟常識を超越したものだつたため、よく時人の了解を得ることが出来なかつたことが、左様に熾烈な反対を誘致した重大原因だつたやうである。これらの點については、後に詳説される筈である。

殿様の經濟問題に無關心なることは、改めていふまでもない。當時朝廷において議定職にあつた三岡の主人松平春嶽は、紙幣發行の紛争について次の如く手記してゐる。

紙幣發行は余の舊臣三岡八郎（後に由利公正と稱す）この人の建議によつて、これも毎々衆議紛々たり。天皇陛下の御前にも毎々議事有之、遂に發行のことに相極れり。天皇陛下の御前に於て、吾々かゝる議事は耶蘇宗門、銀夷開拓等のこと也。格別のことにもあらざる故記載せず。（逸事史補）

吾々から見れば、明治維新の最重要問題の一つと思はれる經濟問題も、御大名には「格別の事」ではなく、別に記載するに當らなかつたのである。恐らく公卿から出てゐた要人には、更に一層超然たる人が少くなかつたであらう。この不動體を相手にして奮闘した三岡の勞苦は想像にあまりある。

五、紙幣製造に着手す

三岡が、紙幣の用紙準備のために、郷里福井にむかつて出發したのは三月二日であつた。僅か三箇月前まで、罪なくして五年の長きに互り幽囚の身となり、長髪長髯のまま世にそむいてゐた人が、今は朝廷の會計長官としての歸藩である。三岡の得意もさることながら、彼を幽囚したり、朝廷よりのお召状を隠匿したりして彼の出世を妨げた福井藩の人々は、定めし驚愕恐懼したことであらう。

越前は有名な紙の産地だから、用紙の準備には頗る都合がよかつたが、何しろ三千萬兩に上る紙幣の用紙だから原料たる樹皮の準備も莫大なものである。三岡は藩廳を通して今立郡五箇村の紙漉師三田村筑前外數名に紙幣用紙の手配を命じ、三月廿日京都に歸つた。用紙は從來の奉書に三極を混じ強靱性を加へることにした。製造監督には福井藩士山下尙があつた。

◎中井三郎兵衛談……「維新財政談」

それから札を拵へる時分に、紙は美濃紙が宜いとか、いろ／＼御評議があつたけれども、マア紙としては奉書といふのが、一番紙の値の貴いのだと云ふに依て、やはり越前奉書を以て、札を造ると云ふことになつたやうでございます。……それは、普通の奉書ぢやいけませんから、あれに三極といふものを入れて、特種の少し硬い紙を製造せられた。だから他に製造が出来ぬ。賈造の處がございますから、札の紙だけは漉船といふ船の中で漉いて……皆奉書を漉く職工が拵へた。それ

から漉し場と云つて紙に水刷毛を致します。それから之を銅版に掛けて、グルグル廻すと、ちやんと十兩札や五兩札が並んで出來たのでございます。

いよ／＼紙も漉き上り、金札の製造に着手したのは、元年四月廿二日であつた。紙幣發行が決議されてから三箇月を経過してゐた。この日製造手初めの式を行ひ、總人數五十五人に對して金壹歩づつ（計拾參兩三錢）の祝儀を下された。かくして五月一杯に刷上げた數量は、總額貳百壹萬八千七百五拾兩に達した。

製造所は、京都二條兩替所舊銀座跡を修復してこれに楮幣司を置き、同時に紙幣の製造をも行つたのである。印刷は京都五條坂の松田敦朝といふ銅版師に命じて印刷せしめた。松田は名は儀十郎、玄々堂と號し、當時日本に於ける唯一の銅版師といつてよかつた。紙幣の表裏に捺した朱印は小西全之助の篆刻になるものであつた。

◎中井三郎兵衛談

して、此方に濕した奉書、先刻申しました札の原料を當てまして、木のロールで廻します。銅版と二枚挟んで、ロールで向ふへ繰出します。さうすると、版の腐蝕した所へ、インキの染んだ奴に、濕つた紙が行くものですから、それを壓迫するのがヒョット蕭く、裏表同時に出来る。

六、紙幣發行いよいよ公布さる

かくて閏四月十九日に至り、いよ／＼紙幣發行とその仕法書とが廣く公布された。

皇政更始之折柄、富國の基礎被_レ爲_レ建度衆議を盡し、一時之權法を以て、金札御製造被_二仰出_一、世上一同の困窮を救助被_レ遊度思召に付、當辰年より來る辰年迄十三ヶ年の間、皇國一圓通用可_レ有_レ之候。御仕法は左の通相心得可_レ申者也。

但、通用日限之儀は、追て可被_レ仰出候事。

右之通被_レ仰出候間、末々迄、不洩様、其向々より、早々可相觸候事。

辰 閏 四 月

太 政 官

一金札御製造之上、列藩取高に應じ、萬石に付一萬兩充拜借被_二仰附_一候間、其筋へ可_二願出_一事。

一返納方之儀は、必其金札を以て、毎年暮其金高より一割充差出し、來る辰年迄十三ヶ年にて、上納濟切之事。

一列藩拜借金札は、富國之基礎被_レ爲_レ立度御趣意を奉體認、是を以て、產物等精々取建、其國益を引起し候様可致候。但其藩の役場に於て、猥りに遣ひ込候儀は、決して不相成候事。

一京攝及近郷之商賣拜借額上度者は、金札役所へ可_二願出_一候。金高等は取扱候產物高に應じ御貸渡相成候事。

一諸國裁判所始め諸侯領地内農商之者共、拜借等申出候得ば、其身元厚薄之見込を以て、金高貸渡、產業相立候様可致遣尤返納之儀は、年々相當之元利爲差出候事。

但、避邑僻陬といへども、金札取扱向は、京攝商賣之振合を以、取計可致事。

一拜借金高之内、年割上納之金札は、於會計局裁捨可申事。

但正月より七月迄に拜借之分は、其暮壹割上納、七月より十二月迄に拜借之分は五割上納可致事。

右の御趣意を以て、即今の不融通を御補ひ被_レ爲_レ遊度、御仁恤の思食に候間、心得違の有間數候尤金札を以貸渡金札を以返納の御仕法に付、引替は一切無之候事。

閏 四 月

越えて五月九日、來る十五日をもつていよ／＼紙幣發行の旨が次の如く布告された。

先達被_レ仰出候金札、來る十五日より御發行相成候間、無滞取交通用可致候。尤見本札五品兩替屋共へ掲置候様被_レ仰付候間此旨向々へ不洩様可相觸候者也。

處が、その十五日前後、東海道より近畿地方にかけ、大暴風雨の襲來があり、ために交通杜絶したため紙幣を輸送することが出來ず、その發行は二十五日に延期された。この時の發行延期を否定してゐる人があるから、左に當時の延期の布告を掲出して置く。

紙幣發行延期の布告

先達御達有之候金札の儀、十五日より通用、大阪十人兩替屋共へ御下げ可相成候處、昨今洪水にて、從京都の往返差支候付、今暫延日相成、追て往來相問次第、十人兩替屋共へ御下相成候段、御裁判所より御沙汰候事。

然るにその頃になつても、紙幣に對する反對運動はやまず、その發行の前日……五月廿四日に至るも、江藤新平、陸奥陽之助（宗光）等は、岩倉に對してその中止を迫つて止まなかつた。ために岩倉もその中止方を三岡に命じた。

○由利公正遺談

いよ／＼金札を明日から世間に使ひ初めようと云ふて、諸方に手筈を致しておいた。今のやうに電信郵便のない時であつたから、其手順は頗る面倒であつた。然るに其の前晩に至り、突然金札發行停止の命を受けました。

私は事の意外なるに驚きました。兼て御布告のありたる通り、最早明日は發行する爲に、夫れぞれに大阪へも奥州其他へも金札を送りて置きましたから、設ひ御差止めなりても、最早之を留める譯には行きませぬ。一夜の中に大阪、伊勢、奥州等へ使を遣はすことは出来ぬから、寔に當惑する旨を申上げた。

儲それでは困つた話だと云ふて、何れも顔を見合して居るのみ、私もほと／＼困つたが致し方がないから、私は覺悟致しましたと答へました。どうするかと尋ねられたれば、二條城に金札があるが、あれへ火をつけ城を焼き、自刃する一策で御座る。最早今日の場合と爲ては仕方がないから、二條城を焼いて、天下に其の焼かれた事を示したならばよからうと申し上げた。其時に故の岩倉公が、いや貴公の説も御尤も千萬じやが、何も火をつけるにも及ぶまい、さりとて是を發行せざる時は、戦争に出てゐるものが、死ぬより外に仕方ない。はて困つたものだと思つて居る内に、暫く控へて居れとの云ひつけによりて、別室に控へて居た所が、前の通りにて金札發行苦しからずと申されたれば、私も漸く其目的を達すことを得た思ひがしました。

此事は民間商工業者の仲間にては、少しも異論御座りませなんだが、華士族社會にやかましく云ふものが多くて困りました。西郷隆盛は、兵力を以て押しつけるより致方ないと云ふて、とふ／＼下の關まで出張したのであります。さういふ譯で、金札の使ひ方を覺えたのであります。

大町桂月の「伯爵後藤藤象二郎」には、次の如く出てゐるから、岩倉に迫り、紙幣の發行を阻止せんとしたのは、江藤新平、陸奥宗光の輩であつたことが知られる。

五月二十五日を以て、其發行の期を定めけるが、いよく其日に至り、新に參與となれる江藤新平痛く反對し、爲めに一旦び發行停止の令出づ、由利死を決して岩倉に迫り、漸く實施するを得たり。會計局權判事たりし陸奥宗光も、由利と争

ひて其職を罷めらるべきに定まりしも、伯其才を惜み、之を救ひて大阪府判事に轉せしめたり。

この時はすでに紙幣を貸與へる豫約のもとに御基金を上納せしめてゐるのだから、もし紙幣發行を中止するやうなことがあつては、財界の混亂、朝廷に對する不信用、軍用金（正貨）調達の不能等から、政府の財政々策が根底から土崩瓦解し去るべきことは必至の運命であつた。三岡としては、本當に紙幣と共に焼死する覺悟だつたに相違ない。世上にはこの紙幣が、殿様が藩札を發行するやうな安易さをもつて發行され、政府はこれを右から左に日常の經費に使ひ出したやうに考へてゐる人もあるが、事實は反對に、この紙幣の發行されるまでには、既述の如く發案者は嵐の如き反對に包圍され、刺客にはつけ狙はれ、最後にはこの紙幣と共に自焚する覺悟までした程の險難を踏んでゐるのである。國民はその苦心と努力に對する感謝を忘れてはならない。

この時大阪からは鴻池、殿村、三井の手代が上京し、五月十八日百萬兩の紙幣を持下り、二十五日には滞りなく發行することが出来た。

以上の如く、幾多の波瀾曲折はあつたが、明治元年五月廿五日を以て我が國最初の政府紙幣の發行を見た。わが國は肇國以來實に二千五百二十八年にして、紙幣經濟國に轉入したのである。同時にまたこの紙幣によつて新日本主義の經濟的理念も明確にせられ、わが産業も八紘爲宇の大理想を目指して、勇ましい足取りで發足したのであつた。

紙幣の種類は一朱、一分、壹兩、五兩、拾兩の五種で、形は長方形で表面に「金五兩、太政官、會計局」とあ

り、裏には「慶應戊辰發行」と片書し「通用十三年限」と大きく印刷してあつた。そして面白いことに札の上部に丸い穴があり、糸でとちられるやうにしてあつた。當時の落首に「上に穴下には穴がなき故に、上は通るが下は通らぬ」といふのがある。次の大隈談によれば、外國人などはその妙案に感服してゐたと云ふ。

政府の方ではこれを金札と稱してゐたが、民間では一樣に太政官札と呼んでゐた。本書には維新紙幣、三圓紙幣、皇道紙幣などの新造語をつかつてゐるが、別に他意あるわけではない。私の好みに従つたゞけである。

◎大隈重信談……「漫談明治初年」

維新當初の國幣の窮乏してゐたことと云つたらぬ。大蔵省にあつた金といふのが、全部でたつた三百兩だよ、これで以て積極的にも、消極的にも内外の多事に當らうといふんだ。

元年の正月から四日（閏四月十九日）に出た太政官札發行趣旨には、皇政更始の折柄、世上一同の困窮を救助遊され度思召に付、當る辰年（慶應戊辰）より辰年（明治十三年）まで十三年間、皇國一圓通用可有之候とあるんだ、これを列藩に割當て石高壹萬石について壹萬兩、これを年に壹千兩づつ返済して行つて十三年になす約束なので、無利息といふのが、後三年の三千兩がつまり利息になるわけなんだね、双方意外の利といつたやうなものである、これは今日から考へて一寸面白い思付だらう、考への源は何でも大阪の三井の番頭だつた杉田四郎兵衛と西村勘六（小野組の番頭）といふ二人であつた。仲々好い智慧なんだね、出来て見れば我々はさう偉くも思はなかつたが、當時外國人が之を見てね、餘程計數に長じた人の考へだと云つて感心して居たものだ。外國人はなほ一ツ此紙幣に穴をあけて糸を綴ることを「これは便利だ、他に例を見ない」と云つてひどく驚いてゐたが、此方はまあ日本では古くから藩札にも型があるんだからね、創意とも云へないが、便利は便利だつたんだね。

米國にも不換紙幣で十四五年苦しんだ歴史があるだらう。佛國革命でもアッシングナートといふ不換紙幣があつたらう。米國のは終ひには三分の一にまで下る。佛國のは遂に反古になつて了つて没收で廃がついたのだね、此相場が奈翁の運命と共に上下したといふのも面白い話だらう。アルプス越え當時は下落一方で、爲めに一軍の糧食にも困難を來して、士卒の苦しみは大變だつたが、一旦伊太利へ出ると再び相場が昂騰し始めたこと云ふ話が傳へられてゐる。

が茲に注意すべき事がある。さうした國家變動の時の避くべからざる不換紙幣發行が齎らすのは、只だもう弊害のみかといふとさうでない。概して理論から許りは見逃してはならない。今云つた米國も三分の一まで下つた、それを以て始めて今日のあの鐵道の大部分の根柢が出来上つたのである。我國の維新當時でもさうである。明治國民の進取、冒險、企業の氣象はあの不換紙幣があつたからこそ得られた賜であることは忘れられぬ。

一、紙幣の貸付(發行)

一、商法司並びに商法會所

紙幣は政府の經常費用として遣ひ出されるのではなく、全部民間へ貸出しの形式によつて放出される建前になつてゐたから、政府はその目的のために、閏四月廿五日、まづ會計官内に商法司なる一機關を設置し、翌廿六日大阪會計官出張所内に、大阪支署を設置した。

五月廿五日、いよいよ紙幣が發行せらるゝや、政府は、商法司内に更に商法會所なるものを設置し、その貸付業務にあたらせることにした。政府は商法會所設置と同時に、次の如く布告された。

近來西洋各國と御通商被仰出候に付ては、御國內商法の儀、是迄固陋の弊習を改め、諸商業手廣に可致弘通候御趣旨を以て、當時過書町商法會所御取建相成候間、諸商人共融通の爲新製の金札御貸下相成候間、致拜借度もの右商法會所へ願出可申もの也。

なほ、三岡自らその「金札發行摘要」に於て、次の如くいづてゐる。

商法司の職制としては、知司事、判司事、權司事、掛屋頭取、元締等の諸職が置かれたが、多く民間實業家から人選する方針がとられた。今は諸金庫、諸營團の責任者に民間人が採用されてゐると同趣旨であるが、當時の實情からすれば、これも革新的大英斷であつた。

當時のやかましい階級制度からいつて、このことがいかに思ひ切つた革新的措置であつたかは、次の談話によつて想像が出來よう。

◎松尾臣善談……「世外侯維新財政談」

頭取といふものがあつたらう。(著者註、これは明治二年の爲替會社のことをいつてゐるが、事情は元年と變りはない)さう云ふ辭令を買つた人は役所に行きましても、ちやんと上によつてやる。役人が坐つてゐる處へ行つて話も出来る、他のさういふ命令を受けて居らぬ人ならば重處へ上ることが出来なかつた。つまり砂利の上に坐らなければならぬ。それは以前からの士族と平民との相違も同じやうなもの、さういふ風で頭取を吩咐けられて、苗字帶刀をして、身分の取扱が好くなるものだから、皆大變に好んだものです。

商法司の取扱つた仕事については、「貨幣政要」に次の如くいづてゐる。

本司に於て爲したる重要な事件は、酒造營業規則及び其稅則を頒布し、商家營業及株鑑札の規則、搾油、醬油等の取締規則を設立し、又商法會所を興し、箱館會所と連絡を通じ、以て商業の取締及振作を計り小前引立所を開設し、細民の産業を扶植せし等に在り。

これによると、今日の商工省の濫觴と見るべき性質のものゝやうである。

序にこの商法司は、明治二年三月通商司と變形し、その中に通商會社、爲替會社の二會社が置かれたが、この兩社こそはわが國會社の濫觴であつて、爲替會社は後に銀行に變化し、通商會社は普通の會社に進化したのである。だから、わが國策會社の濫觴は、元年五月に設置された商法會所にありといふも不可はないであらう。

二、大名(府・藩・縣)に對する貸付

紙幣發行の目的は、すでに續述した如く政費の充當ではなく、民間貸付にあつたから、その發行はすべて民間への貸出しによつて始められねばならない。閏四月十九日の太政官布告によれば、その民間貸出しは、(一)全國各藩に對するものと、(二)農商民に對するものとの二つの場合に分れる。

各藩に對しては萬石萬兩の割合をもつて貸出されたが、その用途については「是を以て物産等精々取建、其國益を引起し候様可致候」と規定され「但し其藩の役場に於て猥りに遣ひ込み候儀は、決して不相成候事」と、藩廳の經費や藩主生活費などに流用することを嚴禁してあつた。しかし實際には、その貸出しの目的中には、物産興發以外に、出兵費の補助といふ意味もふくまれてゐた。

○由利公正遺談

今一ツ金札の通用するに働きを致したのは、諸藩の經濟であります。此勤王諸藩の經濟と云ふものは、ドコの國も、其金を積みて貯へてある國は一國もないのでございまして、夫は有らるゝ道理がない、夫れ故に、此の出兵總體の事に就きま

しては、唯々出やうと云つても旅金もないのである。早く紙幣を拵へて、此兵糧を遣はしてやるが宜いと云ふ考を起したそれが根柢である。

政府の腹では、各藩がこの紙幣を藩内で正金に替へて、それを軍費として持出すものと期待してゐたらしいが當時各藩とも正金の貯藏に乏しく、いづれも藩札を發行して融通してゐたから、藩内から正金を持出す力がなく多くは京・大阪の市場で金に替へようとした。そのために紙幣の下落に拍車をかけ、政府をして少からず當惑せしめたが、かやうに出兵費として使用されたものは、本當は政府より支給すべきものであつたから、後に政府の出兵費の一部と見て義捐された。

大名貸は、出兵費補助、産業資金を目的として貸付ける建前になつてゐたが、中には二、三の例外がないでもなかつた。例へば加賀藩に對してはあらかじめ十萬兩の紙幣を交付して置き、その代り正金を二萬兩づゝ五回に北越の官軍の軍費として送付するやう命令された。然るに同藩では、その交付された紙幣を大阪で正金に換へたために、朝廷より譴責されるといふ騒ぎもあつた。

百萬石の前田家にしてすでに紙幣を賣る位だから、他藩でもみなこの手を用ひた。その結果、大阪では紙幣を買ふどころか、預ることすらも御免だといふ情勢にまでなつた。次にかゝぐるは蜂須賀家より朝廷へその實情を訴へたものである。

金札を以、五萬兩金拜借被仰付候に付、早々浪華表において、正金引替の儀精々談判爲仕候得とも、引替の儀は勿論、預

り候儀迄も斷に相及候趣、追々致承知、當惑難避此事に奉存候。
大名貸といつても、内譯は府、縣、藩と別れる。藩の方は五月その發行と同時に開始され、府、縣は九月から貸出された。いま藩へ對する貸下げを月別に見ると次の如くなつてゐる。

元年	五月	一五〇、〇〇〇兩
	六月	一、〇三七、〇〇〇
	七月	五四三、五〇〇
	八月	六三六、五〇〇
	九月	四二七、〇〇〇
	十月	一、八九六、〇〇〇
	十一月	一、五八八、〇〇〇
	十二月	一、七四八、〇〇〇
二年	一月	一、〇六五、五〇〇
	二月	五五〇、〇〇〇
	三月	七四、〇〇〇
	四月	三〇、〇〇〇

計 九、七四五、五〇〇兩

總貸下高は九百七拾四萬五千五百兩である。

府、縣の方は次の如くなつてゐる。

元年	九月	九五、〇〇〇兩
	十月	三八〇、〇〇〇
	十一月	一〇〇、〇〇〇
	十二月	四〇〇、〇〇〇
二年	一月	一五〇、〇〇〇
	二月	一一九、〇〇〇
	三月	一三〇、〇〇〇
	四月	一六〇、〇〇〇
	五月	—
	六月	五〇、〇〇〇

計 一、五八四、〇〇〇兩

二口合計千百三拾二萬九千五百兩であるが、この中には、二年五月以降、一萬石につき二千五百兩の割合で、

正金と引換へに交付した約二百餘萬兩は加算されてゐない。

府、藩、縣中貸下高の筆頭は、鹿兒島藩の六拾壹萬兩で、續いて金澤（前田）の五十五萬兩、尾張徳川の四拾四萬兩、紀洲徳川の四拾二萬兩であるが、長洲は僅かに十萬兩に過ぎなかつた。これは藩内に於て、すでに多數の藩札を發行してゐた關係から來てゐるやうである。

月別に見れば、貸下高の百萬兩を越したのは、元年六月、十月、十一月、十二月、二年一月である。貸下げは一回に全部を交付されたのもあれば、三回乃至五回位に分割交付されたものも尠くなかつた。また、貸下げ數も必ずしもその祿高に一致してゐるわけではなく、……萬石萬兩の割合ではなく、僅かに千五百兩、或は二千兩といふ少額のものもあつた。これらはたゞ朝廷に對する義理合上形式的に拜借したといふ連中であらう。

府縣の方では、越後府の三拾五萬四千兩が筆頭で、大阪府の二十萬兩これに次ぎ、京都府は僅かに六萬兩に過ぎない。

なほ、各藩に對する貸出しの實債については、當時商法司にあつて實際の貸出し事務にあたつた松尾臣善（後の日本銀行總裁）も次の如く語つてゐる。

◎松尾臣善遺談……「維新財政談」

最初に商法司が出來たのは、各藩に物産方とか、國産方といふものがあつて、當時徳川氏は勿論の事、各藩にても税といふものは、米より外無かつた。商賣上に付ては、冥加金とか何とか稱へて税とは言はない。商賣上の税といふものは無か

つた。若しあれば、今の專賣的にさしたものに、多少税があつたけれども、冥加金とか何とか云ふものは、雜收入と云つた様な工合であつた。

然るに、各藩共歳入が足らぬ。段々歳が嵩んで田租だけでは持きれない。それで各藩では産物を其土地に於て拵へる。物産係といふ者を置いて、各藩で銀札や何か拵へて、それを貸附ける。又それで出來てある物を買ふ。或は宇和島などを見ると、紙、蠟、乾海鼠、其様な物を全部政府に買取つた。他には賣らせないと云ふ。其代り政府から其元金を貸してやるまづ官營です。さうして其貸すと云ふのは、紙幣で貸して、それから品物を取つて、大阪へやつて大阪で賣る。其時分には幕府には紙幣がない。それで其金を本國へ持歸つて、其金で前の紙幣を引換へてやる。其賣拂金の中から、一割とか二割を引いて、残りを製産者へ分配してやる。だから政府の損のいく筈はない。頭で二割なら、二割取れる、それが第二の税になつて居つた。各藩ともさうです。

所が、中央政府にしても、米の代金だけでは、所帯が持てない。そこで商法司といふものが出來て、商賣上の事に付て、法律を改めて、新に之に税を課けるといふ意味が一つあつた。それからもう一つは、太政官札、やはり藩札を貸して居つた様に、太政官札を貸して、さうして物品を抵當に取る、隨つて國産を増殖せしむる一方には、金を貸して置いて、其金を十三年……一萬兩貸した者ならば千兩づつ、十三年に拂ふ。さうすると壹萬三千兩になる。さうすれば、太政官札の償却も樂に出來るといふのが一つ。即ち一つは商賣上の規則を拵へ、冥加金といふ様な事をせず、名目を改めて商賣上の税を課する、一つは國産を蕃殖せしむると云ふのは、各藩の物産方の形を換へてやらうといふ意味であつた様に私は思ふ。さう遣り掛けて見た所が、なか／＼注文通に行かない。貸した金は途中で消えるといふやうな事が出來た。それから紙幣を貸して見たならば、一萬兩貸した紙幣は、五千兩が三千兩の値打より行かないと云ふやうな悲境に陥り、又其三千兩か五千兩が、何か物産の蕃殖の元金にでも入れられたかと云ふと、各藩に貸したやつは、各藩の經費の方へ遣り込んでしま

ふ、物産を製造すると云ふ爲に貸したやつは、製造する方には其金が行かぬ。途中で消えてしまふ、中に入つて居る者が取つて逃げてしまつたと云ふ様なことで、暫く遣つて見たものゝ、金が纏らぬ、目的が達し得られない。

一方に於ては、輸出入は不平均で、段々金が出て、内の金は無くなる。紙幣を出せば百兩のものが五十兩になつた。四十兩になつたと云ふので、強制通用さしてもいかぬ、若し紙幣に打歩を取るならば牢に入れると云つても、それでも通用が出来ない。どうしても是は物産の蕃殖を圖らなければならぬ。それと共に商賣を疎通せしめなければならぬ。内の商賣は姑く措くとしても、海外に向つての貿易は、どうしても平均を保たにやならぬ。それには今の商法司ではその働きは出来ない。通商司といふものを置かうと云ふので、外國官の中に通商司を置いて、第一に外國貿易の平均を得せしめやう、斯様な事をして居つては、日本は一文も金が無いやうになつてしまふと云ふのが主であつたらしい。

實情をいへば何百年間實際經濟から遊離した生活を続け、武士は食はねど高楊枝などと、經濟に暗いのもつて寧ろ誇りとして來た人々に對して、急に金をやるから殖産興業に努力せよといつても、それはむしろ出來ない相談である。その前に相當期間の啓蒙運動が必要とされるが、長い眼で見れば、この時の失敗が、とりも直さず啓蒙運動だつたとも見ることが出來よう。結果に於て次にかゝぐるやうな悲劇を見た處も、尠くなかつたやうである。

○籠手田安定談……「史談速記録」

又其跡の始末に付て、種々お話を致しますると、人の惡る口を言ふに涉りますれど、然しながら維新の際、大阪に於て商法をするといふて金を貸したり、種々のことをした始末から、まるで山師のやうなことをした跡始末をしました。尤も關係人は追々散つて仕舞ひまして、唯主任の田中久兵衛といふ屬官ばかりが、私と兩人残つたきりで、其頃の大藏省は、時

勢も大に替り、取締りも嚴重になり、商法司殘務貸付取立残り金凡そ三四萬圓もありました様です。然るに大藏省では、唯縣廳の方へ催促を致しまするのみで、商法司の失策は之を問はず、到頃田中一人責を己れに引き、刺腹を致しました……其始末書中に曰く、到底之れは取れない金である。先方より貸せと云はないのに、商法司より無理に貸した金であるから、今取るとは出來ぬ、併し誰れを責むるといふことも出來ぬ、死を以て其責を盡すから、どうか此事は棄捐して呉れといふことを、大藏省と私宛に書残して美事に割腹いたしました。私は最初からの事實を知つて居りますから、此書面を大藏省に出しましたが、同省よりも餘程寛典の所置で事が済みました……久兵衛の財産も其儘といふことになりました。

この石高貸付は明治元年中九百十四萬兩餘、同二年一月より四月迄の間に三百五十八萬兩餘、合計千七百七拾三萬四千二百六十一兩であるが、この貸付は、二年四月二十二日に「方今諸侯會議、御國是の輿論可被聞食大議未定の折柄に付」といふ理由の下に當分見合せとなり、その以後遂に復活を見なかつた。

この貸付の償還方法については、閏四月十九日の布告に「返納方の儀は各其金札を以、毎年暮其金高より一割づつ差出、來辰年迄十三ヶ年にて上納濟切の事」と規定されてゐたが、その後經濟事情の變化のために、明治四年の廢藩置縣の際には六百五十六萬餘兩の義捐があり、同年十一月には、石高貸付の返納は必ずしも太政官札に限らず、正金又は新紙幣にても苦しからざる旨が布達された。越えて八年一月十五日には、太政官札そのものゝ通用も、同年五月限り停止される旨が布告された。

三、民間貸付

閏四月十九日の布告によれば、大名以外民間は貸付けられる対象を「京攝及近郷の商賈」と「諸國裁判所始め諸侯領地農商の者」の二つに區別してあるが、その貸出し目的には、勸業資金たらしむるものと、困窮御救助のもの……御基金上納者に對する貸付けの二つの場合があつたわけである。(尤も三國は、困窮救助を趣旨としてゐる) 第一項の「京攝及近郷の商賈」には「取扱候補物産高」に應じて貸渡すといふから、商品擔保で貸付けるものゝやうである。第二項の「諸國裁判所云々」、地方農商には「其身元原簿の身込」とまるから、大體不動産を擔保として貸付けたやうである。

返済は、原則的には大名貸同様毎年貸付額の一割づつ十三週年賦としてあつたが、必ずしも十三箇年賦とは限らなかつたことは、仕法書にたゞ「年々相當の元利差出させ候事」とあることによつて推測される。元年十一月十日、英國公使館に於ける公使パークスと池邊藤左衛門との問答にも、パークスの「金札」人の借りたるは、法の通り十三箇年一割宛に無くとも、一時に返しても宜しきや」との質問に對して、池邊は次の如く答へてゐる。

一時に返しても宜し、凡て商人へ貸すことは商法司より貸し商法司へ收むるなり。一割宛の上納は商法司より會計官へ上納するなり、依て商法司へも後年財本は出来る所以なり、其財本は萬民の爲にして、會計官の利を計らざるを要する。

御布告面では、民間貸出しは、商品擔保と不動産擔當の二種に限るやうであるが、實際には、御基金調達を受領書を擔保として貸付けたのである。この場合政府は御基金に對しては一分の利を拂ひ、その貸付に對しては六朱の利を徴したから、人民は四分八朱利付公債をもつ結果となつた。この貸付は、御基金調達的身代り金となり、且つその調達を促進せしめる作用をもつてゐるから、政府も極力これに盡力した。またこの貸付は事實に於て御基金の償還でもあつた。

◎山本復一談……「史談速記録」

其頃は、岩倉公は菊亭と云ふ華族の家を借住でありまして、同邸へ會計局より太政官札を大文匣に納れて、日々車で持込みました。西川と私が受取りまして諸家より持參の正金と引替へました。會計局では判事の池邊藤左衛門が金札の仕出し方でありました。其受取りたる紙幣を、封もせず其儘菊亭家の廊下の隅やら押入の内へ積んで置きましたが、一枚の紛失もなかつた實に今日の時節とは違ふたものです。

また、今日からは想像も出来ない御馳走政策なども用ひられた。

◎松尾臣善談……「維新財政談」

明治元年でしたらう。今の太政官札を出して、正貨と強制に引換へたことがある。それを大阪でやるのを私命ぜられまして、鴻池とか加島屋と云ふのを略せまして、御馳走しましてネ、それに持つて行つて、お前は何萬兩、何千兩といふ風にして、膳の先に突付けて換へさせた事がありました。正金を取つて紙幣をやるのです。さういふ随分亂暴な仕方です。それが一番初の太政官札を通用させる道を開く爲ですね。

御馳走になつて押しつけられたのは、まだ上々の部である。中には兵隊をもつて嚇かしつけられたものもあつた。

◎「伯爵後藤象二郎」

紙幣發行に先立つ二日、伯（後藤）は小松と共に、當官を以て大阪在勤となり、府事一切を管理し大阪の豪商を説諭して紙幣發行の利子を抵償とし、國債即ち軍用金御借入の一條を擔當すべき内命を受く。伯先づ疾雷耳を掩ふに及ばざる活手段を以て守錢奴の膽を奪ひ呉れむとて、一夕突然、市中警備と號して、豪商某々の住宅を圍みて兵隊を分屯せしめ、之と同時に、主人を府廳に呼出し、國債三百萬兩御借上の儀を、嚴然として申渡したるに、孰れも股栗して、敢て仰ぎ見ざる者なく即座に御受申して退出したりき。

これらは、今日より見れば首肯し難いやり方であるが、斬捨て御免さへ許された時代の社會現象として、多少宥恕されねばならない。次の如き例もあつた。

◎平井榮三郎談……「維新財政談」

人民に皆獻金を吩咐けられて、千兩納めたら千兩、五百兩納めたら五百兩渡すと云ふので、代りの太政官札を下附けられるといふ時には、商法の金をば一時借上げられたものですから、手許がどうもならぬから、一時に出て来る。人情としてさうで御座います。そこで混雜をする處を、上から水をかけたので御座います。

値段の下つた紙幣を渡された上に、水をかけられたのは同情に値するが、これもあゝいふ變革の際だから、今日の社會道徳をもつて論ずるわけにも行かない。それでも、とにかく納金が返されたのだから、徳川に取り放し

にされたことを思ふと、まづ有難いとせねばならない。

斯の如く、政府がこの貸出しに骨を折つたのは、この御基金證書引當の貸付こそが、當時財政の根軸をなすものだからである。この紙幣貸出しは、事實は御基金（正金）の徴收であつて、正金でなければ戦地に通用しなかつた當時の實情として、この貸付法は、殆ど唯一の戦費調達法であつたから、政府もかくは多少行過ぎと思はれる手段までとつて、貸付に努力したのである。

布告に記載された貸付は、藩貸と民間貸付の二種類だけであるが、實際には政府へ貸上げた分もあつた。これは元年十二月以前の分は政費へ流用されたのではなく、やはり政府として勸業或は人民の救恤に使用する分を、商法司を通じ會計官へ借上げたのであるが、元年十二月以後は、日常の政費への流用を許可したため、この金額は二千九百八拾七萬兩の巨額に達した。

明治二年七月における紙幣の總貸出高、すなはち發行高は、次の如くであつた。

總額 四千八百萬兩

この内譯

府 藩 縣

一一、一九三、七〇〇兩

藩 預 所

一三九、〇〇〇

旗 本

一、五〇〇

商 法 會 所

六、五六〇、〇〇〇

會計官

二九、八七〇、八〇〇

銅、生糸買入

二三五、〇〇〇

なほ商法會所經由の一般民間貸出しの分は、元年十二月限り打切られた。また會計官出納司渡し二千九百八拾七萬兩の中には、九月の御東幸の際遣ひ出された分や、東京に於て發行された紙幣の全部が包含されてゐるやうだが、それは東京へ持下る時、會計官出納司に於て貨幣司から受領して來た形式になつてゐるやうに思はれる。また二年五月、各藩に正金を供出せしめ、その替り金として交付した分も、政府への貸付分……會計官出納司の責任となつてゐるらしい。

かくして商法司を通じて貸出された勸業貸(大名貸は別)は、明治元年中に八百十九萬壹千餘兩に達してゐたが二年三月商法司が廢止せらるゝ際、右のうち四百二十六萬七千餘兩、約半額が回收され、殘金は通商司に引次がれた。

○「小野善右衛門筆記」

商法會所は、各地の物産を引立る爲相當の抵當品を取り、利付期限を以て商工に貸付する仕法なるに依て、商法の諸仲間組合には、新舊を論ぜず免許鑑札を下附せらる。従前の問屋仲間償法は總て元方を束縛するを以て一大主義とせり。然れども御一新政略に相反するを以て之を改正するに汲々たるも、遽に實施なり難きを以ての故に、徐々に之を施行す。然れども舊習未脱の工商は之を忌拒し、或は商法會所は恰も買占商所なりとの讒訴する者あり、如斯世運の大變革に方りても尙未だ舊習は脱し難きものなりと、窃に歎息せり。内々は官吏の中にも之に左袒したる者あり、勸六(善右衛門)最初より

の目的誤らざるを反つて之を懇諭し、暗殺を企つる者ある由を忠告し、早くも辭するに若かず(彼は商法司知事なり)と告ぐるものありき。

四、紙幣貸付の維新財政への貢獻

三岡の提唱した産業振興といふのは、新日本建設のための長期工作だから、もとよりこれは長い眼で見なくては不可ない(私の如きは百年計畫と見てゐる)この産業資金として放出された部分は、主として各藩への貸付によつて代表されるわけだが、これは前掲の松尾臣善の談話にもあるが如くうまく行かなかつた。しかし、御基金調達證書に融通性を與へ、これに對して紙幣貸下げの方法をとつたことは、大成功であつた。それは維新の事變處理資金は全くこの方法によつて得られたといつても過言でないからである。紙幣はもと／＼國費流用のために發行されたものではないが、この民間貸付けの方法により、御基金の身代りとなつたことによつて、維新の大業に貢獻するところは極めて大きかつたのである。

○「金札發行摘要」

要するに、會計基金(御用金)は豪商農より徴收して、出納司に納入せしめ、之に月壹分の利子(即ち壹萬兩に對する百兩)を下付する事とし、其の納證を直に商法會所に廻付し、同所より同金高の金札を人民に貸下げ、之には月六朱の利子

(即ち壹萬兩に對する六十兩)を納めしむるの規定にして、結局太政官は、基金を人民より借上げ、更に人民に金札を貸下げて、其利子の差金四朱の利潤を得せしむるの方法なり。

また、小野善右衛門も次の如く手記してゐる。

此節に至り、財政の困難殆んど名狀すべからざるなり、閏月政體改正再來、會計官中に商法司を置れ、五月十日、勘六に命あり、徴士商法司知事に任せられ其他大阪の吹田(三井)武田(鴻池)高井(米平)、其他藩士にては安藤君、團野君なり。金札も漸次製造の功を奏し(此金札は贋造の憂あれば、原紙を外國に購求するの議ありと雖も至急を要する事なるを以て紙澁元を嚴重に取締るに若かずとして、越前に於て製造せしむ)たるを以て、各地に商法會所を設立し、先會計基金を出納司に納む。利子月一步。其納證を引當として商法會所より金札同高を借用せしむ(利子月六朱、處に四朱の利違あり)依之金札大に行はれ、會計基金を募集するを得る。又近江、伊勢よりも其主意を遵奉し、出金を願出る者陸續ありて、稍々人氣立直したる形況なり。

此時に方り、古金を以て上納するも、比較表に依て之を正金と看做し、貨幣局にて改鑄し、漸次東北の戦地に輸送するを得たり。金札發行は、實に一時の權法と雖、金力を以て賊の銳氣を挫くの良策たるは、無眼者之を知るべし。(此時若し如斯なる事を明言すれば、刺さるゝは必然なり)

かくの如くにして御基金立金應募者は四分八朱利付國債を得、しかも商業資金を失ふことなしに營業を續けることが出來たのであるが、朝廷に於てもまたこの方法により、所望の事變處理費(正金)を得られた上に、もしその方法がとられなかつたならば、必然的に誘起されたであらう經濟上の諸種の惡現象からのがれることが出來たのである。この點は外國に於ける戰爭紙幣の例と、はつきり區別されなくては不可ない。外國に於ては、かやう

な場合には、必要に應じて紙幣を大藏省より遣ひ出すのが定石的行き方であるが、そのために常に惡性インフレを伴ふことも免れ難い。然るに維新政府は紙幣の遣ひ出しに一工夫を凝らし、まづ事變公債(御基金立金)に應募せしめ、その調達金の範圍内で紙幣を貸出す(發行)方法をとつた。そのために惡性インフレと惡性デフレの双方を防止し得たことは、紙幣運用上の一進歩と云はねばならない。もし假りに政府が、かやうな政策をとらなかつたとしたならば、生民は御基金立金の調達によりその營業資金を失ひ、金融界は梗塞して、經濟界に惡性デフレインフレーションの襲來は到底まぬかれ得なかつたであらう。また外國流にたゞ漫然と紙幣を大藏省より拂ひ出す方法をとつたならば、惡性インフレーションの襲來は必然である。維新の際にもかくにも極端なる惡性インフレ、或はデフレの襲來をまぬかれ得た主なる原因の一つは、御用金の調達高を限界とした紙幣を貸出すといふ巧妙な政策がとられたことにある。

だが、この紙幣貸下げによつて政府の得たもつとも貴重なる成果は、これによつて御用金……御基金立金の調達を容易ならしめたことである。手續上からいへば、御用金を調達してから、紙幣を貸下げたのであるが、實際は、紙幣を貸下げるといふ了解のもとに、御用金を調達せしめたのである。もしこの紙幣貸下げの了解がなかつたならば、御用金の調達は實際の半分にも達したかどうか疑はしい。一般に、當時政府はたゞ不換紙幣を發行し、それを會計局から拂ひ出して國費を支辨したやうに考へられてゐるが、談何ぞ容易なる。當時戦地には、紙幣は一枚も通用しなかつたから、政府は前記の如き紙幣貸出しによる操作によつてはじめて戦費を賄ひ得たので、ナボ

レオンがアッシー紙幣を印刷所から持出して使つたのとは、同様に論ずることは出来ない。もし當時政府がそのやうなナポレオン流のやり方をしたら、政府の財政は、恐らく會津の陥落を待たずして土崩瓦解をまぬかれなかつたであらう。

御基金金の調達證書に融通性を與へ、これに對して紙幣を貸付けた方法は、維新政府が戦費調達に成功した秘訣であつて、紙幣の維新財政に對する貢獻は、この點に於て認められなければならない。政府が、かゝる場合多く慣用せられる如く、紙幣を手から口へと流用せず、財政的操作により財界救済法或は産業資金たらしむる一方、正金の身代り金たらしめ、戦費調達に成功したのは、經濟上に於ても日本人の創意の凡ならざることを立證するものともいへよう。

三岡の紙幣政策の進歩性と妙味は、政府が紙幣を、そのまま遣ひ出さずに、その運用によつて二重三重の効果を擧げた點にある。從來の史家はこの點に對する認識を缺き、政府が猥りに不換紙幣を發行して國費を辨じたといふやうな見當外れの批評を下してゐるが、三岡經濟の妙味は紙幣の運用に在つたのである。これは三岡經濟ならびに維新の經濟政策を了解する上に忘れてならない要である。之を要點するに維新紙幣の目的は、布告面通り

(一) 産業振興——新秩序建設——富國強兵
 (二) 民間の不融通救済——御基金調達後の金融梗塞救済、大名の出兵費補填
 に在り、そしてそれはすべて商法司、商法會所を通じ、民間へ貸下げられたのである。

その貸付の對象によつて區別すれば、

- (一) 大名貸(府、藩、縣)——産業振興、出兵費補填
- (二) 商、農への貸付——産業資金、御基金調達の補填
- (三) 政府貸——産業、土木、救済等

となり、元年十一月までは、大體このプログラムで進行したのであるが、十二月よりは、公然政費流用の旨が布告されたので、その産業公債たる性格が赤字公債に轉化した。但しこの措置は後に述べる如く、三岡の關知せざるところであつた。

くどくいふやうだが、紙幣が政府の財政に貢獻した點からいへば、直接通常經費として遣ひ出さるゝことによつて財政の窮乏を救つたのではなく(但し元年十二月以後は別である)一旦貸出しの形式で民間に入つて後、正金の身代り金たる作用により戦費(正貨)の調達を援助した……つまりその運用上から多大の貢獻をしてゐるので、ある、この點は從來世俗的に了解されてゐるところとは全く異り、同じく戦時紙幣であつても、かのアッシー・ンリヤグ・バッグとは全く趣を異にするのである。

五、紙幣相場の取締

理窟はどうあらうと、當時の朝廷の信用をもつて不換紙幣を發行したのだから、金紙の間に開きを生ずるは、蓋し必然不可避の現象である。物資不足の際、公定値段を定めると、自然發生的に闇相場が生れて來ると同一現象である。しかし政府の政策としては闇相場が必然であるからといつて、これを放任するわけには行かない。あくまでこれを禁止するの策を堅持しなければ、その流弊は停止するところを知らない。

維新の際にも、政府は飽くまで紙幣相場禁止の方針をとつたが、三岡の考へとしては、最初の間、金紙の間に多少の開きを生ずるのは止むを得ないが、よくこの紙幣の性格を説明し、御發行の御趣旨を納得せしめたならば、その相場取引も自然に止むだらう。全く止まないまでも、輕微なる開きに止めることが出來ようと考へてゐた模様である。發行當時彼は、相場取引に對する攻撃に對して、次の如き意見を披瀝してゐる。

その實は前條の通り有難く存じ込み(紙幣を)拜借いたし居り候處、元見なれざるものゆへ一犬ほゆれば萬犬俱にはゆるの道理にて……(中略)多人數の義と申し、且又新規の事故、未だ徹底致さざるものも可有之御座候。條理の明闇且つ又人情の歸趨の多少篤と御實考在らせられ度奉存候。

すなはち三岡は、紙幣は「元來見なれざる」ものではあり、且つ「條理の明暗、人情の歸趨」より、最初のう

ちは多少の開きを生ずるは止む得ないことである。それを今やかましく云はれても困る。そのうちに發行の御趣旨が徹底し、取締が行届きさへすれば、相場取引も自然に消滅する……かう考へてゐたのである。しかしかうした場合には、三岡のいふ如く「一犬吠ゆれば萬犬俱にはゆる」上に、紙幣を貸下げられた諸藩も、それを藩地へ持歸らず、京阪市場に於て正金に替へんとした……政府自らも戦地へ送る正金を得る爲めに、紙幣をもつて正金を買はねばならぬ實情だつたから、相場取引は容易に止まぬばかりか、相場は、たゞ下落の一途を辿つたのである。

○平井榮三郎談……「維新財政談」

此方の出兵の方も正金拂だから札は何ともならぬ。鎮撫使やお立になる時分では、金五千兩とか壹萬兩とか、皆擔いで持つて行かんならぬ、誠にそれは不便、太政官の方から正金を買ふといふことは出來ませぬワ。今は我が手から出して居る紙幣に、差を付けては威光に無い。それで密に出入の者に買はしてゐる。……段々金の位が好くなる代りに、紙幣は廉くなつて來居つた。

紙幣相場に關しては六月廿日、次の如く布告されてゐる、これが最初の取締令である。

今般金札御製造は、天下公行、産物融通の御趣向に有之、諸藩に於ても石高に應じ借用被仰付候段、過日御沙汰の通りに候。勿論下々に於て、取引は正金同様日用普通の貨幣に有之候處、往々不心得の者有之、御製造の御趣旨に背き、徒に金札を以て正金と兩替せしめ、姦商共其機に乗じ打賃を相むさばり候哉相聞へ無謂事に候。向後御取札の上無相違においては、雙方共屹度御咎被仰付候條、爲心得申達候事。

法律が整備し、國民の社會道徳も相當に進歩してゐる筈の今日に於てさへ、闇取引には手を焼いてゐるのだから、今日の吾々には、當時當局が紙幣相場の取締りにいかに苦心したかは、十分同情を以て想像することが出来る。大阪に於ては七月十八日遂に「向後右體の取引（相場）いたし候もの有之候はゞ、無用捨召捕可及吟味候」と布告するに至つたが、追ひかけて同廿三日に、重ねて「自今札通用方につき、兎や角相庭等申立候者有之候はゞ何國いづれのものにても、町所名前書附、直に大阪府へ可訴出候」と布告した。その結果、召捕はれ入牢したのもあつたが、相場の方は益々下落するのみであつた。

○平井榮三郎談……「維新財政談」

二百兩以上になつた。それから段々末になつて、百兩との事柄ではございませぬ。もうさうなるとなかく、何様の御布令が出たからと云つて聴きはしませぬ。それから町人の取引をするやうな者を目つぽに取つて、皆拘留になつた。括られて入牢しました。それから又バツと下落したのです。

十月三日には遂に次の布告と共に、召捕つたものゝ人名まで發表した。丁度今日闇取引で處罰せられた姦商の姓名が、新聞紙上に發表されるやうなものである。

今般、世上融通の爲、厚き以思召、金札通用被仰出候處、間々不心得の者共有之、彼是と申難候（て脱か）、通用を妨候哉に相聞へ候に付、及險議候處、別紙の者共重立其聞へ有之候付、召捕置候間、取調の上夫々至當の罰に可行、猶追々及愈議、右様不心得の者放任在之は、速に召捕、其罰に可行候條、心得違有之間敷候事。

十月三日

別紙名前

- 四條油小路東入町北側、家持兩替渡世……津國屋次郎右衛門
 - 新三町四條下ル町西側、家持米渡世……備中屋利兵衛
 - 祇園町北側の内小堀通東側近江屋善兵衛借屋、古平並仕立物渡世……河内屋安兵衛
 - 新町三條下ル町西側、近江屋七兵衛借屋、唐物渡世……紅屋茂兵衛
 - 寺町錦小路下ル町西側、家持唐物渡世……美濃屋善兵衛
- この外

近江屋清助、伊賀屋五兵衛、近江屋利兵衛、菱屋嘉兵衛、近江屋嘉十郎の五名
金札を以、多分の打貸を出し、正金買集者共、夫々召捕吟味の上、此度は格別の憐愍の處置申付、則所々々揭示致し、右の通りの次第に付、萬一以後右人別同様の所業致候者有之に於ては、決して憐愍の沙汰に不及、屹度嚴重の罪科申付候條諸人一統相心得、正路の渡世致可申

次に掲ぐるは、前掲紅屋茂兵衛なるものに對する宣告文である。

新町三條下ル町 紅屋茂兵衛

此者儀、岩倉右兵衛執事より、御東幸御入用米買入、東京へ早々運輸方達受、右代料金札にて七萬餘兩餘請取之、米買調方に取掛り候處、賣先の内正金ならでは不相拂向々も有之候邊、右金札の中、過分の添料を以正金買集め候より、世上一體に差響き、是が爲に金札の定價次第に下落、諸人の難澁を醸し、且は兼々被仰出の御趣意を忘却いたし候段言語道斷不届至極に候。依之急度嚴科可申の處、其情實全くは一旦之過ちに可有之候間、此度は格別に差免し、日數十日叱込申付候

萬一再度相背候に於ては、御法の通嚴重の沙汰に可及候條、以來急度相心得龜漏の儀無之様可致候事。

辰 十月

これは御東幸につき關東へ送る米の買付けを岩倉家の執事より委託せられ、金札七萬餘兩を受取つたが、正金でない米を賣つて呉れないので、止むなく金札に打歩をつけて正金に換へたといふのだから、情實に於ては同情すべき點もあるが、天下の法は枉ぐべからず、この處置に出たものであらう。これに比べると次に掲ぐる京都の分は、純然たる正金買ひの投機者だつたやうだ。

此者共儀、金札通用の儀は、近來天下不融通に付、上下一統窮迫之折柄、一時救助の爲め年限以被仰出、實に厚き御趣意の有之の儀、篤と承知いたしながら從來仕馴居候家業も有之候に、懇意の者より頼を受、金札に過分の添料を以正金買集め候より世上一體に差響き、是が爲に金札の定價次第に下落、諸人の難澁を醸し候始末、畢竟一己の利欲に迷ひ、兼々被仰出の御趣意を忘却致し候義、言語道斷不届至極に候。依之屹度嚴科可申付の處、其情實全くは一旦の過ち可有之候間、此度は格別に差免じ、日數十日叱込申付候。萬一再度相背候に於ては、嚴重の沙汰に可及候條、以來屹度相心得正路に渡世可致候事。

辰 十月

四條油小路東へ入町 津國屋次郎右衛門仲忠次郎外十一人

以上の宣告文によれば、京都でも大阪でも、實際の科刑は案外軽く「日數十日叱込」といふのだが、政府でも實情を參酌したのであらう。

かく政府は、相場取引に取締の手を下した結果、十月頃には相場も大分引返し、二割乃至三割程度の下落に一

時落つてゐた模様である。但し同時に相場反對論も廟堂の間に次第に昂まりつゝあつたことも否定出來ない。殊に外人側の抗議により大阪府に於て反對論がやかましかつた。

二、紙幣發行の趣旨目的について

一、布告に現はれた紙幣發行の趣旨目的

紙幣の發行目的は閏四月十九日の布告にも明かにうたつてある如く「皇政更始の折柄、富國の基を建てさせらるるため」と「世上一同の困窮を救助遊され度き思召」から發行せられたもので、決して國費への流用を目的として發行されたものではない。そのことは三岡が後年自ら執筆したものとされる「金札發行摘要」にも、次の如く明記してゐる。

趣旨、皇政更始に當り、富國の基礎を建てさせられんが爲、至仁を以て國家の融通を扶け、萬民の困窮を救ひ、各々をして其業を怠らざらしむるに在り。

目的、國內騒擾の際に、止むを得ず一時基金（會計御基金）を借上げて戦局を結ぶべしと雖も、前出趣旨に基き、廣く之を民間に貸下げ、其資本を充實にし、依て以て殖産貿易を復興し、富國の源を涵養するに在りて、之を以て互る國費に

流用せんとするにはあらざるなり。

三岡は「趣旨」と「目的」とに別けてゐるが、私はそれほど嚴密に分けて考へなくとも、人民救恤と産業振興の二つの目的をもつて發行されると云つても差支ないと考へてゐる。いづれにしても、三岡が特に「之を以て直に政費に充用せんとするにはあらざるなり」とはつきり斷つてゐる位だから、その政費充用を目的としたものとなす解釋の謬りであることは云ふまでもない。政費……事變處理には御基金が充當されたのである。

彼はまた次のやうにも語つてゐる。

政府の御入用は、人民から御取立になるは當然である。政治の入費は、人民から取立つるが當然である。天子様でも地から金が湧くものでない。然るに政府の御入用を、札を拵へて、直に使ひ拂ふは、政府は罪人にならねばならぬ。萬石に萬兩を土蔵にして貸付になつた。借主は人民が有つて居る。人民の物産蕃殖の爲めに御貸付になる。一方に戦争が起り、一方に政治の改正があるといふ騒ぎに、物産の融通が滞ることになつては、國の害を生ずるから、之を以て物産を益々蕃殖するやう取計らへといふ事である。

それから、軍用の入費は皆調達をなせ。で御入費を賄つて御貸付けといふもので上納させて、民間にある金は引上げるから、其の代りに札をやつて置くといふ術で、早く云へば、調達した金は札で、お下げになつたといふ有様で、それで御入費の金も出て来たのであります。

この談話は簡單であるが、よく維新の財政々策の根本條理を盡してゐる。すなはち三岡は（一）軍用の入費……事變處理は人民に調達せしめる（御基金）（二）事變費（御基金）徴收による人民の不融通を救ひ、且つ産業の

振興（新秩序建設）には紙幣を發行する。（三）政治の入費は人民から取立てるのは當然であるが、（四）紙幣を發行して國費に流用するのは罪惡である……と考へてゐたのである。但し産業資金としての紙幣發行は、彼の經濟學であつて、これは曾て福井に於て實踐済みである。後の史家が、維新政府は經濟上の知識などはロクになく、たゞ財政の苦しまぎれに不換紙幣を發行したなど考へるのは、自分の不詮鑿をもつて他を推すものであつて、三岡は、當時の人としては、實に驚くべきほどはつきりした本格的の經濟理論を把握してゐたのである。貨幣に對しても、いかに、はつきりした理解をもつてゐたかは、次の手記によつて十分知ることが出来る。

○「愛國卑言」

均しく是れ増加なり、然れども其の感覺上に於て、貨幣を増加すると紙幣を増加するとは大なる差異あり。其故如何となれば、凡貨幣は財中特美の品にして、假令貨幣に鑄造せざるも、猶萬用を達するの能力を有し、宇内各國到る處之を公通するにより、縱令一國一州に於て多少の増加あるも、所謂大海の涓滴にして、敢て一般の價格に影響を及ぼすに至らず、紙幣の如きは然らず、其實一片紙にして、壹毫の價なきものなるに、其實物に交換すべき信用を附與して、一政府と一國民との間の用品たるにより、之れを増加するも、亦一國のみの増加なれば、乍ち其の影響を來し、物價に對して、俄に購買力を失ひ、之れが爲め國民の損害を蒙るもの擧げて算ふべからず、況んや不換無期限の國債にして、獨り政府に任じ、人民の其の然る所以を知らざるものに於てをや。

三岡が紙幣の弊害について、かやうに、はつきりした認識をもつてゐたことは、彼をもつて、單なるインフレシヨニストの如く考へてゐた人々の意外とする處であらう。

三岡はまた紙幣利用の途をも十分知つてゐた。曰く、

然らば則ち紙幣を造るは、一切なすべからざるもの、如くなれども決して然らざるものあり、夫れ紙幣は凡そ物産を増殖するに用ふれば、最も緊要なる活動力を有するものにして、則ち各國中紙幣多き國にして果して其富を有する多きを見て推知すべきなり。又紙幣は以て直に物産を増殖し、その物産を以て金貨を輸入するは、最も富國の良策にして、金山を田面に招くと云ふべきなり。

これで維新の際の紙幣發行論は、一時の思ひつきや、窮餘の策ではなく、彼の經濟論から來てゐることが知られよう。

結局、彼は曾て福井に於ける經驗にもとづき、紙幣によつて殖産外易を振興せんとしたのであつて、これは、いやしくも彼の經歷を知るものには、一點疑念の生ずべき理由はない。然るに、あの經費多端の際三千萬兩もの紙幣を發行して、國費に流用しないといふことはあり得ない……悪いことに三岡の後繼者によつて國費へ流用されてゐる……といふ常識的アテ推量から、それは國費流用のために發行されたものと簡單に片づけられて今日に至つてゐるのである。

くだいやうだが、も一つ三岡の談話をかゝけて置く。これだけ證據を挙げたら、もはや三岡の心事を疑はれるやうなことはあるまい。

○由利公正遺談

借金札發行を建議した根元の大趣意は、元來我國は金銀の有高は少ない爲に、總て大事業をなすことは出来ぬ。鎖國の規模は最も小にして、外國に接することは望むべからず、況んや維新革命の大事業は、尋常の手段でなし得ることでないから、此大機會に金札を御發行になり、人民の業を進めて財源を増し、一舉兩得の大經綸を興されたい。然らざれば、御仁政の御規模を達し難いと云ふことを幾重にも言上し、即ち三千萬人民の精神と勞力とが一致すれば、日に幾個の金山を掘ると同様、何程の國利を増すと云ふこと迄、書面にて上申したことであつたが、時機のまだ到來せぬと云ふのであつたか、士分以上は總て反對といふが如きもので、政府も非常に困難であつたが、一方に戦争の大費用があるので、止むを得ずに行はれたのである。

二、紙幣發行の趣旨目的に對する誤解

從來行はれてゐる維新紙幣の發行目的に對する誤解は、大體次の四種に分けることが出来る。

- (一) 頭から、それは財政の窮乏を救ふために發行されたものと、無批判にきめてゐるもの。
- (二) 布告面に記載されてゐる趣旨目的の外に、政費流用の目的が裏にかくされてゐるとするもの。
- (三) 結果より見て……巨額の紙幣が政府に借上げられてゐる事實を擧げて、動かぬ證據としてゐるもの。
- (四) 發行の趣旨目的は、たしかにその布告面に記載されある通りであるが、政府は發行に實際の必要に迫ら

れて、遂にそれを手をつけるに至つた。これはもとより政府の素志ではなかつたから、發行の趣旨目的は、あくまで布告にある通り、國費流用になかつたことを認めなくてはいけないとするもの。

(一) に屬する全面的否定論の見本は瀧本誠一博士の「經濟學研究」中の一文に見出すことが出来る。曰く、
 (政府は) 無制限に太政官札の發行を企て、而も其發行金額は皆之れを貸渡しの資金に供するが如く瞞着したのである。
 (中略) 故に太政官札發行の目的は、名を産業資金の貸渡に假托して、巧みに財政の窮乏を彌縫せんとしたのであらうが
 ……

こゝでは「瞞着」の二字で葬り去られてゐるが、これが大體世間に普遍的に行はれてゐる了解である。

第二の布告面の趣旨目的はその一半を公示したもので、裏面に他の一半の目的がかくされてゐるといふ解釋はわが大藏省説とも認むべきもので、「貨幣政要」「明治財政史」等は、みなこの説をとつてゐる。

○「明治財政史」

右の布告(閏四月十九日の布告)に依り、之を觀るときは、太政官札發行の主旨は、世上一同の困窮を救助するに在るが如しと雖も、右は唯其主旨の一斑を説明するものと謂はざるを得ず、蓋し政府が右の布告に依り、主旨の全般を説明せざりしは、該布告は、單に同札貸付の趣旨及其方法を明示するに在り、敢て其發行に關する全般を説明するものならざるに依るべし、要するに太政官札は、一は以て國庫の窮乏を補充し、一は以て殖産の資本を供給するの主旨を以て發行せられたるものなること、其後政府が世に公にせし種々の令達報告等に徴して明かなり。

同省發行の「紙幣整理始末」もまた「斯く發行の目的は殖産資金の供給に在りしと雖も、蓋し實際主要の目的

は歳入の缺乏を補填するに在り」と断定してゐる。政府の解釋がすでに斯の如くだから、一般の人々がこれに服されてゐるのも無理もない。

次は第三の場合であるが、後年の統計によれば、明治元年五月より同二年七月に至る間に、政府に借上げられた紙幣は千九百八拾七萬兩といふ巨額に上つてゐる。この數字があるために、發行の趣旨目的は何うであらうと、紙幣が政府によつて使用されたことは顯然たる事實である。布告面にうたはれてゐる發行趣旨の如きは、方便的口實に過ぎないと云はれても、ちよつと辨明の辭がなかつたのである。

元來この問題は二つの時期に分けて考へられなくてはならないのである。最初の發行の時から、元年十二月、東京に於て紙幣が遣ひ出されるまでは、政府は國費に流用しない方針であり、且つそれを堅持して來たが、東京に於て紙幣發行の際、政府はその方針を一變し、國費としてこれを遣ひ出すことを公布したのである。これは三岡の承諾なしにやつたことであつた。その事情は後段に述べるが、かういふ事情から後日の統計には、多額の政府の借上げ金が計上され、あだかも政府は最初より紙幣を掴み取りにして使つたやうに見えるのであるが、事實は元年十二月より二年七月まで、三岡以外の人々によつて政府の方針が一變され、公然國費として使用された分が、大部分を占めてゐるのである。

然らば、三岡時代には、少しも政府の借上げがなかつたかといへば、三岡時代にも相當の金が政府に借上げられてゐる。だがこれは普通の政費に流用されたのではない。紙幣を政費に流用しないといふのは、印刷した紙幣

を日常の經常政費として、掴み取りにして會計局の窓口から遣ひ出さないといふ意味で、政府では絶対にこれを使用しないといふ意味ではない。殖産興業の目的のためには、政府も商法司を通じてこれを借入れて使用するこゝとが出来たのである。勿論これは他の大名へ對する貸付同様十三箇年賦で返済するのだが、またその外に關稅其他租稅、上納金として入つて來たものは政費として使用することが出来た。「金札發行摘要」にも「關稅其他租稅の金納の分及び諸上納金は、總て之を運轉使用中に屬する者として、金札を以てするも妨げ無き事とし、從て收納せし太政官に於ても、之を借用金の外として直に使用し得る事とせり」とあるから、當時商法會所から貸出しの形式で放出されたものゝ外に、政府から普通經費として拂ひ出された紙幣も、相當あつたわけである。問題は三岡時代に政府に借り上げられた約六百餘萬兩が、經常經費として使用されてゐるか否かであるが、遺憾ながら私の手許にこれを明かにする資料がない。だが三岡の在職中……正確にいへば、會計の長官として三岡の權限が行はれてゐた期間には、政費不流用の建前が堅持されてゐたことを、消極的に證明する材料はないわけではない。その一つは元年十二月紙幣の國費流用が東京府布告をもつて公示された頃まで、官吏の俸給が支拂はれなかつた(但し高給者に限つたやうである)といふ事實である。土方伯の遺談に「その頃朝廷の役人の月給は當分お借上げといふことになつてをり、明治二年二月一時にお借上げになつた月給をお渡しになつた」(土方伯)とあるが、紙幣を國費に流用するなれば、月給を支拂はずに置くやうなことはなからうと思はれる。土方伯が二年二月に月給を一時に渡されたのは、その頃から紙幣の國費充當が許されたからである。

また、明治元年十一月、東京に於ける池邊藤左衛門（會計局判事）と、英國公使館の通譯官アーネスト・サトウとの會談に於て、次の如き問答が取替されてゐる。（小野善右衛門筆記）

サトウ「朝廷にては楮幣を使ひ出さずや」

答「一錢も朝廷の用には使はず」

サトウ「東海道筋にて此節使ひ出せるにあらずや」

答「是は商法司へ貸下げ候中より使出せしなり。年々一割の上納は商法司より朝廷に納むること列藩に同じ」

サトウ「日本諸藩の札は引替あるにあらずや」

答「是は（藩札）其藩限り役場の用に用ゆる物なり、依て引替なきときは民信せず、今般製造の金札は朝廷の用に用るず故に朝廷より正金に引替遣はさざるなり」

この問答によつて、朝廷はこの時まで紙幣を國費に流用してゐなかつたことが分る。但し九月の御東幸に際しては、東海道筋に於て正貨に紙幣を交せて遣ひ出されたが、手續上は通商司から政府へ貸付けた形になつてゐるやうである。嚴格にいへばこれらは國費への流用であるが、臨時費或は特別會計といふやうな解釋のもとに行はれたものであらうか。

なほ今一つ傍證として挙げ得ることは、三岡は、金準備不用……不換の理由として、この紙幣は政府で使用するのでないから、兌換の必要がないといつてゐる事實である。既掲池邊藤左衛門とサトウとの會談に於ても池邊は「金札は朝廷の用に用るず、故に朝廷より正金を引替遣はさるなり」といつてゐる。面白い理窟であるが、政

費不流用の一證左たるを失はない。

もつとも一度……多分元年五月分であらうと思ふが、紙幣で官吏の月給を支拂つたことがある。すると忽ちに紙幣反對論者から、かねての談と違ふぢやないかといふ攻撃が起り、それが廟議にまで持出された。その時三岡は、それに對して次の如く答へてゐる。

太政官御入用並月給等に差出候次第は、爲替方調達金の方へ御貸渡し相成候内、再び調達致させ候て、王化に服し居候處へ御遣用相辨じ申候。實は通用金（正金）の儀は聊にても關東へ指送り申度に付、會官の苦辛にて斯く取計ひ申候。

この意味は、一旦爲替方へ貸渡した紙幣を、再び政府へ調達金として上納させ、それ王化に服してゐる方面、すなはち京阪地方に遣ひ出し、その紙幣の代り金として、手持ちの正金を關東方面へ送つた……多分軍防局へ貸渡しの手續がとられたものであらう……といふのである。これは三岡のいふ通り政府内の繰替へで、政費流用でも何でもない。但し、その後は紙幣による月給の支拂は中止したやうである。

以上の如き事情であるから、たゞ後の結果から見れば、紙幣は政費へ流用されてゐるには相違ないが、しかしそれは會計の責任者が變つて後のことで、最初紙幣を發行した三岡の意圖は、懸値もかけひきもなく、布告文に明示してある通りの趣旨目的からであつたし、また彼の在職中は（實際の辭職は二年二月だが、實權は元年十二月より彼の手を去つたと解してよい）、その趣旨目的を遵守し、紙幣を經常政費に流用するやうなことはなかつたのである。

いま元年十一月……すなはち東京に於て、公然と政費へ流用の旨を公布した以前、三岡財政時代ともいふべき期間に於ける紙幣の貸付内容を調べて見ると次の如くなつてゐる。

◎元年六月より同十一月に至る紙幣貸付

府	縣	五拾七萬五千兩
藩		六百三十萬兩
商法會所		六百三十四萬兩
計		千三百二拾壹萬兩
政府貸上		六百拾五萬兩
總計		千九百三拾六萬兩

明治二年七月に於ける紙幣の借上げ高は、總計二千九百八拾七萬兩の巨額に達してゐるが、これを三岡時代とも見るべき元年十一月までの六百拾五萬兩に比べたら、その政府借入れ金の大部分は元年十二月後、すなはち政費流用主義採用後のものであることが、一目瞭然である。世俗的には、この二千九百餘萬兩……大體三千萬兩に近き紙幣が政府に借上げられてゐる事實により、政府は最初より國費流用のために紙幣を發行し、且つ流用したものとされてゐるが、事實の真相は如上の如くである。

三、維新紙幣の眞使命

第(四)の發行の意圖はたしかに布告面に明記した通りに違ひないが、のち實際の必要に迫られて政府に流用するに至つたとすもの、これは一見理解のある意見であるが、私の知る範圍では、從來この説をなした人は「明治財政の基礎的研究」の著者澤田章氏だけのやうである。

○「明治財政の基礎的研究」

金札發行の趣旨は二様の目的があつたのであつて(著者註、これは明治財政史の意見を指す)其發行布告の文面は一方だけの趣旨を説明したのに過ぎないといふのは随分苦しい且附會の解釋であらう。これは畢竟金札が財政の窮乏を補填した事實に餘りに捉はれた解釋である。如何にも金札所謂太政官札が財政の窮乏を補填した事實は何人も否むことは出来ぬ。事實は飽くまでも事實である。去ながらこの事實があるからといつて、直に金札發行の趣旨が最初から、二様の目的に出たものであるといふ理由にはならないのである、何が故に金札を以て財政の窮乏を補填するの餘儀なきに至らしめたか。これは別に大いに理由の存したことを知らなければならぬ。吾人の信ずる所を以て言へば、最初政府が金札を發行する趣旨は専ら殖産興業の資金に充てしむる目的であつたことは前に述べた所によるも明白なる所であつて、敢て財政の窮乏を補填するとか、或は軍費の不實を補填するとかいふ目的でなかつたことは、建議者たる三岡入郎の言明する所によつても一點之を疑ふの餘地はないのである。ところが一方に於て財政の窮乏……特に軍費の不實を補填する目的であつた所の

會計基金三百萬兩の募債が意の如く調達出来なかつた。豫期の半分どころか三分の一にも達しなかつた。この事實は會計當局者をして狼狽昏倒せしめざるを得なかつた。東征軍よりは矢の如く軍費の督促が到達する。如何に督促が到達しても借入金目當の會計官は如何とも施す術はなかつたのである。會計といつても名ばかりで全く空局同様、局中の日用をも處辨し兼ねる窮境にあることを告白するより外なかつた。これが爲に閏四月廿九日には議定參與の大會議が開かれ、會計の危急を如何にして匡救するか、軍費處辨の方法如何、若し良策なくんば寧ろ外債によつて一時の急を凌がんと迄論議されたのであつた。丁度この際太政官札の製造は金拾兩札が百拾萬兩、金五兩札が拾二萬五千兩、合計百二十二萬五千兩だけ出来上つて、その他の小札は未だ製造出来る迄に至らなかつたけれども、慙々來る五月十五日は金札發行通用期日になつてゐたのである。兎に角この太政官札の發行といふことは刻下の會計の危急を按排する唯一の鍵であつて、一時應急の手段として、出来得る限り之を流用するの餘儀なき結果を齎したのである。金札發行の趣旨は最初から殖産興業の資金に充てしむるにあつてその布告を公布するに當つても依然その目的に變化はなかつたが、布告公達後に於てその目的を二にせざるを得なくなつた次第である。

この説は、最初の發行目的は、本當に殖産興業にあつたことを強調してゐる點に於て、他の常識的推測論より一步前進してゐるが、猶且つ發行後財政窮乏のため、政費への流用を餘儀なくせられたとしてゐる。のみならずその目的の他の一つである人民の困窮御救助の御思召を看過してゐるのが遺憾である。前に述べた如く、發行後といへども、三岡時代には紙幣流用のこととはなかつた。「出来る限り之を流用」したのは、元年十二月以後のことだから、この點に於ける澤田氏の事實の證驗が足りない。

要するにこの紙幣發行の趣旨目的論は、三岡の經歷からいつても、その公文に明記されたところによつても、

決して國費への流用ではなく、民の困窮救助と、産業振興とにあつたことは明かであるが、私が何故このことを特にやかましく云ふのかといへば、維新の新經濟策の理念……それは維新以後今日まで、わが經濟界を指導し來つた、そして將來も長く……例へば大東亞共榮圏の建設にあつても、その指導精神となるべき極めて大切なものが、この紙幣發行の趣旨目的の中に包含されてゐるからである。端的にいへば、この紙幣發行の趣旨目的こそが、新日本の經濟的指導精神であつたからである。從來の如き通俗的解釋にしたがへば、この最も大切なものが抹殺されねばならない。この新經濟理念はまた明治維新によつて確立された新政治理念でもあつたから、この新經濟理念の抹殺は、明治維新の生命的なものゝ抹殺ともなるのである。新理念のない明治維新……それは無目的無理想な、事變のやゝ大なるものでしかない。

およそ明治維新の歴史上に重大意義を有する所以のものは、それは單なる事變……徳川打倒に止らず、全く新しい日本が誕生したことにある。病氣の外科手術による全快といふやうなものではなく、將來世界の指導者たるべき新日本の誕生だつたからである。その新しい日本の誕生といふのは、また新人の登庸とか、西洋文明の輸入とかいふことではなく、新しい日本を指導する新しい政治經濟理念の誕生をいふのである。新生日本を指導する新しい國家的指導理念の誕生、これこそが明治維新が史上に比類なき地位を占むる所以なのである。さればこの新指導理念を無視されては維新史の骨髄を抜かるゝも同様である。數百頁、數千頁の維新史も平凡なる事變史に墮落し去る外はない。重ねていふが、紙幣發行に盛られた趣旨目的は實に維新以後今日に至るまで、わが經濟活

勤の指導精神となつたものであり、將來もまた長くわが經濟界を指導するものである。従つてこの大切なものを無視するやうな曲解誤解は、徹底的に是正されねばならない。

三、明治維新と皇道經濟

維新紙幣（太政官札）のその發行に至るまでの經過についてはすでに一通り述べ終つたが、この紙幣は實際的に維新財政の根柢をなすのみでなく、觀念的にもまた維新の財政經濟の理念を代表するものである。しかもこの維新の際確立された新經濟理念は、維新以來今日にいたる七十年間、わが國經濟界の指導精神だつたばかりでなく、將來もまた長くこれによつて指導されて行かねばならないのである。別言すれば、これこそが大東亞共榮圈建設の指導精神たるべきものであるから、以下この點について少しく説明を加へて置く。

從來、この點……維新紙幣發行の經濟的理念といふやうな問題は殆ど學者の念頭にはなかつたやうである。當時の財政當局者は、財政の窮乏を救ふために、不換紙幣を濫發した……それはあたかもナポレオンがアッシニア紙幣を發行し、南北戰爭に於てグリーン・バック紙幣が發行されたと同じやうに、印刷機械から刷出された紙幣が、大藏省の窓口から必要に応じて戰費に、日常の經費に遣ひ出されたものゝやうに無批判的に取扱はれてゐるが、維新史上これほどの誤解、これほどの冒瀆はない。この紙幣に託された使命、この紙幣の上に築かれた雄渾なる新日本經營の構想こそは、維新史の最も貴重にして且つ誇りとすべき面なのである。

一、維新紙幣と皇道精神

維新紙幣は上來縷述の如く、たゞ漫然國費流用のために發行せられたのではなく、新生日本の新秩序建設といふ確然たる使命を帯びて發行されたものであるが、同時にまたこの紙幣に具象されてゐる新經濟精神は、維新以降のわが經濟界の指導精神だつたことも忘れてはならない。單に中央政府から紙幣が發行されたといふ一事だけでも、わが經濟史上最初の事例として特記されねばならないが、この紙幣の發行により、その經濟理念の上にもたらされた變化……新經濟理念の確立こそは、一層劃期的なものだつたのである。

明治維新により日本の政治が、徳川的政治理念から日本々來の皇道政治理念に復歸したと同じく、經濟の面に於て、また徳川的理念から皇道經濟理念に立戻つたのである。これが明治維新によつてもたらされた我が經濟上の重大變化であり、またこの點に於て、維新紙幣の維新經濟に於ける重要性も把握されねばならない。何故なれば、新政の劈頭にあたり、この新經濟理念……皇道精神が具體化されて、まづ第一番に國民生活に働きかけたものが、實にこの維新紙幣だつたからである。

皇道精神の一つの面は、わが皇室の愛民の御精神である。然るにこの萬民愛撫の精神は徳川の政治に於ては、殆ど没却されてゐた。幕府政治は、何事も徳川のための徳川の政治であつて、徳川氏のためには國民の利

益も福祉も犠牲にして顧みないといふ建前になつてゐたから、そこには愛民の代りに搾取……苛斂誅求のみが行はれてゐた。

従つてまた、國民の徳川に對する愛敬の念も極めて稀薄であつたことは當然と云はなければならぬ。幕府要人は口辯のやうに徳川様の御恩澤を口にしてゐたにかゝはらず、國民の幕府に對する感情は、むしろ不平と怨嗟であつた。

「百姓を死なぬ程度に搾る」これが幕府歴代の要人が、國の寶などと呼んでゐた農民に對するいはゆる神君以來の祖法なるものであつた。この搾取方針は、ひとり農民に對してのみならず、大名に對しても町民に對してもひとしく行はれてゐた。何か幕府に大きな臨時費や土木事業費などを要した場合には、大名は御手傳ひなる名目のもとに出金や賦役を命ぜられ、町民は、その御臺所の赤字補填のために、用捨なく御用金を命ぜられた。しかしその御用金を取り上げた後の經濟界の打撃とか、國民の困苦等については、幕府は少しの思ひやりもなく、従つてそれに對する善後の策の如きは、何等考慮さるゝ處がなかつたのである。

されば徳川時代に行はれた大改革……寛政、天保のその如きも、大體は國民の困苦を犠牲にした徳川の臺所經濟の建直しに過ぎなかつた。その度ごとに幕府の御金藏には、幾個かの金銀の大法馬金を加へることが出来たが、その半面に、生計の途を失つた町民がいくらあつたか知れなかつた。しかし幕府は、これに對して何等善後の策を講ずることなく、街頭に餓死するに任せたのである。將軍様が數千の美姫を扶養するために、國民は野草

を廻るが如くなき倒された。かゝる政治は、いかに公方様の御恩澤を説いても、國民の不平怨嗟を招かずにはゐない。かの水野越前が幕府を御けられた日には、數千の群衆が彼の邸を包圍し、瓦礫を投じ、喚呼して終夜おこなかつた。

御用金の如きも取上げ放しを不文律としてゐたから、これに對する町民の怨嗟の甚だしかつたことはいふまでもない。元治元年九月十日朝、大阪日本橋札場に貼りつけた張紙に次の如きことが書いてあつた、曰く「今、衣食は日月の恩也、當今の公議は萬民の冠也、公儀へ御用金出す馬鹿はなし、假令權威を以て用金申立て候共、怨る計なり、十分の一にねぎつて出すなれど、捨るよりも惜きなり」……。以て當時町民の御用金に對する憤懣の情がいかほど深刻であつたかを知ることが出来る。もつとも幕府の場合でも、その御用金の目的には、大抵人民のためとか、國のためといふやうなことをうたつてあつた。かの水野越前が大阪に課した巨額の御用金も、その目的とするところは「此の上窮民御賑恤その外普く播かせられ度」といふのだが、専門の歴史家がいかほど研究しても、その御賑恤の對象が何であるか判明しないといふから、笑止の至りである。幕末、幕府の會計を擔當し、名勘定奉行などと云はれた小栗上野介の財政策を見ても、その計畫するところは、悉く徳川のための徳川の財政であつて、その間に日本のためだとか、日本國民のためだとかいふ徳川以上の理想は殆ど認められない。一例を挙げれば、彼は幕府瓦解前、佛蘭西より六百萬弗の借款を計畫してゐたが、然らば、その六百萬弗を何に使用する豫定だつたかといへば、薩長をはじめ全國の有力大名を削少して、徳川幕府の權力を恢復せんとする企圖以外

に出でなかつたのである。勿論この借款には關稅や北海道の諸嶺山などが擔保に入れられることになつてゐた。

また小栗は、佛蘭西公使の口車に乗せられて、横須賀製鐵所建造の大工事を起したが、これは戊辰の際、僅か五十萬弗の支拂代金未済のため、佛蘭西商社に擔保にとられ、佛蘭西軍艦に監視されてゐた有様であつた。小栗は單なる徳川の勢力補強のために、あはや我國を外國の植民地化せんとしてゐたのである。

かくの如く治世者に愛民の熱情がないから、下萬民にもまた上を尊愛する念慮の湧かう道理がない。幕府役人は人民に對して、二言目には徳川様の御恩澤を口にしたが、人民の念頭に湧いたものは、決してその御恩澤に感謝する氣持ではなくて、その暴政に對する怨恨であつた。天保八年の大鹽の亂の時、大鹽の發した檄文に

……其領分知行所の民百姓共に過分の用金申付、是迄年貢諸役の甚しきに苦む上、右の通り無禮の儀申渡、追々入用かさみ候故、四海困窮と相成候に付、人々上を怨ざるものなきよふに成行き候へ共……

といひ、また

小人奸者の輩大切の政事執行、唯下を惱まし、金米を取立る手段計に相懸り、實以て小前百姓共の難儀を吾等如きもの、草の陰より常々察し

といつて、「堯舜、天照皇大神の時代に復し難くとも、中興の氣象に恢復せん」として起つ所以を述べてゐるが、これが大體當時氣概ある國民の徳川の政治に對する氣持を代辯してゐるものと見ることが出来る。上は下を愛さず、下は上を怨む……凡そこれほど非日本的な政治があらうか。徳川の幕府政治は、ただに朝廷にあるべき政

權が武家に占有されてゐたといふ形の上の問題以外に、その治世の精神に於て、全くわが皇室の政治理念と相反してゐたといふ點に、これを壊滅破砕せねばならぬ重大な理由が存在したのである。

二、日本特有の皇道紙幣

王政復古の大號令により、新生日本の政治は「諸事神武の創業に原づき」て行はるゝことが確定されたが、その神武創業の御精神といふのは、神武天皇が橿原に宮居し給うた時「上は則ち朝霞の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまふ心を弘めむ、然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可ならずや」と詔り給うた御精神である。

この精神はすなはち日本精神……皇道精神の淵源であつて、神武の創業に原づきとは、新生日本は、その皇道精神をもつてその指導理念とする旨を仰せ出されたのである。

皇道精神は、上皇室の愛民の御精神と、下萬民の盡忠報國……大政翼賛、滅私奉公の精神とが渾然融和したものである。しかして、この維新紙幣こそは、皇室の愛民の御精神と、國民の大政翼賛の精神とが一紙片の上に、具象化されたものだつたのである。維新紙幣發行の趣旨はその布告に明記されてあつた如く、人民の困窮を救助せらるゝ御仁恤の思召しからであつた。その昔、仁徳天皇が民の炊煙の稀少なるをみそなはして貢租を免じ給ひ、

醍醐天皇が寒夜に御衣を脱せられて萬民の困苦を察し給うたと同じく、我が皇室の傳統たる愛民の御精神より出てゐるのである。

また、他方人民の側からいへば、この紙幣を使用することによつて、大政を翼賛し奉ることを建前としたもので、この紙幣の構想者は、この紙幣を使用流通することにより、三千萬國民をして、その臣道を實踐せしめんとしたことは、次の談話で知ることが出来る。

○由利公正遺談

どうか代用物を作つて……其時は御維新と云ふ言葉はありませぬが、勤王の御一助になることゝ云ふ考へを起しました。其思想が起りました次第を持ちまして、御一新の時に、此金札御發行を建言致しました。其時私の考へは、今日の様に統計はないが、日本は人民三千萬の見込でありまして、三千萬で天下の大亂を引受け、天下の大事を成すと云ふに、一人前一兩宛の御奉公をさせても宜いものであらうと考へて、三千萬圓と云ふ事の建言を致したのであります。

かくの如く、維新紙幣は、上よりすれば愛民であるが、國民の側よりすれば報國……一人一兩の御奉公の精神をもつて流通せしむることを建前としたものだから、紙幣にして愛國公債たる性格をもつてゐたのである。

三岡の手記にも「此金札を以て舊藩府（幕府）時代の貨幣に代用するに非ず、畢竟新政府創業の國債なれども……全國人民と協力して全國力を奮興する方策に出たるものなり」とあり、今日でいふ一億一心、當時の三千萬の國民が、各一兩の豆債券を買つたつもりで、この紙幣を流通せしめ、もつて、維新の大業を翼賛し奉らんこと

を期待したのだから、従つてこれは不換紙幣で差支なかつたわけである。

要するにこの紙幣は、上よりいへば、仁徳天皇が「高にやに上りて見れば」と詠じ給うた愛民の御精神と、下よりいへば、萬葉の歌人が「海ゆかばみづく屍、山ゆかば草むす屍」と詠じた盡忠報國の精神、この二つの精神によつて發行されたもので、實に我が皇道精神の精華或は権化といつて然るべきものだつたのである。されば明治維新の經濟政策がこの紙幣を根軸としてゐるといふことは、とりも直さず、維新の經濟政策そのものが、この崇高なる皇道精神を根軸としてゐることを物語るものに外ならない。宜なるかな、その成業の莊嚴にして偉大なりしことや。

従來この紙幣は太政官から發行された故をもつて太政官札と呼ばれてゐるが、私はこれを皇道紙幣と呼んでゐる。世界の經濟史上たつた一つの特例でしかない皇道精神によつて發行された皇道紙幣……維新の聖業を表象するに最もふさはしい稱呼ではなからうか。

かゝる紙幣はもとより日本のみの特例であつて、皇道精神のない外國にはもちろん見ることが出来ない。またその經濟學にもない……唯物的經濟論では、到底想像も出来ないものである。従つて西洋經濟學の宣傳者に過ぎない人々には、この紙幣の眞價は遂に了解されることなくして今日に至つたのである。

三、皇道紙幣と資本主義紙幣

わが國の皇道精神なるものは、わが日本民族獨特のものであつて、萬邦無比、世界にその類例はない。北畠親房はその「神皇正統記」の劈頭に於て「大日本は神國なり」といひ「異朝には其類無し」と喝破してゐる。その異朝に其類なき神の國の神ながらの道を指導精神とするわが皇國經濟も、また自ら世界にその類がないわけである。またその皇道精神の具象化された皇道紙幣も世界にその類を絶するものであることはいふをまたない。従つてこれは外國の經濟理念をもつて律すべからざるものでもあり、また律し得らるゝものでもない。

外國紙幣は、支配者の権力か、資本家の信用によつて發行されるものであるから、前者は多くの場合不換紙幣であり、後者は多く銀行紙幣として發行される。従つて兌換や金準備が大問題にされるが、維新紙幣の場合は崇高なる君臣愛によつて發行されるのだから、兌換も金準備も問題にはならない。不換紙幣といつても、その性質は外國のそれとは全く本質的に違ふのである。

三岡はその建白書に於て、この紙幣は「西洋の紙幣と事替り」云々といつてゐるが、それは恐らく、その理念に於て西洋の霸道紙幣や資本主義紙幣と類を異にすることを云つたものであらう。しかしかやうに西洋各國に行はれてゐる紙幣と類を異にしてゐるだけに……別言すれば、一般の紙幣理論をもつて律することが出来なかつた

ことがその發行にあたり、意外の反對に遭遇した所以でもあり、また今日までその眞價を認められずに来た最大原因でもある。

次にかゝぐる三岡の談話は、この紙幣の特質……それはいかに外國のそれと觀念を異にするものであるかを明かにしてゐる。

徳川家で慶應年間、西洋のものに模して切手（紙幣）を發行したことがある。是れは幽囚中（三岡の福井に於ける幽囚）であつたが、外から知らして来て、私はその有様を承知いたしました。その時私は、今徳川氏が發する切手は必ず行はれぬと明言しました。萬一無理に行はれても、少しも日本國の役に立ず、之を澤山出せば日本國は益々貧乏するに相違ない。なぜといふにこの切手は徳川の會計を助くるために發行するものであつて、人民のために發行したるに非ず、條理が相違して全く肝腎の目的が違ふから、徳川の會計を助くる爲めとありては、自身（國民）の爲めでないから働かぬ。だめな話した。我々が金札發行の事は、人民の資力のないのを助けてやるものであるから、其間の具合が違つてをります。

當時この紙幣に對する非難の主なるものゝ一つは、その準備金なしの不換紙幣たることにあつた。一般紙幣常識、殊に資本主義的觀念からすれば、その非難は當然としなければならぬ。しかしこの紙幣のもつ本質的のものに想ひ到るときは、左様な非難も自ら氷解すべき筈である。わが大日本帝國に於て「お上より御仁恤の思召しをもつて貸下げたる紙幣」「人民が大政翼賛の精神をもつて遣ひ出すべき紙幣」に、金準備も兌換の必要もありやう筈はない。

元來、日本の如き國柄に於て、通貨の信用を金に結びつけることからしてすでに間違つてゐた。帝王の尊きを

もつてして、なほローマ法皇の前に跪かねばならぬ國、個人主義や利己主義を至上の生活律としてゐる國に於ては、通貨の信用を金に結びつける必要もあらうが、日本の如き國體に於て、政府或は中央銀行より發行される紙幣を金に結びつける必要は毫もない。たゞそれは國際貸借の決済用として準備されるだけで事足りるのである。

外國の主權者の地位はまことに果敢ないものである。昨日まで一國の皇帝たりしものが、今日は一個亡命の客として異境に放浪してゐる事例は、現に吾々の數多く目撃してゐるところである。かゝる國柄に於ては、朝廷より發行された紙幣であつても、それを金や外國爲替に結びつけて置く必要もあらう。しかし日本の如き國柄に於て、萬代不易の 皇室から發行された紙幣の信用を、金に結びつけるが如きは本末顛倒の甚だしきものである。それは恰も獅子の護衛を狐に依頼するに異ならぬ。

英國の如きは信用制度の最も發達した國であるが、それでも萬代不易なるものは金であつて、英國皇室でもなければ英蘭銀行でもないから、國民はその財産を金に結びつける外に方法がない。英國人は英蘭銀行券は世界通貨だと自慢しながらも、ちよつと國際關係がやかしくなると直に英蘭銀行券でもつて弗や法を買ふ。かゝる國柄に於て紙幣の兌換がやかましく云はれ金準備の多寡が大問題となるのは當然であるが、わが國に於ては 皇室こそは萬代不易、天壤無窮なるものだから、これ以上長い生命はない。本來からいへば、わが國に於ては、政府の信用を云々するさへ日本的ではないのである。維新の際、たまく政府の信用が云々されたのは、政權が七百年近くも武家の手にあり、朝廷は全く政治から……國民から遊離してゐたからであつて、これは全く一時的現象に

過ぎない。本来ならば、左様な言議をなすものは、舌を引抜かれねばならなかつたのである。かゝる關係に於ては通貨の信用を金に結びつける必要は秋毫もない筈である。事實わが國に於ては、金の輸出禁止以前に於ても、實際には金貨は使用されず、國內的には純然たる紙幣國であつたが、今回いよいよ日本銀行法の改正により、金準備制度は全く廢棄せられ、金との俗縁を斷ち切つて、七十有餘年目にして、維新當時同様の不換紙幣國となつた。だが、もともと我が國に於ては、外國關係以外には、金準備の必要はなかつたのである。

今にして思へば、三岡が、その紙幣が皇道紙幣なるの理由をもつて、引換へ（金準備）の不必要を主張して枉げなかつた卓見に服せざるを得ない。從來わが國に行はれた貨幣論は、すべて外國の國情を本位とした外國貨幣論の受賣りに過ぎなかつたために、この紙幣の性格も全く了解せらるゝことなくして今日に至つたが、明治の初政に於て、かくわが國體に基づく貨幣論がはつきり把握され、しかもそれが實行に移されて維新の大業を遂行してゐることは、世界に誇るに足る事實である。

今回圓紙幣が純然たる不換紙幣となつたことによつて、吾々は七十年前の維新紙幣の姿を、こゝに眼のあたり見ることになつた。純然たる不換紙幣たる形に於て、事變處理と新秩序建設の大使命を帯びてゐる點に於て、兩者は全く同型同質のものである。たゞ、明治維新は國內事變であつたのが、今回は大東亞に舞臺が擴大されてゐる。いよいよ皇道紙幣の世界的進出である。

今後東亞共榮圈内の通貨は、すべて圓にリンクされることは、すでに政府より國策として聲明されてゐる。し

かして東亞の通貨が圓に統率されることは、すなはち大東亞の皇道化に外ならない。しかして、この圓による皇道化運動は、やがて世界的に擴大されて行かすにはゐないであらう。この點に於て今次の世界戦争は、第一次の世界戦争には全く見られない革新的意義を有する。

第一次戦争においては、戦後に於ても、世界は依然としてアングロサクソンの支配を脱することが出来ず、世界市場が磅と弗の支配下にあることに於ては、戦前と何等異るところはなかつた。然るに今次の戦争によつて、尠くとも東亞のアングロサクソンの勢力は悉く追放され、こゝに新しく東亞人の東亞なる新世が誕生すると共に、經濟の面に於ても磅と弗は追放せられ、その指導通貨として圓の登場を見るに至つた。第一次世界大戦後も世界は依然として磅と弗の支配下にあつたといふことは、世界は依然として利己主義、帝國主義的資本主義の搾取下にあつたことを意味するのに對し、今回の戦争により、磅と弗が大東亞より驅逐され、圓がこれに入り替つたことは、大東亞の皇道化を豫約するものに外ならない。いふところの大東亞の王道樂土の顯現である。大東亞の皇道化はやがて世界の王道樂土化に擴充されるであらう。されば大東亞共榮圈の指導通貨としての圓紙幣の登場は、實に、明治維新に於て發足した長期建設の最後の一段階に達したものであり、且つまた八紘爲宇の理想への一大前進である。まさに世界の王道樂土化への鉄入れである。

明治維新は日本自身の皇道經濟への立直り……發足であつた。然るに今度の昭和維新は皇道經濟の東亞への、世界への進出である。世界の皇道化への進軍である。維新以來今日までの七十年はこの新しい大進發のための準

備時代だつたともいへる。

世界皇道化への進發、それは八紘爲宇の大理想顯現の旅への發足でなくて何であらう。日本國民は今や肇國以來二千六百三年にして、はじめてその活動の本舞臺に上つたのである。

四、皇道主義と資本主義

明治維新を契機として、我が國は資本主義國に轉入したとなすのが、從來の經濟學者の定説である。なるほど形の上から見ると……商品生産方法や金融機構から見れば、そのやうに考へられるが、しかしそれは單なる方法手段として取入れられただけであつて、決して根本的なものではなかつた。明治維新によつてわが經濟上にもたらされた根本的な變化は、皇道經濟への復歸である。それは恰も明治維新によつて政治上に齎らされた根本的な變化は、議會政治ではなくして天皇親政……皇道政治への復歸であり、軍事上にもたらされた根本的な變化は、洋式訓練の軍隊へではなくして、古代の「徵兵の制」……國民皆兵の制に歸つたことであると同様である。經濟界に於ける資本主義もその議會政治や洋式裝備と同様、それはたゞ便宜の方法として採用されたに過ぎない。

だが、社會には往々にして目的が手段と誤られ、手段が目的と誤られる錯覺が行はれる。明治維新以來わが國が資本主義に轉入したとなすのもこの種の錯覺であつて、手段として輸入された資本主義的方法が目的であつた

かの如く錯覺されてゐるに過ぎない。わが國も一時は外國並に資本主義國化されたかの觀を呈した時代もあつたが、今になつて見れば、やはりそれは一時の錯覺であつて、日本は純然たる皇道主義經濟國なることに變りはなかつたのである。

その生産方法からいへば、日本も資本主義國に相違ないが、しかしそれは外國の資本主義とはその指導精神を異にした……皇道化された資本主義であることを忘れてはならない。資本主義が問題とされる點は、その理念にある。商品の生産手段として資本と労働とを必要とすることは、貨幣經濟の原則である。それは恰も水に於ける水素と酸素との關係である。善悪の問題でなくして缺くべからざる要素である。批評の問題ではなく、實在の問題である。またその市場が擴大されるにつれ、大資本をもつてする大量生産的方法のとられるのも、生物學的必然である。是非の問題とされるのはそれを動かす理念である。

西洋の……イギリス流の資本主義の非難されるのも、その理念の點にある。商品を生産するために大資本を利用するからいけない、機械力を利用するからいけないといふのではない。それを動かしてゐる自由主義、利己主義、個人主義、帝國主義がいけないのである。わが國に於て資本主義が問題とされるのもそれである。いかにわが國は神國なればとて、世界經濟の一環としてその競争場裡に入つた以上、大生産主義で行く外はない。だからその限りに於て資本主義的方法によることは當然である。またこれだけのことで、日本は資本主義化したとか、自由主義になつたとはいはれない。日本が資本主義國化したか否かは、その理念までもイギリス流の資本主

義化したか否かに在る。

この點を詳細に説明することは、こゝには許されないが、簡単に結論を要約すれば、日本に於ては、左様な理念の上の資本主義化は行はれなかつた。日本は高度資本主義國となつたと云はれるが、それは單に形の上のことであつて、その理念に於ては資本主義化はされてゐない。すなはち我が經濟の指導精神は決して利己主義化、自由主義化、帝國主義化されず、依然たる皇道精神でやつて來てゐるのである。このことは何よりも現下の實情が雄辯に證明してゐる。

日本も一時は、理念的にも資本主義化したかに見えた時代がないでもなかつた。イギリス流の自由主義なるものが、學園の講壇をはじめ、經濟界、政治界を風靡したかに見えた時代はたしかにあつたが、しかし今になつて見れば、それも一時的の浮動現象に過ぎなかつたのである。佛教、儒教の渡來の時にも經驗したと同様の一時的行過でしかなかつた。日本が資本主義化したかに見えた間に、いつの間にか資本主義の日本化といふ同化作用が行はれつゝあつたのである。そして佛教も儒教もいつの間にか日本化されてしまつたやうに、資本主義もまた日本化されてゐたのである。

資本主義の日本化は、その皇道化に外ならない。外國の資本主義が利己主義、自由主義、帝國主義をその指導精神とするのに對し、わが國の資本主義は皇道精神をその指導精神としてゐるのである。故にもしわが國を資本主義國と呼ぶとすれば、その上に皇道の二字を加へることを忘れてはならない。イギリス流の資本主義とわが國

のそれとは、資本と労働とによる商品の生産といふ定理には變りはないが、この指導精神に於ては、截然と區別されなくてはならない。この相違を無視しては、到底日本經濟の真相或はその驚異的發達の眞因を窮むることは出来ない。

單なる生産方法としての資本主義に於ては、外國は日本の先進國であり、その發達の程度に於ても遙に日本を凌駕してゐた。明治維新以後日本が外國の資本主義的方法をとり入れた時には、イギリス資本主義の如きはすでにその最盛期にあつたから、吾が國は何から何まで範をこれにとつた有様であつた。然るにこの後進國たる日本の産業は、維新後六十年位の頃から、はやくもイギリスのそれを追ひ越すに至つたのである。この大東亞戰直前すなはち一九三六年に於ける日英兩國産業の世界産業界に於ける順位を比較して見ると、生絲産額は日本の一位に對して英國零。棉花消費の日本第二位に對し、英國第五位、漁獲高日本一位に對し英五位、人絹日本一位に對し英三位、硫酸日本二位に對して英三位、陶磁器日本一位に對して英二位、板硝子日本二位に對して英五位といふ有様であつた。殊に英國の主要産業の隨一であり、二百年もの長きに亘り世界の王座を占めて來た英國の紡績業が、わが日本に追ひ越されてゐるが如きは、悲惨といふの外はない。日本の紡績業は僅かに七十餘年前……慶應三年に英人技師によつて移植され、爾來機械から技術から、すべて英國の指導によつて漸く一人前になつたのである。然るに、それが僅か半世紀の間に、英國をその王座から追ひ落したばかりか、逆に、わが日本の發明にかゝる豊田式自動織機が英國に輸入され、それを動かす職工が、日本製のメリヤスのシャツを着て働いてゐる姿

を見るに至つたのである。イギリスが執拗に日本打倒策をとるに至つたのも、かゝる日本の經濟的躍進に脅威を感じたからでもあるが、かゝる日本の經濟的大進歩は、いかにして生れ來つたのであらうか。もし單に生産方法としての資本主義と資本主義の對立なれば、英國のそれは規模に於ても機構に於ても、はた熟練に於ても日本より數等立ちまさつてをり、とても角力になる相手ではない筈である。然るにそのすぐれた資本主義が後進不備の日本のそれに負けた……この事實はいかにして説明さるべきであらうか。これは日本の資本主義内に、何か、人體に於けるホルモンか、ビタミンかに相當する微妙なる働きをする活力素が働いてゐるものと考へる外はない。然らばその活力素は何であらうか。

それは上來述べ來つたところによつて明かなる如く、わが國特有の皇道精神である。

同じく機械化され、同じく科學化されてゐるにかゝはらず、わが國の軍隊を英米のそれとは全く別個な強力な軍隊としてゐる日本精神、それと同じものが、わが經濟人の精神力の上に働いてゐるからである。

もし數の上からのみいへば、戦前の英米の海軍の實數は、日本の三に對して一〇であつた。だから彼らはこの數をもつてすれば、日本海軍を全滅させるに三箇月を要しないと豪語したのだが、結果は全く反對になつた。この謎を解くものは、わが日本精神である。僅か五、六十年の間にイギリスの優勢なる資本主義が、後進日本の資本主義に打負かされた。その謎を解くものも、やはりこの日本精神以外にはない。

然らば皇道主義的資本主義と泰西の利己主義的資本主義とは、どういふ工合に産業界に作用してゐるかといふ

と、これはいろいろの面からいふことが出来るが、何よりも解りよい事實は、皇道主義に於ては互助共榮の精神から、良い品物を安く賣ることをその方針とするに對して、泰西資本主義に於ては、暴利搾取をその主義とし、悪い品物を高價く賣ることに專一とする事實である。

良くて廉い品物……これは市場に歡迎されるにきまつてゐる。だが、良い品物を安く賣るといふ事は、さうたやすく出来ることではない。これには第一に良い品物をつくる技術的研究が要る。第二には安くつくる……生産費低下の研究と努力が拂はねばならない。その上に第三として製造者自身に、薄利に甘んずるといふ奉仕奉公の心構へが要求される。かういふ犠牲的努力は、わが皇道主義にしてはじめて出来ることで、利己、營利一天張りの泰西資本主義の到底堪へ得ることではない。

まづ第一は良い品物をつくるための努力であるが、そのためには新しい發明の取り入れ、製造工程の改善、新原料の利用等製品の改善に對する諸般の努力が必要とされる。これをわが紡績業に見るならば、混棉技術の創案、ハイドラフトの利用、自動織機の採用、スピンドル回轉數の増加等不斷の研究改善が加へられた結果、昭和年代に入つた頃には、早くも英國が世界に誇り來つたマンチェスター・グーズを凌駕する製品を世界市場に送り出すに至つたのである。

また安くつくるといふ方面に對しても不斷の努力が傾注されねばならない。日本に於ては、原棉の買付から、使用原棉の研究……英國紡績は高價なエヂプト棉を中心としてゐるのに對し、日本は廉價な米國棉を中心とし、

しかも混棉技術により廉價にして良品をつくることに成功してゐる……運賃に對する船會社との特別契約、自動織機やハイドラフト使用による生産費低下等あらゆる研究工夫のもとに總生産費が低下され、こゝに良品廉價といふ理想が實現せらるゝに至つたのである。然らばイギリスの紡績業は、かゝる點に對して、果していかんの努力を拂つてゐるであらうか。

彼らの資本主義は、弱小國もしくはその屬領に對する搾取を建前とし、母國の權力を背景に、悪い品物を高價く賣りつけて暴利をむさぼつてゐるから、日本の如く品質の改善に對する努力もなければ、生産費の引下げに對する工夫も拂はれない。十年一日の如くといふ言葉があるが、英國の紡績業の場合は、百年一日の如く、古い機械、古い方法によつて經營されて來た。その結果は、世界市場はいつの間にか良くて安い日本製品に占領されるに至つたのである。やがてこれに氣のついたイギリスは、周章狼狽して、自領の經濟ブロックをつくるやら、日本品に對して禁止的高率關稅を課するやら、通商條約の破棄(印度)をやるやら、あらゆる防護手段を講じたが時すでに遅く、日本の製品は、イギリスの狂亂的排斥騒ぎをよそ目に、世界到るところの市場に駈々乎として延びて行つたのである。

また勞資の關係に於ても、皇道資本主義には、外國のそれに於けるが如き深刻なる對立抗争の觀念はない。従つてその製品改善、能率向上等のための新發明の導入に對しても、勞働者がこれに反對するといふやうなことがないから、日本の工場に於ける諸般の改善は、割合に圓滑に行はれてゐる。然るにイギリスに於ては、苟も勞働

者の利益に反する施設は、それはいかに工場の改善にならうと、國家のためにならうと、容易に行はれない。例へば豊田式自動織機の如きも、英國はその特許を日本から買入れて行つたが、英國の勞働組合は反對して、その能力を十分發揮せしめない。日本では女工一人で三十臺乃至八十臺も受持つてゐるのに對し、英國では依然として六、七臺程度に止められてゐるが、これは勞働者の失業を怖れて、勞働組合がその受持臺數の増加を承諾しないからである。かくして英國の主要産業たる紡績業は衰退し去つたのである。

イギリス流資本主義の利己主義は、決して資本家の利己主義のみを意味するものではない。それは勞働者の利己主義をも包含することを忘れてはならない。前述の如くイギリスの勞働者は、その利己のために新發明や新式機械の採用を拒否し、國家的産業の衰退を來すことをも意としないのである。國家の興廢にかゝはる非常時局に際しても、少しく自己に不利なることがあれば、遠慮なくストライキを起して軍事産業の停頓すらかへりみない。現に米國に於ては、大統領は狂亂の如く軍需品の生産に焦つてゐるにかゝはらず、勞働者側はその四十時間労働法撤廢にはてんで耳を傾けず、ジャズや映畫に一刻千金にも値する非常時々局を空費してゐる。イギリスに於ても同様である。最近炭坑夫の罷業が頻々として傳へられてゐるから、その一般を推すことが出來よう。眼中自己の利益以外何ものもない彼ら勞働者には、眞珠灣の敗報も珊瑚海々戰の敗報も、恐らくスポーツの勝敗程度にしか響いてゐないのであらう。

然るに我が國に於てはどうであらうか。なるほど、わが國に於ても、一時勞資間の對立抗争が激甚を極めた時

期もあつたが、それもほんの流行病的現象に過ぎなかつたことは、今次事變の勃發によつて明證された。この點は英、米とは全く逆である。

日本は皇道經濟國であるといふことは、要するに資本家も労働者も、日本精神で働いてゐるといふことに外ならない。従つて外國の勞資間の關係は利己主義による利害の對立であるのに反し、日本の勞資は皇道精神によつて結ばれてゐる。資本家も労働者も、ひとしく日本臣民として忠君愛國の赤誠にもえ、ひとしく八紘爲宇の民族的大理想顯現のために滅私奉公の覺悟をもつてゐるから、國家の非常時局に際しては、平素の利己的のこだはりなどは忽ち雲散霧消して、一意國家の總目的のために邁進するのである。今やわが國の労働陣營に於ては、地下數千尺の坑道に働く人々も、百數十度の火熱の中に働く人も、朝夕皇居を遙拜し、只管國家のためその職域奉公にいそしんでゐるのである。全國どこをたづねても、一つのストライキ騒ぎもなければ、一つの閉出し工場をも見ることが出来ない。もし日本をイギリス流の資本主義國なりとしたならば、この現象をいかにして説明すべきであらう。

かの五箇條の御誓文の第二條にある「上下心を一にして盛に經綸を行ふべし」とあるは、新生日本の經濟的國是を示したものであることは次章に述べる如くであるが、その「上下心を一にして」は、その草稿の執筆者たる三岡の説明によれば、國民の和、すなはち官も民も、資本家も労働者も和衷協同して、その經濟的活動を勵むべきことを明示したものである。この和なくしては、いかなる經濟活動も、國家の經綸たるを得ない。殊に國家の

非常時に際し、國家の國防經濟たることは到底出来ない。だが、この勞資兩者が和衷協同して國家のために努力するといふやうなことは、利己主義、自由主義國の資本家や、労働者には到底望まらるべきことではない。彼等には、利害の點で妥協する以外に一致する途はないから、到底日本の如き滅私奉公の戰時體制はとり得ないのである。だが、戰爭の他の半面である經濟界……軍需品生産に於て戰時體制がとれないといふことは、結局戰爭の必敗を豫約する以外の何ものでもない。

大東亞戰爭勃發以前、英米は、英米の聯合海軍力をもつてすれば、日本海軍を壊滅するに三箇月を要しないと豪語してゐた。この大言には相當の懸値はあつたに相違ないが、しかし長期經濟戰に對しては、懸値なしにその必勝を期してゐたことは眞實である。だが、英米に於ける勞資の對立抗争、殊に労働者の非國家的利己主義より考へて、長期經濟戰に於て土崩瓦解するものは、彼らの期待する日本ではなくして、英米自身であらねばならぬ。我が國は、労働者の皇道精神にもとづく職域奉公によつて、その經濟力は益々強靱性を加へてゆくばかりである。英米の首腦者が、その經濟戰に對する見透しに於ても、武力戰に對する以上の誤算のあつたことを發見するのは、決して遠いことではあるまい。

イギリス資本主義が、悪くて高價の品物を賣り捌いてゐたのは、その背後に強力な武力をもつてゐたからである。その悪くて高價の品物を屬領や弱小國へ、ユニオンジャックをひるがへした軍艦をもつて送りつけてゐたからであるが、今後そんな光景は、世界のどんな港においても絶對に見られないであらう。磅と弗は退却しその代

り圓によつて統帥せらるゝ良くて安い日本商品が世界數十億の民衆の要求を満足せしむることにならう。世界は磅と弗の呪縛から解放せられて、日本の皇道精神に光被せられるのである。これが大東亞戦争を捷ちぬいた日本より、世界大衆に對する、恐らく何よりも喜ばれるであらう贈物の一つである。

明治維新を契機として、吾が國が資本主義經濟へ轉入したとか、資本主義化したといふことは、わが國の軍隊が洋服洋銃の制式をとつたと同じ意味において云はるべきことであつて、根本的には、皇道主義經濟が確立せられた點に重大意義があるのである。わが國の軍隊は將來ますます機械化され、大軍團化されて行くであらう。しかしそれを動かすものは、千古變らざる日本の軍人精神である。わが經濟界にも將來益々諸種の發明工夫がとり入れられ、大量生産化されてゆくであらう。しかしその指導精神は、やはり軍隊の場合と同じやうに皇道經濟精神であらねばならない。かくして吾々ははじめて東亞共榮圈の指導者たる使命を果すことが出来るのである。

今次事變により、國民の精神が昂揚され、その貴重さが再認識されるにつれ、皇道經濟を論ずる聲が昂まりつつあることは眞に喜ぶべき現象である。殊に明治維新の諸政策に對しても再吟味が加へられ、政府の諸政策にもその精神が取り入れられつゝあることは、一層慶賀すべき傾向といはざるを得ない。一時邪道に陥りつゝあつたわが經濟界も、またこの大事變を契機として本然の姿に還りつゝあるのである。

昭和十七年三月廿七日、中小商工業者の轉廢業に關し、内閣より次の如く思ひやりの深い告示が公布された。同じ問題に關する厚生次官のラジオ放送中には由利公正の名も擧げてゐたから、之も維新の際樹立された皇道經

濟精神の復活と見ることが出来る。

内閣訓示

今般政府は産業の再編成に伴ひ中小商工業の職業轉換促進の措置を講ずることとなりたる處、このことたるや或は父祖傳來の家業を廢し或は生計の基礎を改變せしむる等、眞に國民生活上の重大問題たり。然も政府が敢てこの事を行ふ所以のものは、一に大東亞戦争の遂行上皇國戦争遂行力の急速なる擴充強化を圖らんがためにして、寔に止むを得ざるに出づるところなり。これを以て政府は本件實施のために法制上將又豫算上各般の措置を講ずると共に、行政上の運用において萬遺算なきを期し、特にその轉業より生ずる業者の精神的苦惱については深甚の考慮を拂ひ、もつてその實施の圓滑敏速を期し、轉業者は新なる職域において清新潑刺たる希望の下に、各々矜持を以て奉公の途に挺身する一方、その職に止まるものは、從來の職域において本來の使命に邁進せんことを期すものなり。従つてその實施の面に當る官吏の職責は極めて重大にして、その職務の適否は心事自ら動搖しある業者の心情を左右し、これが施策の實行にも多大の影響あるを以て、これに當るの官吏は克く政府の意を體し、各應一體責任者自ら率先その衝に當り、和衷協力誠實懇切事を進むるを要す、茲に訓示す。

政府にこの温き思ひやりあり、中小商工業者もまた欣然父祖の業を捨て、國家の非常時政策に殉ずることが出来よう。上下の間にこの思ひやりと犠牲心あり、かくしてはじめて絶對の戦勝と雄大なる大東亞共榮圈建設の完遂が期待されるのである。

五、五箇條の御誓文と新經濟政策

王政復古の御詔勅に、新政は「諸事神武の創業に原づき」と仰せられて、その大本を定められたが、それを具體的に、政治、經濟、文化の面に、それぞれ進むべき方向を與へたのは五箇條の御誓文である。御誓文の最初の草稿は三岡八郎の執筆になるものなることはすでに述べたが、それが福岡孝弟や木戸孝允等の修正加筆を経て、元年三月十四日次の如く發布せられた。

五箇條の御誓文

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし
- 一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし
- 一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す
- 一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし
- 一、知識を世界に求め大に皇基を振起すべし

これを三岡起草の原文（既掲）と比ぶれば、三岡案の「貢土期限を以て」云々の一條が削除され、その代りに第四條の「舊來の陋習を破り」云々が加はつた外は、字句と順序の修正に止り、三岡の精神は全部生きてゐる。

五箇條のうち、經濟に關係するのは第二條であつて、これは新生日本の經濟的國是を表明したものである。「上下心を一にして盛に經綸を行ふべし」といふ「經綸」は、三岡の意中では經濟……殖産興業と殆ど同意語として用ひられたのである。三岡は「論經綸」と題する一文の中で「國を治むるもの宜しく經濟を整理すべし。治道の術經濟より先なるはなし」といひ、また「治道は經綸を以て基とす」といつて、經濟と經綸を同意語につかつてゐるが、また「夫治道は經綸を先とす、經綸の術は業を興すにあり」ともいつてゐるから、彼の經濟學に於ては、殖産興業——經綸——經濟は大體に於て同義語と解してよく、従つて御誓文の第二條は「上下心を一にして盛に殖産興業を行ふべし」と解してよいのである。すなはち御誓文の第一條に於ては、萬機公論に決すと、政治上の新體制として議會政治を約束せられ、第二條に於ては産業振興……富國強兵をもつて新日本の經濟的國是とすることを明示されたのである。これは王政復古の際、諸事神武の創業に原づきと仰せ出された御精神にもとづき、新日本の進むべき具體的方向を明示されたのであつて、こゝに於て新日本の經濟動向は、確然として定められたのである。それは實に明治元年三月十四日のことであつた。この日江戸に於ては、西郷隆盛と勝安房守との間に、江戸開城の談判が行はれたのだから、この三月十四日は、維新史にとつて最も重大なる意義を有する一日と云はねばならない。

明治天皇には、この日紫宸殿に出御あり、天神地祇を祭り、新國策として決定せられた五事を奉告して「今日の誓ひに違はんものは、天神地祇の忽に刑罰給はんものぞと、皇神達の前に、誓ひの告詞申し給はくと申す」と

その實行を堅く／＼誓ひ給うたのである。まことに長き極みである。

右御誓ひを終りて後、天皇には、これを百僚群臣に示して

朕、躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ、大に新國是を定め、萬民保全の道を立てんとす、衆亦此趣旨に基づき協心努力せよ。

と詔り給うた。すなはちこの日より吾々國民が「經綸」……殖産興業……富國強兵に努力することが、新國是となつたのである。

このかしこき御詔敕に對し百官はまた「敕意宏遠、誠に以て感銘に堪へず、今日の急務、永世の基礎、此他に
出づべからず、臣等謹て叡旨を奉戴し、死を以て阻勉從事、冀くは以て宸襟を安じ奉らん」と誓ひ奉つたのである。私は常にこの盛儀を想起する毎に、維新の大業の成功……僅か七十年にしてこの偉大なる東亞の盟主日本を見るに至つたのは、決して偶然でないことを痛感せずにはゐられない。

天皇には更に國民一般に對し「朕茲に百官諸侯に廣く相誓ひ、列祖の遺業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂に萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置く事を欲す」と詔りし給うたのであるが、かゝる優渥なる御詔敕を拜し、日本國民としてどうして感奮興起せずにはゐられやう。爾來日本國民は、朝野をあけて、この新國是の遂行に邁進したことはないふまでもない。

竹越與三郎氏は「明日はどうなる」の中で「實に維新以來政治家の考慮は、一として國家が目標でないことは

なかつた。官吏の建白には必らず國家富強の基の文字を用ひた。學生が學問することもお國のためであつた。農民が山林を開墾することもお國のためであつた。商人が新事業を起すことも、またお國のためであつた。假令其言ふ所と行ふことが一致するにせよ、一致せざるにせよ、凡てのことはお國のために行ふものと解せられた。そして國民はあらゆる艱苦を忍んで、力を國家の富強に寄與したのであつた」といつてゐる。

明治より大正にかけて、わが實業界をあらゆる意味に於て代表してゐる澁澤榮一もまた次の如く語つてゐる。

明治維新は我が國にとつて長夜の眠を醒したと等しい大變革であつた。舊制度、舊習慣が破壊されたと共に、新文明が非常なる勢をもつて輸入されたが、それにつれて各種の事業も計畫せられ、創業せられた。而して當時これらの事業に關係してゐた者の中について、よく成功したのを見ると、多くは國家的觀念を以て従事した事業である。故に明治初年における事業界の状態は、殆ど國家の利益の爲に奔走したものであつた。斯くて交通運輸、遞信、金融等より各種の商工業に至るまで、新文明の恩澤に浴することが出来、日本はこゝに二千餘年來の舊衣を脱することになつた。

「國家のため」といふ意識は、日本人としては遺傳的的民族意識である。だから、假令自然に放任して置いても結局はさういふ意識で働いたであらう。しかしその意識は維新の際五箇條の御誓文により、その方向を與へられたことによつて一層昂揚され、新國是としての富國強兵が新國民理念として國民を指導したことは争はれない。大久保利通が明治七、八年以來殖産興業に熱中したのも、黒田清隆が北海道の殖産を奨励したのも、明治十年前後の官業時代の出現も、個々の場合について云へば、それぞれの事情があるが、概論すればすべてこれ、國民が

新國是としての大方針に添うて精勵したものに外ならない。

「ニイチエは、偉大とは方向を與へることだ」といつたが、吾々はその言の偉大なることを、この五箇條の御誓文に於て見るのである。この御誓文によつて新日本はその方向が示され、目標を與へられた。その與へられた方向に従ひ、營々七十年の努力は、今日の大東亞の指導者たる大日本をつくり上げたのである。

なほこゝに特に注意されねばならないことは、殖産興業といつてもそれはあくまで國家本位の殖産興業であつたことである。單なる個人の致富を目的とした殖産興業ではなく、日本の國策としての殖産興業……別言すれば富國強兵、更に進んでは八紘爲宇の大理想達成のための殖産興業である。従つて、國民のそれに對する努力も、常に目標をそこに置かれ、外國のそれの如くその生活の充足や享樂心の満足ではなかつた。

殖産興業策はこの國でもとられてゐる。しかしその目標は個人第一、國家第二である。いはゆる個人主義である。彼らにとつては、これが天理なのである。彼らの經濟學の聖典であるアダム・スミスの經濟學は、その書名からして「諸國民の富」に對する研究となつてゐる。その説くところは、個人の自由なる富の追及は、自然に國の富をなすといふ個人至上主義である。しかしこれでは、國家の富は蓄積されても、國家の力とはならない。或は富民富國は出来るであらうが、強國とはならない。かやうな個人主義、自由主義の經濟は、日本の國體と相容れざるはいふまでもない。日本の經濟學は國家主義、皇道主義であらねばならない。これは理窟ではなくして歴史的必然である。日本の國體よりして左様でなくてはならないのである。また事實は自然にさうなつてゐる。

何事も 皇室のため、國家のための殖産興業として、國民が營々七十年の努力を續け來つたことによつて、我が國今日の富力と強力とが齎らされたのである。

日露戦争後、日本も大分イギリス流の資本主義かぶれがして來た頃、澁澤榮一は實業家に對して、次の如く警告してゐる。

惟ふに、事業はこれを行ふ人の覺悟如何にあることである。これが國家の爲になり社會の利益になるやうにするのは、事業そのものよりも、寧ろこれを運営する人物の如何にある。事業家各自の心事によることである。故に事業家たるものは宜しく自重し、覺醒して、國家的觀念の外一步も出でざることを力められたい。これ眞に事業家にとつて唯一の武器であると、余は信じて疑はぬのである。

私は、わが明治の財界が、かやうに明哲なる國家意識をもつた大先覺者によつて、指導せられたことを祝福する。かくしてわが經濟界は、その與へられた道を踏み迷ふことなく、一意その民族的大理想にむかつて邁進し來つたのである。

いかなる事も、國家意識なくしては、國家の役には立たない。英、米の飛行家も單なるパイロットとしては、日本の飛行家より優秀なる腕前をもつてゐるものも尠くないといふ。しかし彼らの技術は、飛行競技には役立つが戦争にはさして強くないことは、すでに實戦に於て立證されてゐる。それは彼らには日本軍人の如き國のためといふ烈々たる闘志がないからである。經濟界に於ても同様なことがいへる。英米蘭佛はもとより、支那におい

ても、印度においても、個人的富力においては、日本人を凌ぐものは多々あらう。印度の王族の中には十數億圓にあたる金貨を蓄積してゐるものもあるといふが、しかしその金力は少しも印度を救ふ役に立つてゐない。個人の力も富もすべて國家意識に統合されて、はじめて國家すなはち國民の福祉に貢献するのである。吾が國民は七十年前、新國是遂行、産業報國の堅き決心を、「死を以てびん勉從事」して、宸襟を安んじ奉ることを、堅く堅く天皇に誓ひ奉つてゐる。この金鐵の誓ひが、今次事變によつてますます昂揚され、いまや百鍊の鐵の銳利さをもつて英米の經濟陣に襲ひかゝりつゝある。形の龐大を誇り、數の夥多を誇る英米の利己主義經濟陣が、果してどれだけの期間、わが皇道經濟の銳鋒にたへ得るかは今後の興味ある問題であるが、しかしその成否はすでに決定してゐる。たゞ時間の點のみが残されてゐるのである。

明治天皇には、五箇條御誓又の公布に際し「親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂に萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し」云々と仰せられたが、今や、日本は眞に萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布しつゝある。天皇の更に望ませ給うた如く「天下を富岳の安きに置く事」も、決して遠き將來ではない。私は七十年前の君臣の盟約を追想し、新日本誕生に於ける明治維新の重大意義を今更のごとく感得せざるを得ない。

四、明治維新の財政經濟と三岡八郎

一、本格的な經濟家としての三岡八郎

私は徳川時代に經濟學の神髓を把握した本格的の經濟學者或は實際的經濟家があつたかどうかを疑つてゐる。少くとも私の知つてゐる範圍内では、眞に經濟の根本原理……富は労働の所産であり、貨幣經濟社會に於ける商品の生産には資本＋労働＝商品の方式がとられ、流通面においては貨幣―商品―貨幣―商品の循環規律がとられる等のことを、確實に把握した論策を見ない。

また幕府要人として財政の衝にあつた人々のやつたことも、この封建、儒教の兩思想に影響せられて、あくまで自給自足を建前とした消極經濟策に終始し、眞に經濟の原則に則つた政策は見ることが出来なかつた。文久年間には外國の經濟書も入つてゐたが、その影響と思はれるものは、神田孝平の「農商辨」以外に見ることが出来ない。もつとも慶應二年には同人の「經濟小學」が刊行され、同三年には福澤諭吉の「西洋事情」が出版され

てゐるが、それは時日の關係から、幕府の政策には何等の影響なくして、幕府政治の幕は閉ぢられたのである。然るに三岡はかゝる時勢の中にあつて、富の源泉は労働にありといふ經濟の核心的なものを把握し、その上に資本+労働=商品と本格的の經濟理論を、しかも獨創的に組み上げてゐる。彼の經濟學は殆ど外國の經濟學の影響を受けてゐないが、日本にもまた彼に影響を與へたやうな先覺者は殆ど見當らない。世上横井小楠の影響を云ふ人があるが、私はこの點にも疑ひをもつてゐる。要するに彼は、昔の鑛山師が鶴嘴一挺を腰にして山々を跋渉し、コツ／＼とその鑛脈を探し出したやうに、たゞひとり瞑想思索して……スミスやマルクスと同じやうに經濟學のもつとも核心的なものを探りあて、それを基本として日本に於て恐らく最初のものであらうところの本格的の經濟論を編出したのである。

イギリスに於ても、アダム・スミス以前に經濟的論策は少しもなかつたわけではなかつた。ある文獻學者の報告によれば一五五七年より一七六四年に至る期間に、英國に於て公表されてゐる經濟上の論策は約二千三百種の多數に上つてゐる。それにかゝはらずスミスの特に經濟學の父と呼ばれる所以のものは、彼がよく經濟の根本原理……人々の生活上必要なもの、便宜なるものを供給する根源が、國民の労働にある（「諸國民の富」の緒言）ことを根底として、その上に一系の學説を組み立て、行つたからである。然るに三岡もまたスミスと同じものを握つてゐるのである。三岡は學者ではなかつたから、その説くところは簡單にして且つ素朴であるが、その握つてゐるところのものは、スミスが不朽の名著「諸國民の富」の卷頭に於て喝破してゐるところのものと何等變りは

ない。この點はマルクスに於ても同様である。蓋しこの事實は、資本主義だとか、社會主義だとかいふ觀念的論議を超越した、人間生活を貫くところの千古不變の實在であり、かつ經濟學の基礎的規律だからである。

徳川時代においても、經濟的論策は決して尠くなかつたが、しかしそのいづれもが、スミス以前におけるイギリスの經濟論の如く、この基礎的原則を明確に把握し、且つその上に一系の理論を組み立つることをしなかつたために、それは常識論の範圍を出ることが出来ず、學問的體系をなすに至らなかつたのである。

近頃佐藤信淵の經濟學が問題にされてゐるが、信淵の經濟論と三岡の經濟論とを比較すれば、三岡のそれはいかに本格的のものであるか、容易に了解される。信淵の「復古法概言」は、その「經濟問答」を水野越前のため更に具體的に説明したもので、彼の家學である「復古法」の神髓を傳へたるものであり、徳川時代の經濟論としては、もつとも實際的なものゝ一つである。然るにいまその「復古法概言」を讀んで見ると、經濟の骨髄である労働と資本のつながりが、まるで閑却されてゐることに驚かすにはゐられない。

「復古法」といふのは「管商實」といふので、商賣の官營論である。全國の産物を一度幕府に買上げ、更にこれを入札によつて賣下げるといふのが、大體の骨子である。従つてこの仕事には、その諸國の物産を買上げるために要する巨額の資金をいかにして調達するかが、重心的先決問題である。この方法がつかなくては「復古法」はいかに名策であつても、實地に施行することは出来ない。

然らば信淵はこれに對して、いかなの策を持つてゐたかといふに、たゞ商賣に對して「代金を遣はさずして、

一旦之を奉行所に集めて上の御品物と定める」ことを「欣然として安心せしめる」だけの手腕を有する有爲の奉行を得るといふに過ぎない。しかも左様の人物はいかにして得らるゝかについては「何れの世にか人無からん、人材の無しといふは之を求めざるなり」といつてゐるだけである。

更に、假りにその任に堪へる人材……名奉行を得たとして、その奉行のとるべき策いかにいふに「天下の産物を悉く奉行所に集めて、代金を遣はされず、之を公儀の御品物と定めなすの一條に至りては、その奉行たる人の方針中に在るべきの儀にて、筆紙の及ぶべきに非ず」といふのである。事ここに至つては、何人もその餘りにも獨善的かつ超實行的名案なるに呆然たるを得ないであらう。

但し、彼もこれだけではあまり呆氣ないと考へたものか、自分の私案を次の如く述べてゐる。曰く、

僕等の如き愚痴不肖の者なりとも、至誠報國の念を以て數萬の商人どもを教化せば、商人等もまたみな報國の念を發起すべきを以て、成就せんこと疑ひ無し、いはんや知惠ある御役人に於てをや、必ずや無雜作に大功成るべし。

談何ぞ容易なる。かれは「必ずや無雜作に大功成るべし」といつてゐるが、彼の計算によれば、一旦奉行所に全國の商品を集め、それを入札をもつて拂ひ下げ、その金が奉行所に入つて来るまでの日數を六十日と見てゐる。然れば商品が商人の手を離れてから、その代金が奉行所より下げ渡されるまでの期限はざつと百日と見なくてはならない。商人はその間の資金のつなぎをどうするか。この一番肝腎の問題には何等の解答が與へられてゐない。封建制度のもとで、全國的商品の官營などは、これも机上の空論でしかないが、よゝそれが實行可能とし

ても、恐らく全國的に計算したら數千萬兩に上るであらう生産、取引資金を、二箇月乃至三箇月もの長期にわたつて梗塞して置くやうなことは、いかなる愛國家が、いかに聲をからして説諭しようとも、それは決して行はるべきことではない。信淵の期待とはまるで反對に、無雜作に大失敗するであらうことは疑ひを容れない。

これを三岡が福井に於けるやり方と比べると、兩者の經濟的頭腦の相違がよく分る。三岡は、まづ農町民にその生産資金を貸與した。そしてその貸與資金として藩札の發行を考へたのである。また商品の販賣については、自ら長崎に出張して内外商人と交渉して販路を開いて置いた。だから農町民は生産資金に窮することなく商品をつくることができ、出來たものはすぐ買ひ上げられて代金を交附されたから、直に次の生産にとりかゝることができた。また物産會所の方は、農町民から買上げた商品を直に長崎（或は他の地方）に送り、かねて開いてあるルートを辿り直に金に代へることが出來たから、これまた生産資金の貸與に窮することがなかつた。すなはち三岡の場合は、生産の面においては資本＋労働＝商品が定石通りに行はれ、また流通面に於いても貨幣―商品―貨幣―商品の循環規律を破らざるやう、商品の現金化に對する準備が整うてゐた。これが彼の殖産貿易の成功した所以である。三岡の殖産貿易も、觀念的には大體に於て管商賣であつて、その構想も似てゐるが、信淵の場合は三岡案から資本に對する考慮が抜かれてゐることによつて、大きな隔りを生じてゐる。

貨幣經濟社會に於ては、商品の生産には貨幣―商品―貨幣―商品の循環規律がとられるから、假令一時的にもせよ、その循環中から貨幣を抜いては、忽ちその流通面に停頓を來たし、混亂を生ずるをまぬかれない。維新の

際三岡が紙幣を發行して民間に貸下げたのは、御基金(國債)徴收による貨幣の缺乏により、この流通面に餘額を惹起することを慮り、金に代るべきものを與へたのである。然るに信淵の場合は、商品を取り上げ、代りに教訓を與へようといふのである。貨幣—商品—貨幣を、商品—論告—商品で行かうといふのである。よしそれは一時的であるにしても、生産の停頓を生じ、事業の破綻はまぬがれ得ないことは云ふまでもない。この點に於て信淵の考へ方は全く素人的であり、かつ机上の空論である。それに反し三岡の考へ方は、専門家的であり且つ實際的である。經濟論として全く本格的なものである。

三岡は維新の際の産業獎勵においても、まづそれに産業資金を與へ、これを勞働によつて金に轉化するといふ經濟の定則通りの行方をとつてゐる。また御基金(内國債)の募集にあつても、その徵募後の金融上の梗塞を考慮し、これに紙幣貸出しによる緩和策を講じてゐるが、この金融操作はいま現に政府の公債發行に於て取られてゐるところの方法である。公債に應募した銀行がその公債を擔保として日本銀行より融通を受けるのは、維新當時御基金に應募した三井や小野組などが、その領收證書によつて紙幣の貸出しを受けたと同様である。三岡のやつたことは、本格的金融操作であつて、これを徳川時代の御用金を取上げ放しにして、たちまち金融資源を涸渇せしめたやり方や、紙幣を大蔵省の窓口から手から口式に遣ひ出して怖るべきインフレの尾を殘した南北戦争等の例に比べたら、三岡のやり方がいかに本格的であり且つ進歩してゐたか々容易に知られよう。とにかく彼は資本+勞働=商品の定理や、貨幣—商品—貨幣—商品の循環規律をはつきり辨へてゐた、恐らく日本最初の

經濟家であらう。

三岡と時代を同じくして、啓蒙經濟學者として明治初期の外國經濟學の移植に貢献したところの神田孝平は、文久元年に「農商辨」なる小論策を著述して商業立國論を唱述してゐる。商業といつても、事實は外國貿易論であるが、その説くところは商業の利を説くに止まつて肝腎の貿易の主體たるべき商品生産については何等觸れてゐない。貿易振興論はまづ産業振興論から始められねばならない。そして産業論も、それに實行性を與へようとするれば、當然資本の調達方法まで言及されねばならない筈であるが、神田の議論は單に商業立國の利を説くに止つてゐる。「農商辨」はこの時代の新經濟思想の最前線にあるものと見るべきであつたから、佐藤信淵の「復古法」と、この「農商辨」二篇によつて、大體徳川末期の新舊兩經濟思想の水準を知ることが出来るが、三岡の經濟はこの水準を抜くこと數等、しかも本格的であり且つ實踐的である。

一體に經濟知識の發達せざる時代の實業家或は政治家の成功は、本格的な經濟學の軌道によつたものは尠く、多くは一種の勘と、仕事度胸によつたものである。然るに三岡の財政は不思議にも、本格的な經濟の條理に遵據してゐた。外國の例によれば、戦時紙幣發行の場合は、生のまゝ戰費として遣ひ出されるのが普通である。それを貸下げによつて正金と繰替へた操作などは、今日なほ範とするに足るものである。三千萬兩といふ大規模な計畫をたつる一方、その運用に於てかやうな巧緻にして細心の工夫が凝らされてゐるところに、維新經濟の優越性が認められねばならない。だが、結果は逆になつて、そのために……その優秀さが常識的解點を超越してゐる

ために、却つてその真相が正解されずにあることは遺憾至極である。

三六〇

二、經世的財政家としての三岡八郎

國家の財政經濟を擔當する財政家に、大體において二つの型がある。一は經世家型の財政家で、他は理財家型の財政家である。平常時にあつて歳入歳出の辻褄を合せてゆくだけならば、理財家型の財政家でも間に合ふが、非常時或は革新時代の財政家はそれでは用を成さない。經世家型財政家によつて、國家百年の大策が遂行されねばならない。

この點に於て、明治維新は非常に恵まれてゐた。何故なれば、その財政の任にあつた三岡八郎は、實に天與の經世家型財政家であつて、あの大變革を處理し、新生日本のために百年の大計を定めるのに最もふさはしい經世的才能の持主だつたからである。山路愛山の「現代金權史」には「故副島伯などは、由利の人物に感服し、彼は經世家といふべきものなりと云はれたる様子なれば」云々とあるから、當時廟堂においても、三岡の經世的才能は認められてゐたやうである。

經世家型財政家と理財家型財政家と、いかなる點に於て區別されるかといへば、概して前者は國家百年の大計を目標として諸般の計畫をたてるに反し、後者は目前のソロバン勘定に終始する點にあらう。前者のやることに

は眼先き的にはソロバンに合はぬこともあり、また一般常識をもつては判断しかねることもあるが、十年廿年或は五十年百年後に、國家有用の事業となることが尠しとしない。これに反し、後者の仕事は、眼先き的にはソロバンに合ひ且つ常識的であるが、國家百年の生命よりいへば、たゞ尋常茶飯事を繰返してゐるに過ぎないことが多い。

革新非常の時代には、その財政の任にあたるものは經世家型の財政家たることが要望される。だが、かゝる政治家の出現は、東西の歴史上極めて稀有の例でしかない。しかしてその稀有の例がたま／＼わが明治維新に出現したことは、日本のため眞に幸運であつた。

破壊も決して容易な仕事ではないが、建設はいかなる場合でも一層難事業である。破壊に成功しても建設に失敗すれば、事業全體の失敗となる場合が多い、建武中興の如きも、破壊にはどうやら成功したが、建設において失敗したため、中興の大業そのものゝ失敗となつた。維新の成功は、破壊……徳川打倒にあらずして新日本の建設にある。少くとも明治戊辰の年において、事變處理と同時に新秩序建設に着手され、その基礎づけが行はれたことにある。

徳川の勢力は、すでに風化されてゐたから、必ずしも薩長の手頼らずとも倒すことが出来たであらう。徳川の滅亡にはその自壊作用の方がむしろ多く働いてゐるであらう。戊辰の際の革新派の不思議な成功の中には、この相手方の自壊作用が多分に働いてゐるのである。だから明治維新の成功といつても、それは徳川の倒滅にある

のではなく、よく新日本の建設に成功した點にある。だが、新秩序の建設といつても、それは決して一朝一夕に出来ることではない。事實七十年後の今日にいたり、漸くその結實を見てゐるのだが、明治維新の際、確然とその新動向が定められ、直にそれに着手された……基石が置かれたといふことが今日の成果の根柢をなしてゐるといふ意味に於て、維新の成功が賞へられねばならない。と同時に、それを實行した經世的活眼も賞へられねばならないのである。

維新の際、三岡が三千萬兩の紙幣を發行して、事變處理と並行的に産業振興……新秩序建設工作にとりかゝらんとするや、まだ徳川討伐の見据をもつかず、國歩艱難の際、左様な巨額の紙幣……しかも不換紙幣を發行して好んで嶮難を踏む必要はないではないかといふ反對論が烈しかった。しかし、三岡はその主張を守り通し、遂にその政策を實行するに至つたのであるが、彼はその點について、次の如く語つてゐる。これが經世家の識見である。

私のかねて考へて居る所では、民間の事業といふものは、兵よりも先にしなければならぬといふ考である。晝夜にかけて彼と勝敗を決するは興業の上の仕事である。兵(強兵)は萬一に備へ、國威を保つ上に於ては大に必要なるものであるが、その兵を養ふものは民力(富國)である。それで私の考へるには、兵より先に興業を起さねばならぬものといふのは、私の維新の前よりの考の根源である。

これは富國強兵といつても、強兵の前にまづ富國であらねばならないことをいつてゐるのだが、當面的にもま

た殖産の必要があつた。

一方に戦争が起り、一方に政治の改正があるといふ騒ぎに、物産の融通が滞ることゝなつては國の害を生ずるから、之を以て物産は益々蕃殖するやうに取計らへといふことである。軍用金は調達(御基金)で御入費を賄つて、御貸付(紙幣)といふもので、上納させ(正金)で、民間にある金は引上げるから、其の代りに札(紙幣)をやつて置くといふ術で早くいへば調達した金(御基金)は札で御下げ(償還)になつたといふ有様である。

また三岡が廟堂に提出した意見書の中で「官軍の費用相整ひ、且つ經綸條理並び行はれ候義は、實に王者の大業にて、古來より賞與致し候大事件に候」といつてゐるから、彼が維新の戦火の中にあつて新秩序の建設に着手した條理はよくわかる。尠くとも今日大東亞戦争と大東亞共榮圈の建設とを並行的に行つてゐるわが國策をまのあたり見てゐる現代の日本人には、この三岡の氣持は十分了解されるであらう。だが當時の人々には到底受入らるべくもない大風呂敷に過ぎなかつたのである。

現に大東亞戦に於ても、日本は戦争と同時に大東亞建設に邁進しつゝあるが、獨逸あたりに於ても、この點は範を日本にとつてゐると聞く。だがその根源は、わが明治維新の際に、すでに實踐をもつて示されてゐるのである。この一事だけでも、われ／＼は三岡の經世的經濟家としての本領を了解するに難くないが、更に敬服に値するのは、彼の構想の雄大なりしことである。彼がそのための資金として發行を計畫した紙幣は三千萬兩である。三千万兩は歴々いふ如く、當時にあつてはまさに天文學的數字である。新政最初の財政會議に於て廣澤兵助が提

案した御用金の額が、僅かに二十萬兩だつたことを思ふ時、三岡が三千萬兩をもつて新秩序建設に、しかも國內處理と同時に着手しようといふ構想が、いかに大規模のものであつたかは、想像にあまりある。三岡の經濟政策は、その構想の雄渾なる點に於て、まことに維新の革新政策にふさはしいものであつた。廣澤の二十萬兩の御用金説によつても知らるゝ如く、當時廟堂諸公の腦中にあつたものはたゞ當面の國內處理だけであつて、徳川を討伐して、その四百萬石をとり上げてしまへば、後はそれでやつて行けるではないかといふ位の考へしかなかつたのである。その結果、徳川に與へる封祿についてもやかましいことを云つてゐたのであるが、これに對して勝安房は、その識見の狭小なるにあきれたものか、西郷に對する建言書中に、政府はいま徳川の四百萬石全部を收め、役人の俸給にあつる位に過ぎまい。苟もこれから世界列強に伍して、陸海軍を擴張して行かうといふのに、そんな眼光の小さなことでは仕様があらまいといふ意味のことを述べてゐる。さすが勝である。これが經世家の見方である。三岡が群議を排し、國內處理よりもむしろ新秩序建設に重點を置いた點に、經世的價値が認められねばならない。

私は過日（昭和十七年三月十日）佐藤賢了少將のラジオ講演を聴いて、強い感銘に打たれた。少將の語るところによれば、軍部當局に於ては、日支事變勃發當初より、今日あるを豫期し、戰爭と建設とを同時並行的に行つて來た。その結果日本の實力は、日支開戰當時に比し、何倍といふ増加を示すに至つた。然るに英米兩國はこの點に對し全く認識を誤つてゐた。彼等は日本は五箇年に亘る戰爭のため、國力を消耗し盡したものと見て、我に戰

ひを挑んで來たのであるが、豈はからんや、吾が國は消耗以上の建設をしてゐたために、彼等の計畫は根本的に覆へされてしまつた……もとより言葉は違ふが、大體の意味はかういふことであつた。戦ひながらの建設、これを長期戰爭に備へる唯一の方法であるが、これはまた眼先勘定からは生れて來る政策ではない。眞に十年、廿年、三十年先きを見透したいはゆる經世的雄略である。

國民は皇軍の赫々たる戰果のかけには、よく事變の性格を見抜き、昭和十七年をもつて大東亞戰爭に入る確信のもとに（少將は、この點について、自分達に二十三日の誤算であつたと云はれた）着々その準備をすゝめつゝあつた軍部當局の達識と、聰明のあつたことを忘れてはならない。がそれと同時に、その戦ひながら建設の非常時國策の模範は、七十年前の維新の財政經濟策に見出すことが出来ることも忘れてはならない。

なほ、こゝに一言して置きたいことは、三岡は、國內處理は當然國民の協力すべきものであるといふ考へからそれは國債（御基金）をもつて支辨し、新秩序建設……産業振興は將來に亘る長策たる意味に於て紙幣の貸下げによる……國家資本の参加を當然とするといふはつきりした理論的根據のもとに、國內處理と新秩序建設の資金關係を、最初から區別してゐたことである。（紙幣發行の趣旨目的を論じた中の引用談話参照）私はどうしてかういふ立派に理論づけられた政策が、丁髷をのつて兩刀をたばさんだ武士の頭腦から湧いて來たかを疑ふ位である。今日大東亞共榮圈建設のために、國家資本がどしどし参加してゐるが、このことは七十年前すでに範を示されてゐる非常時國策なのである。三岡が國內處理費と新秩序建設費の財源を理論的に區別した點は、今日の經濟

政策に對しても、極めて示唆に富むものである。

世上明治維新の殖産奨励策を失敗と見てゐる人が多い。なるほど目先的に見れば、その貸下げた紙幣も實を結んでゐない。しかしかやうな長期建設を一年や二年の結果で批判するのは誤つてゐる。明治戊辰の年は、すべてが基礎づけの年である。問題は、その土臺が立派に据ゑられてあるか否かである。その觀點からすれば、三岡によつて築かれた基礎工事は、實に古今に絶した立派なものであり、且つ堅固であつた。神、君、臣三者の堅き誓ひになる五箇條の御誓文により新國是の萬古不動の基礎が築かれ、その上に三千萬兩といふ紙幣發行により雄渾なる産業立國の建設工事が着手されたのである。この基礎がいかに大規模にして且つ堅牢のものであつたかは現在大東亞共榮圈といふ壯大なる上層建築をのせて、微動もしないことによつても知られよう。

かく考へ來れば、維新の際に於ける産業計畫の着手は、實に國家の長計を樹立したものであつて、かやうな大計を、あの變革動亂の際に確立した財政家の經世的識見には、全く脱帽せざるを得ない。かくの如き大策長計は經世家型財政家にしてはじめて爲し得ることであつて、ただ歳計の收支のみに追々たる如き理財家型ソロバン財政家の到底よくし得るところでない。私は維新の際、三岡の如き經世家型財政家を得て、國家百年の大計の堅固なる基礎づけの出來たことを、日本のため何より祝福せざるを得ない。

三、革新的財政家としての三岡八郎

私は屢々明治維新の際、財政においては、三岡に代るべき人物は求め得られなかつたといつたが、それはあの際、理財の才のある人物は絶無だつたといふ意味ではない。三岡の如き革新的、經世家的、且つ本格的に經濟を理解した財政家は、殆ど絶無であつたといふ意味である。三岡の財政家としての偉大さも、この點において認識せられねばならない。

明治維新は一大革新運動である。だがその革新性が當時の人々にどの程度に了解されてゐたであらうか。政治が徳川より朝廷に還つたことであり、天下の公論公議といふこともやかましく云はれてゐたから……慶喜の大臣奉還の建白も、その事を理由としてゐたから、天皇御親政の下に公議政體で行く位ことは考へてゐたであらうが、經濟財政までが、全く新しい理念で發足せねばならないといふ革新的意見を持つてゐた人は、全國的に見ても、當時果してどれだけあつたらうか、頗る疑はしい。然るに三岡は、その點について、不思議と思はるゝ程はつきりした革新的な考へをもつてゐた。

彼はその點についで、

私は王政復古となるに付ては、従前の武門政略を廢して天下の經綸を改めねばならぬといふ持論でありました。爲めに他

の有志者の考案と相違ひまして議論の容れられざるには随分こまりました。

と語つてゐる。これによつて三岡は最初より、新日本の經濟は、徳川的觀念を揚棄して、日本民族の使命を達成するにふさはしい積極進取の政策でなくてはならないといふ考へのもとに、その新政策を構想したことが知られる。この維新の經濟政策が、當局者の確然たる革新的自覺のもとに構想されたといふ事實は、維新の變革に千鈞の重みを與へるものである。

幕末にいたると、幕府の財政政策にも多少の革新が行はれぬでもなかつたが、そこには何等の革新理論も計畫性もなく、單にかうもしたら、あゝもしたらといふ常識的思案の域を出でなかつた。従つてそこには新時代に對する順應性もなく、國民に對する指導性も無かつたのである。

然るに三岡は、如上の如き確固たる信念のもとにその革新意見を斷行したのである。そしてその革新政策を斷行するに當つても、これを國民に明示し……すなはちその方向を與へて（五箇條の御誓文）これを指導することを忘れなかつた。彼は決して從來誤解されてゐる如きインフレーションでもなければ、出たところ勝負のオポチュニストでもなかつた。彼は次の如く手記してゐる。

大凡天下の事、基礎定りて而して萬事舉る。大本立たざれば人心の歸着する處を知らず、忠君愛國は人事百行の基礎、經綸條理は國家安寧の基礎なり、百行秩序あり、安寧必ず根據ありて萬事因て以て興る。其然る所以のもとを番に講ぜざるべからず、教を設け法度を定め、有無を通じて民力を足らし、倫理を明かにして富源を開く、王者の榮豈他あらんや（寄

或人）

三岡が新政の大綱を天下に明示することを廟堂に求め、遂に五箇條の御誓文の發布を見るに至つたのも、彼の「基礎定りて而して萬事舉がる」の思想から來たもので、彼は斯くすることがすなはち「王者の業」たる堅き信念のもとに實行したものである。明治維新の新政策……少くとも經濟政策は、この牢固たる信念の上に築かれたものであることが銘記されねばならない。

三岡の維新經濟は、全體として革新的のものであつた。その根底に於て徳川の經濟理念より、日本的なものへの轉換であつたことは前に述べたが、そのことが諸政策の上にかなる形をとつて現はれたかといふと、それは徳川の消極退嬰主義より、日本民族固有の積極進取主義への轉換であつた。節約經濟より開物利用の經濟へ、自給自足の經濟より殖産交易經濟への諸轉換であつた。これらの點については、前に詳述してあるからこゝには省略するが、彼はその積極方針について次の如き信念を自記してゐる。

治道は經綸を以て基とす、故に曰く、夫れ民は國の本也と、經綸積極に向ふ時は事物數を増し、開化して進む。天道に従へばなり、法に昵みて政を執るものは、勢窮して消極に陥り、百事破廢して壽域絶えず、天道得て許すべけんや、況んや教誨精神（五箇條の御誓文をいふ）に返るに於てをや（迂拙草）

すなはち彼は、積極的政策を遂行するは、まさに王道を行ふものなりとの信念のもとに維新の諸政策を施行したのである。而して、それが、五箇條の御誓文の御精神であることが、特に注意されねばならない。明治維新以

來、わが産業が諸種の悪條件を克服して、遂に今日の成果を收め得た百屈不撓、積極進取の精神は、實に國策綱領たる五事の御誓文の精神であつたのである。

従つて彼は節儉經濟の反對者である。彼はその點に對し次の如き見解を下してゐる。

此經綸が無くして徒らに儉約々々と叫ぶは、實に愚なことぢや。金が無く困るから魚肉を食はずに金を拵へるといふのは愚だ。相當に物を食ひ相當なものを着て金を澤山拵へるがよい。……仕事をせず、金がないから儉約をするといふのは實に無智も亦甚だしいことぢや。一體儉約をして出せる金といふものは實に僅かなものぢや、金銀でも美術品でも、儉約をするといふ以上は値の無い物となる。そして現に有るだけの物を絞り出して仕舞へば餘裕がなくなるから、後は働けぬやうになる。人心が萎縮してしまふ、事業が潰れてしまふ。儉約をして金を拵へるのは、恰も自身の肉を割いて飢を凌ぐやうなものぢや、私は水野の儉約令に逢ふた。俚語に「銀の轉鑄潰して〜」と歌はれたので、私の國などでは障子の簾骨まで削つて仕舞うた。かくして人心は全く萎微してしまつたのぢや、後になつて當時の事を追憶すれば、天下の人心が徳川幕府を離れたのは、無策なる水野の儉約令も一因であらうと思ふのぢや。

一體人間といふものは働くことを好むものぢや、働いて働き甲斐さへあれば、何程でも働くものぢや、故に上に立つ者がその法さへ立てれば奢侈遊惰に陥るやうなことはない。然るに働いても働き甲斐がなければ、遊惰に陥り奢侈に流れるは誠に自然のことぢや。働くべき法を立てず、働いても働き甲斐のないやうにして置いて、サテ勤儉々々と云うても、それは一向無經綸といふものぢや……誠に

上下心を一にして盛に經綸を行ふ

に於ては、國富まさらんと欲するも得べからざることぢや。

これによつて彼の積極主義に對する信念のほどを推知するに足るであらう。また五箇條御誓文の第二條にはその烈々たる積極進取の精神の盛られてゐることも知ることが出来る。

この積極主義、反節約主義の經濟は、必然的に殖産交易經濟への轉換であらねばならない。かくして彼の富國強兵の基礎として産業貿易論が生れて來、その實行方法として三千萬兩の紙幣發行といふ構想が立てられたのであるが、それが當時にあつて、いかに革新的なものであつたか、従つていかに實行困難のものであつたかを、一應了解して置くことも、維新經濟の革新性を了解する上に便宜であらう。

それについてはまづ徳川時代……ひいては維新當時における國民の經濟思想が、いかに封建鎖國的に固陋化されてゐたかを知らねばならない。徳川時代の經濟思想のもつとも特異なる點の一つは、今日より考へて國民は定めしその封建鎖國經濟に不満を感じてゐたであらうと思はれるに反し、全國民を擧げて、それに満足し、且つ皇國は、自給自足の出来る豊かな國であるといふ點に大なる誇りさへもつてゐたことである。従つて外國貿易に對しては吾々とは反對の感情をもつてゐた。

徳川幕府の鎖國政策は、反貿易思想から生れたものではなかつたが、一度鎖國が斷行され、そして數百年の長きに亘つて繼續された結果、徳川の中期以後は、國民の思想までが、すっかり反貿易的になつてゐたのである。新井白石は「我が有用の財を用ひて、彼の無用の物と易んこと、我國萬世の長策にあらず」(折りたく柴の記)といつてゐるが、これは徳川時代の貿易思想を代表するものと見ることが出来る。安政の開港後に於ても、この考

へ方に變りはなかつた。そればかりか、經濟上の惡現象は……自分達自ら醸成したことまでも、外國貿易に押しつける風さへ生じてゐた。物價騰貴の如きも、いつも貿易の責任にされ、攘夷黨のいゝ口實となつてゐたのである。

大橋訥菴の「關邪小言」には、外國人の萬里の外に交易するは「譬へば人の子たる者、父母の與ふるを薄しとして、他に行きて物を乞ふが如」きものであるとし、交易を望む人間は「己が分を越して私慾を遂げんとする者にて、憎むべく稱すべからず」といひ、また左様な論を唱ふるものを賞揚するは「盜跡を指て君子となし、主弊をもつて思臣」といふが如きものであるとまで極言してゐる。貿易不道德論である。

この「關邪小言」は、幕末の有識者の間に愛讀された書籍の一つであるから、かやうな極端な議論も、相當廣く當時の有識階級に滲潤してゐたことは想像に難くない。否、當時開國の故をもつて非難的になつてゐた幕府要人の腦裏にすら、かなり根深く喰ひ込んでゐたのである。

人間の偏執は、時に迷信的固陋にまで墮するものであるが、徳川時代に於ける反貿易思想。ヤ、それに類するものがあつた。安政の開港後も、幕府それ自身が常に貿易抑制策をとつてゐたが、維新の際、廟堂諸侯の頭腦を支配してゐたのも、やはりその頑迷固陋な反貿易思想だつた。明治二年出版の加藤弘之の「交易問答」は、この反貿易思想打破のために著述されたのであるが、書中「頑六」なるものをして、當時の反貿易思想を次の如く語らしめてゐる。

ナント才助君、僕には一向合點の參り申さぬことがござる。今御公儀と申す者がなくなつて、天下の御政事は、××××なざる様になつたから、是迄御公儀の御可愛がりなかつた醜夷等は、直に御拂擯になるだらうと思つて楽しんで居ましたら、矢張以前御公儀と同じことで、加之大阪や兵庫にも交易場が御開きになり、又東京でも交易を御開きなざるといふは何たることござらう。どうも此頑六様には一向合點が參り申さん。或先生の御話に元來此日本といふ御國は神國でござるから、日本人の智慧といふものは、中々醜夷等の及びもないことで、物事何も角も十分備つて、何一ツ不足ないといふ世界隨一の國ださうでござる。そこで怒の深い醜夷等は、己が國が惡國で物事何も角も不足なら、けだ物だから、世界中の國から唯一ツの日本國を目掛けて來て、彼等が國の何の益にも立ない品物を持越して、日本の結構な品物を買出、おひく日本の諸品を買盡して日本人を弱らせ、結局には日本の御國迄も彼奴等が物にしようといふ不屈千萬な企をするのでござる。夫故近年諸金がおひく拂底になつて、値段が日々のやうに上り、何でも三層倍や四層倍にならないものはないといふのは、思へば、何たる世の中ござらう。是といふのもみんな醜夷等が仕業でござる。是程悪い醜夷等を何で、××××大事になさつて、彼奴等がいふ通りになさるのでござるやら、僕等の様な三錢にもならない老翁翁でも、實に切齒やうでござる。

更に頑六は、物價騰貴も外國貿易の故なりとして、次の如く痛憤してゐる。

併し足下はまた醜夷にだまされてゐなざる。何故といふに、今話した通り醜夷が來てから日本の諸金がおひく醜夷の國に出て行くものだから、此三四年以來といふものは、諸金が日々のやうにあがつて、先刻もいふ通り何でも三層倍や四層倍にならないものござらん。此上此儘で最早三四年も續かうものなら、それこそ日本國中の者がみんな乞食になるより外に仕方がなからうと思ふのに、おまけに東京や大阪で交易がおひく盛んになつたならば、僅か一年か一年半の間には、

日本の金銀や諸金のみならず、醜夷の手にはいつてしまつて、結局には日本の國までも彼奴等が物になるのは必定といへる。これはまさしく貿易亡國論であるが、これがまた維新當時に於ける國民の代表的意見でもあつたのである。

鎖國經濟はまた反産業思想を生み出すにはなかつた。

幕府時代の國民所得は、大體年々の米穀收穫の上に置かれてあつたが、この米穀收入の増加率は極めて低く、時には却つて低下することさへあつたから、國民の商品に對する需要は、必然的にこれに抑制された。従つてこの點からだけでも新産業の開發や舊産業の増産が自然に制約せられ、それが貿易の場合と同じやうに、反産業思想に轉化して行つたが、幕府に於てもまた政策的に反産業方針をとつた。それは、限りある所得に對し、その所得以上の商品を與へることは、いたづらに國民の奢侈心を刺戟し、經濟的行詰りに追ひ込む結果となるからである。従つて幕府は、その治世方針として、一方に産業抑制策をとると同時に、他方物の消費節約を奨励し、供給と需要の勘定尻を合せるの策をとつたのである。物の消費節約はすなはち節儉である。生産抑制と節儉、これが幕府の産業經濟政策の主潮だつたのである。

徳川時代の儉約經濟はかなり徹底し一般には儉約と經濟とは同義語に解されてゐた。曾て某雜誌に登載された調査によると、徳川時代に布告された儉約令は、實に三百二十數回の多きに達してゐた。もつていかに幕府が消費經濟に力を入れてゐたか想像されよう。

また徳川時代は鎖國といつても、長崎は和蘭と支那のために開かれてゐたし、享保年間には、學術書の輸入は許されてゐた。殊に安政六年以降は全面的の開港となり、自由主義、資本主義の本山たる英國の文物も相當輸入されてゐたにかゝらず、不思議にも經濟に關する知識の輸入は殆ど見られなかつた。自由主義經濟の翻譯書としては、慶應二年に至り漸く神田孝平の「經濟小學」の出版を見たのみである。福澤諭吉も神田と時を同じうして自由主義經濟書を読んでゐるが、それを塾生に講じたのはいつ頃からであらうか。明治元年の彰義隊戦の最中に、福澤がウェーランドの經濟學を講じてゐたことは有名な談であるが、それは時間的にいへば、王政復古後のことで……新政府の新經濟策が確立されてから後の談だから、維新前の日本に對しては、何等の影響を與へてゐない。

また横濱には外國銀行の支店もあり、英蘭銀行券や小切手も使用されてゐたが、日本商人は、その本質などは少しも知らず、たゞ外國人の使用するものだからといふ一念で、これを使用してゐたに過ぎなかつた。

これを要するに、安政の開國後といへども、明治維新に至るまで、國民の經濟思想に對する自由主義經濟の影響は殆ど無かつたといつても過言ではなからう。別言すれば、維新當時の國民の經濟思想は、前に紹介された「交易問答」中の頑六翁によつて代辯される通りの反貿易、反産業だつたのである。この頑六思想に對比する時三岡の殖産貿易論が、いかに革新的のものであるかは、説明するまでもないことである。

しかも三岡は、この革新的な難事業を、これまた前代未聞の紙幣によつて行はんとしたのである。屢々陳べた如く、日本には肇國以來中央政府から紙幣の發行された事實なく、徳川があゝの財政窮乏の間にあつて、なほ紙幣

の發行を躊躇してゐたのである。したがつて維新當時の經濟思想は、極端なる正貨主義である。さういふ社會に……反貿易、反産業、反紙幣で凝り固まつてゐる社會に、貿易産業政策を、紙幣で行かうといふのだから、實に思切つた革新だつたことはいふまでもない。當時の人々の反紙幣思想は、「日本はいかに神國なればとて、金まで紙になりけるかな」「佛より尊き金も紙となり、上は金札下はこんざつ」……この二首によく盡されてゐる。

しかし世界の日本として歐米列強と經濟的角逐をするには、到底正貨主義に依存してゐられないことは當然である。明治維新と共に日本が信用通貨經濟に入つたことは、極めて至當の措置だつたのである。日本はこれによつて、近代的經濟國家たる主要なる準備が整うたといへる。各藩において盛んに藩札が發行され、瓦解前幕府みづからも紙幣を發行した事實より見て、日本は必然的に紙幣經濟に入るべき運命にあつたが、新政早々このことが、新日本の新國是を實行する一つの手段として斷行されたことは、極めて有意義のことと云はざるを得ない。私には當時の財政家の烈々たる革新的意氣が、身近かに感ぜられる心地がする。

だが、國民の傳統的思想や風習を轉換することのいかに困難であるかは、世上幾多の事例によつて示されてゐる。あの一見滑稽にさへ見える丁髷を切るだけのことに、どれだけの時日や悲劇的な騒ぎが演ぜられたかを顧みるだけでも、そのことは容易にうなづかれよう。今次事變において、わが實業家の自由主義的觀念を清算させるためには、五年の歲月と當局者の相當な忍耐力が要求された。神田孝平も維新の際加藤弘之と同じく、外國貿易論を鼓吹せんとし、それには先づ召使ひの老婆から説得して見よう。この老婆を説得し得ないやうでは、とても

社會一般を説得することは出来ないといふので、朝に晩にその老婆をとらへて外國貿易の利を説いてきかせたが、遂に賛成を得るに至らなかつたといふ逸話さへ残つてゐる。かゝる時代にあつて三岡の如き産業貿易思想は、それ自身極めて革新的であつたと同時に、これを實行するといふ企てもまた、今日よりは想像もつかないほどの革新的の難事業だつたのである。

新日本が列國と伍してその國威を發揚して行くには、須らくかやうな反産業思想を放下し、積極進取の國是を確立して、殖産貿易を盛んにし、もつて富國の基礎を築くことが急務であり、且つ當然の措置であることは云ふまでもない。だが、かく思ふのは、七十年後の吾々が歴史を顧みて下す冷靜なる判斷であつて、その時代の渦中にある人々には、その時代の變化と要求を正しく認識することは、容易に出来ることではない。彼らはたゞ指導者の高邁なる識見によつて指導せられる外はなかつたのである。

經濟に關する限り、維新の際、國民的に革新的機運がうごいてゐたとか、その國民的革新的總意によつて維新の新經濟政策が樹立されたとかなすことは、全く事實にあたつてゐない。維新の際の日本人は、依然として封建鎖國經濟に満足し、自給自足的消極思想の上に陶醉してゐたのである。政治的に相當革新意見をもつてゐた岩倉、大久保、木戸等も經濟の點においては、殆ど何等の抱負も經緯もなく……否、全く門外漢たることを標榜して、それに觸るゝことを避けてゐたのである。だからもしあの際、三岡の如き革新的經濟家が現はれなかつたとすれば、わが經濟は相當の期間、舊態依然として徳川的思想によつて指導される外はなかつたのである。それは